

第6次所沢市障害者支援計画

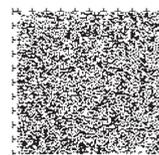
第7期 障害者計画

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画



令和6年3月
所沢市



はじめに



障害者と聞いてどのような方を思い浮かべますか。多くの方は「心身の機能に障害がある方」と思うのではないのでしょうか。ところが、障害のある方の声に丁寧に耳を傾けますと、「障害」とは個人の心身機能の障害のみならず、「社会の側にある障壁」と重なりあって作り出されていることに気がきます。このような「社会の側にある障壁」をなくすため、所沢市では平成 30(2018)年 7

月に『所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例』を施行し、これまで多くの取り組みを行ってきました。しかし、様々な社会的障壁が今なお多く存在しており、引き続き、スピード感を持って物理的な環境の整備、障害理解の浸透といったハード・ソフトの両面から共生社会を推進することが求められています。

本計画は基本理念「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を、前期計画から継承しつつ、昨今の法制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、それぞれの施策分野、その方向性を丁寧に検証し、着実に進めるべき取組内容を網羅しました。これらの施策展開に加え、障害のある方の人生を考えた時に必ず訪れる「ライフステージの変化」に対応した、切れ目のない支援を行うべく、それぞれの年代で必要とされる支援や重点施策を整理して、今後の方向性を明確にしました。市は本計画に基づき、関係部署・関係機関が一体となって障害者施策を進めてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

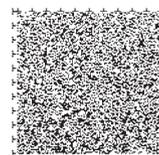
結びに、本計画の策定にあたり、所沢市障害者施策推進協議会、所沢市自立支援協議会の各委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様、各種団体、事業所の方々に心からお礼を申し上げます。

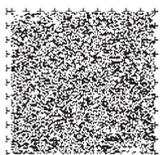
令和 6 年 3 月

所沢市長 小野塚 勝俊



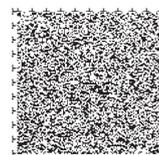
本市長挨拶文については、所沢市ホームページ上で、手話通訳士が通訳した動画を公開しています。左記二次元バーコードからアクセスできます。



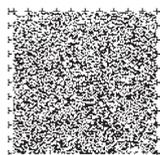


目次

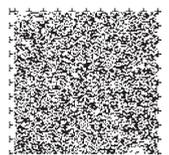
第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の対象.....	5
第2節 計画の基本理念	8
1. 基本理念.....	8
2. 基本的な考え方	8
3. 計画の振り返り	9
第3節 障害者の現況.....	12
1. 障害者数の状況	12
2. 就労等の状況.....	21
3. アンケートの概要	24
第2章 施策展開	29
第1節 施策体系.....	30
1. 差別解消と権利擁護の推進.....	32
2. 社会参加の促進と協働の推進.....	36
3. 情報アクセシビリティの向上.....	40
4. 安全・安心なまちづくり	44
5. 育ちと学びの充実	48
6. 雇用・就労の促進	52
7. 保健医療の充実	56
8. 支援体制の充実	60
9. 福祉サービス等の充実	64
障害者作品展の受賞作品の紹介.....	68
第2節 ライフステージを通じた支援.....	70
1. ライフステージの設定	70
2. 求められている支援の考え方	71
3. 乳幼児期（小学校入学前）の支援	72
4. 学齢期（小学校入学～17歳）の支援	74
5. 青年期（18歳～39歳）の支援	76
6. 壮年期（40歳～64歳）の支援	78
7. 高齢期（65歳以上）の支援.....	80
第6次所沢市障害者支援計画 目標・指標一覧（再掲）	82



第3章 障害福祉サービス等の目標値・見込量	83
障害福祉サービス等の全体像	84
1. 計画の目標値	85
2. 福祉サービス等の見込量	91
3. 見込量確保のための方策	103
第4章 計画の推進に向けて	105
1. 関係機関等との連携	106
2. 障害者等の参画	106
3. 計画の達成状況の点検及び評価	106
資料編	107
1 計画の策定経過	108
1. 検討経過	108
2. 所沢市障害者施策推進協議会	109
3. 所沢市自立支援協議会	110
4. 第6次所沢市障害者支援計画策定検討委員会	111
2 条例	112
1. 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例	112
2. 所沢市障害者施策推進協議会条例	119



第1章 計画の基本的事項



第 1 節 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

我が国においては、昭和 56 年の国際障害者年^{※1}を契機として、国際的な動向や我が国独自の事情を踏まえて、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を計画的に推進してきました。

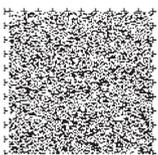
近年では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、障害者の権利擁護を推進しています。

障害福祉に関する制度としては、平成 15 年度に導入された支援費制度によって、障害福祉サービスの提供が利用者と事業者間の契約に基づいて行われることになり、利用者の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりましたが、同時に新たな課題も生じました。そのため、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、障害種別（身体、知的、精神等）によらず一体的な制度の下での対応に変更されました。さらに、平成 25 年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、対象者に難病患者も加えられました。

(2) 趣旨

本市においては、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化した「所沢市障害者支援計画」を障害者施策の基本指針として、平成 20 年度の第 1 次所沢市障害者支援計画の策定から、市の取組や諸計画の理念を踏まえ、施策を推進してきました。

本計画は、第 5 次所沢市障害者支援計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の基本理念を継承しつつも、所沢市を取り巻く状況を踏まえ、共生社会^{※2}の実現を目指し、本市における障害者施策を総合的に推進するために策定するものです。



※1 国際障害者年…国連が障害者権利宣言の趣旨（尊厳、平等、社会参加）に基づき、1981 年(昭和 56 年)を「国際障害者年」と宣言したものの、「完全参加と平等」の促進を目的としている。

※2 共生社会…全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。障害者基本法では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨を定めている。

近年の主な障害者・障害児にかかる制度改革の動向は以下のとおりです。

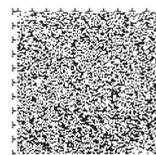
年	主要な障害者制度改革の動向
令和元年	○障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）改正
令和2年	○社会福祉法等の一部改正（重層的支援体制整備事業 ^{※1} の創設など） ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の一部改正
令和3年	○障害者差別解消法の一部改正（事業者による合理的配慮の義務化など） ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）の施行
令和4年	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行 ○障害者総合支援法、児童福祉法、障害者雇用促進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）等の一部改正
令和5年	○子ども家庭庁設置法、子ども基本法の施行

国においては、障害者施策の最も基本的な計画であり、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第5次障害者基本計画に基づき、次の11の分野ごとに取組を進めています。

第5次障害者基本計画

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- 2 安全・安心な生活環境の整備
移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- 4 防災、防犯等の推進
災害発生時における障害特性に配慮した支援
- 5 行政等における配慮の充実
司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
- 6 保健・医療の推進
精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- 8 教育の振興
インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
総合的な就労支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- 11 国際社会での協力・連携の推進
文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

※1 重層的支援体制整備事業…市町村において、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するもの。



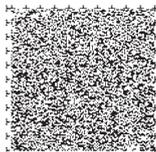
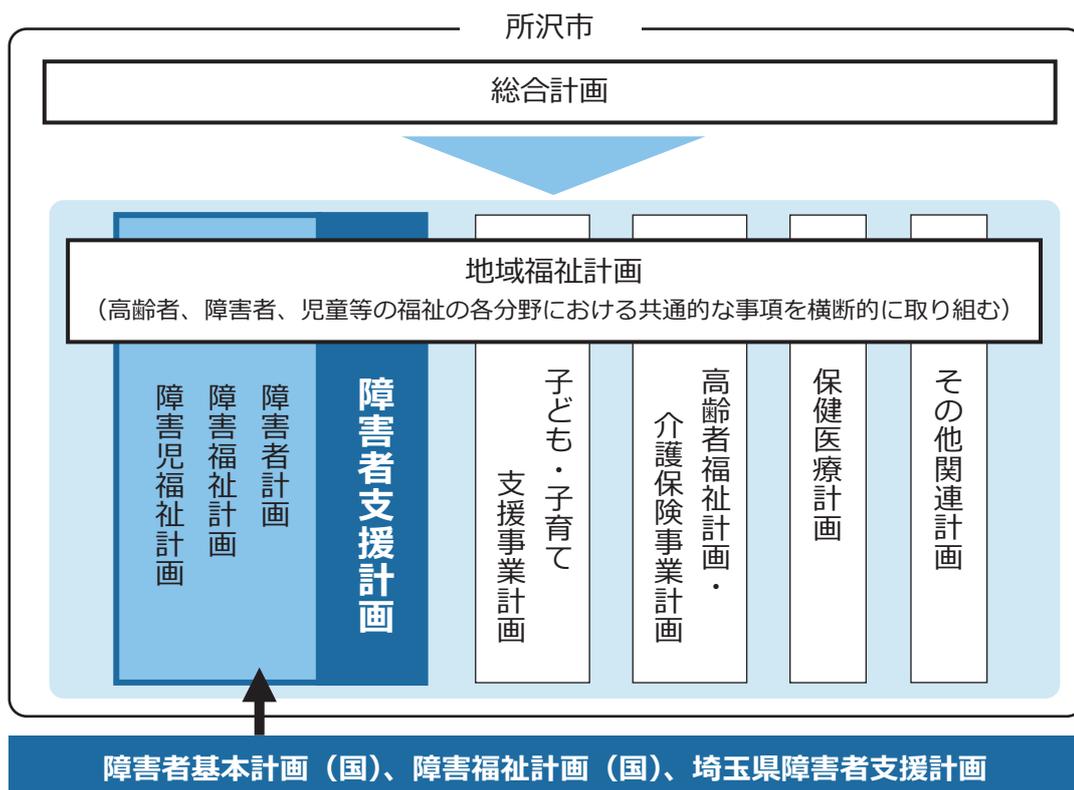
2. 計画の性格と位置づけ

所沢市障害者支援計画は、所沢市障害者計画と所沢市障害福祉計画、所沢市障害児福祉計画を一体化したものです。

所沢市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者の保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等に関する計画として位置付けられています。

所沢市障害福祉計画と所沢市障害児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められている「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として位置付けられています。

所沢市障害者支援計画は、所沢市総合計画を上位計画に位置付け、国や埼玉県 of 計画、所沢市地域福祉計画等と整合性を保ちながら、所沢市の障害者施策の基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。



3. 計画の期間

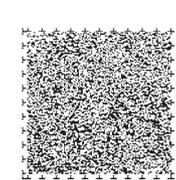
この計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、計画最終年度に次期に向けた見直しを行います。



4. 計画の対象

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。以下同じ。）、難病等があり、日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

身体障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、心臓機能障害等、身体上の障害がある状態。
知的障害 (精神発達遅滞)	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。
精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有するもの。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥性多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
高次脳機能障害	事故や病気等で脳に損傷を受けた後、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが現れ、日常生活や社会生活に支障が出てしまう障害。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。



「誰一人取り残さない社会」の実現

◆SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された2030年(令和12年)を年限とする基本目標です。

「第6次所沢市総合計画(令和元年度～令和10年度)」は、SDGsの観点を踏まえて策定しており、17のゴールは本市の事業すべてに関わるとの考えに基づき、関連性を整理しています。

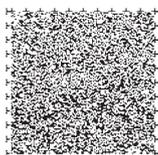
また、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。障害のある・なしだけでなく、性別や年齢、国籍などの個々の違いを尊重し、個性を生かす考え方が重要となっています。

本計画においては、SDGsの考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障害のある・なしに関わらず、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

【SDGsのゴール】



障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と特に関連のあるゴールを大きく表示しています。



◆発達障害の方にもやさしい社会



社会の理解が大切。
発達障害の特性があっても
困らないように。

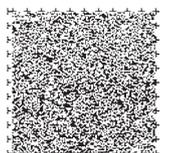
発達障害にはさまざまなタイプがあり、その境界はあいまいで、特性を併せ持つことが多いものです。

発達障害者支援法では、このような特性と、社会的障壁^{※1}により日常生活又は社会生活に制限を受ける方を「発達障害者」と定義しております。

発達障害者に特化した手帳制度はありませんが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象となる場合があります。

例えば、暗黙の了解が分からない人を「空気が読めない」と排斥するのではなく、目に見えるようなルール整備を進めていくなど、発達障害の特性のある人にとっても社会的障壁を減らしていけるよう、さまざまな特性を理解し認めあう社会づくりが大切です。

※1 社会的障壁…障害者基本法第2条の2によれば、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの。



第2節 計画の基本理念

1. 基本理念

第5次所沢市障害者支援計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指し、「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を基本理念に掲げました。

本市では、平成30年7月に「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行するなど、障害者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、障害者施策を継続して推進していくために、第5次所沢市障害者支援計画の基本理念

「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」

を継承しつつ、昨今の法・制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、新たな共生社会の実現を目指します。

2. 基本的な考え方

基本理念を実現するために、次の3つの観点から計画を推進します。

基本理念

ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ

地域共生社会の
実現に向けた
環境整備

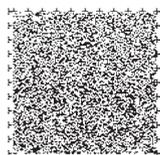
障害の有無にかかわらず、地域の中で共に助け合えるよう、市民同士の協働が自然に生まれるまちづくりを推進します。

障害者の自立と
社会参加の促進

障害者が自らの意思に基づき、社会に参加し、自己実現を図ることができるよう、各分野における取組を通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

障害特性に応じた
きめ細かな支援

障害者が希望する地域生活を実現するため、他分野多機関と連携した相談支援を提供し、障害特性に応じたきめ細かな支援を推進します。



3. 計画の振り返り

(1) 第5次所沢市障害者支援計画の実施期間における所沢市の主な取組

第5次計画の実施期間中の主な取組として、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能（「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）をもつ、地域生活支援拠点^{※1}の整備を進めています。

このうち、「緊急時の受入れ・対応」については、市内障害者支援施設との間で緊急時の受入・対応に関する委託契約を新たに1事業所と締結、計4か所となりました。

「体験の機会・場」については、障害福祉サービス等に係る事業所等の関係者間において、体験の機会・場の整備に関する協議を進めています。

「専門的人材の確保・養成」については、所沢市自立支援協議会^{※2}において、事業所向け研修会を実施するとともに、関係者間での協議を進めています。

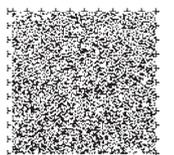
「地域の体制づくり」については、保健、医療、福祉その他の関係機関が、医療的ケア児の支援に関する情報共有や意見交換を行う「医療的ケア児支援の情報交換会」を実施しています。また、所沢市自立支援協議会において、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の協議体として他分野との連携強化に関する協議を実施しました。

このほか、「社会的障壁の除去推進事業」として段差の解消や意思疎通支援用具の導入に係る費用に対して補助を行いました。

また、障害者の芸術文化活動の推進に関する取組として、障害のある人もない人も誰でもできるワークショップを開催しています。令和5年度は筆遊びワークショップとドライフラワーワークショップを開催しました。

※1 地域生活支援拠点…障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

※2 所沢市自立支援協議会…相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。障害者総合支援法に設置が規定されており、就労、保健医療、サービス提供事業所、相談支援事業者等により構成されている。

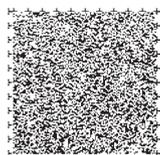


(2) 第5次所沢市障害者支援計画に対する評価

令和4年度までの第5次所沢市障害者支援計画の指標の実績値・目標値は次のとおりです。

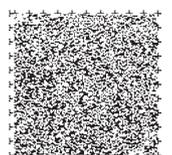
■第5次所沢市障害者支援計画 各指標の実績値・目標値

指標	現状値 令和元年度時点	実績値 令和4年度末	目標値 令和5年度末
1. 差別解消と権利擁護の推進			
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数(累計)	567人	1,229人	1,220人
障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数	133人	197人	200人
2. 社会参加の促進と協働の推進			
所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者数	7,352人	8,003人	8,500人
障害者週間記念事業来場者数	332人/日	416人/日	550人/日
3. 福祉サービス等の充実			
グループホームの整備数	219人分	362人分	301人分
4. 支援体制の充実			
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所数	19か所	22か所	23か所
所沢市こども支援センター(発達支援)の利用者満足度	89.8%	95.9%	100%
5. 保健医療の充実			
乳幼児健康診査未受診率	5.8%	3.6%	4.3%
リハビリ相談(予約制)及び訪問リハビリ指導の相談者数	67人	51人	70人
所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数	113人	160人	153人
6. 育ちと学びの充実			
保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,509件	1,592件	1,650件
特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組を行った学校の割合	—	93.6%	100%
7. 雇用・就労の促進			
ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	631人	760人	790人
障害者就労施設等からの調達実績額	8,572,349円	13,566,143円	9,000,000円
8. 情報アクセシビリティの向上			
ウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数(累計)	52人	151人	144人
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,046件	2,423件	2,200件
9. 安全・安心なまちづくり			
駅ボランティア登録者数(延べ人数)	2,460人	2,621人	2,760人
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	18件	19件	21件



1. 「差別解消と権利擁護の推進」では、2つの指標のうち所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数が目標を達成、障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数は未達成です。
2. 「社会参加の促進と協働の推進」では、所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者数、障害者週間記念事業来場者数の2つの指標ともに目標未達成です。
3. 「福祉サービス等の充実」では、グループホームの整備数の目標を達成しています。
4. 「支援体制の充実」では、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所数、所沢市こども支援センター（発達支援）の利用者満足度の2つの指標ともに目標未達成です。
5. 「保健医療の充実」では、3つの指標のうち乳幼児健康診査未受診率と所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数が目標を達成、リハビリ相談（予約制）及び訪問リハビリ指導の相談者数は未達成です。
6. 「育ちと学びの充実」では、保育園等の障害児保育への巡回指導の件数、特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組を行った学校の割合の2つの指標ともに目標未達成です。
7. 「雇用・就労の促進」では、2つの指標のうち障害者就労施設等からの調達実績額が目標を達成、ところざわ就労支援センター登録者の就職者数は未達成です。
8. 「情報アクセシビリティの向上」では、所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数とウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数の2つの指標ともに目標を達成しています。
9. 「安全・安心なまちづくり」では、駅ボランティア登録者数、災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数の2つの指標ともに目標未達成です。

第6次所沢市障害者支援計画においては、目標値を達成している分野についてはより一層の施策の推進を図り、未達成の分野については、その課題や原因等を整理し、施策の改善を図ります。



第3節 障害者の現況

1. 障害者数の状況

(1) 障害者数（障害者手帳所持者数）の推移

所沢市の障害者手帳所持者数は令和5年3月末現在では15,213人であり、所沢市の総人口の4.4%を占めています。障害種別では、身体障害者が8,445人、知的障害者が2,542人、精神障害者が4,226人となっています。

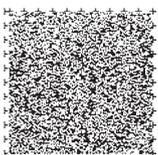
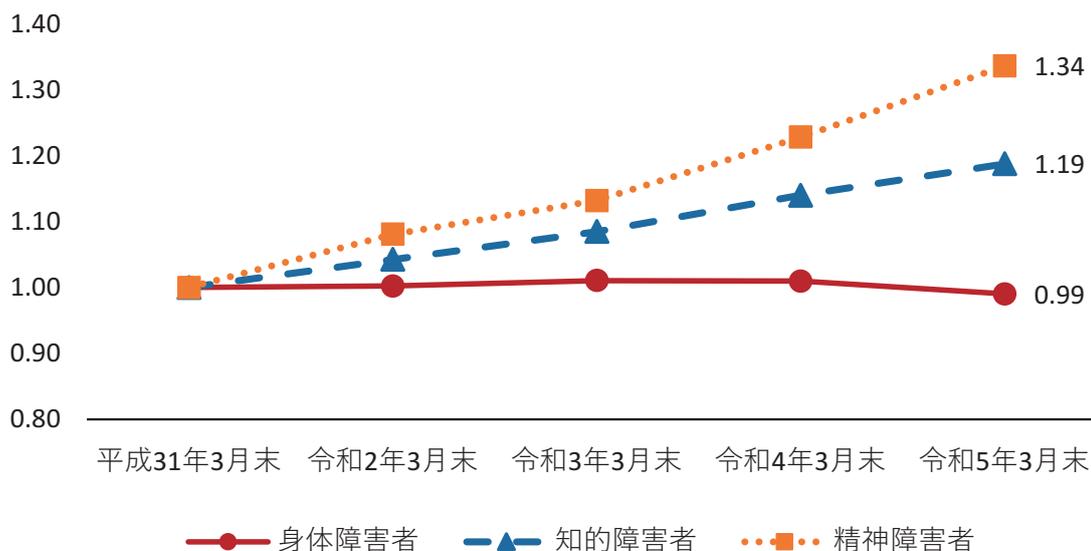
平成31年3月末から令和5年3月末までの推移では、身体障害者はほぼ横ばいですが、知的障害者は1.19倍、精神障害者は1.34倍とそれぞれ増加しています。

単位：人、（）内は総人口に占める割合

区分	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
市の総人口	343,912	344,193	344,014	343,752	343,867	1.00
身体障害者	8,528 (2.5%)	8,548 (2.5%)	8,619 (2.5%)	8,611 (2.5%)	8,445 (2.5%)	0.99
知的障害者	2,140 (0.6%)	2,231 (0.6%)	2,322 (0.7%)	2,440 (0.7%)	2,542 (0.7%)	1.19
精神障害者	3,162 (0.9%)	3,418 (1.0%)	3,580 (1.0%)	3,884 (1.1%)	4,226 (1.2%)	1.34
障害者合計	13,830 (4.0%)	14,197 (4.1%)	14,521 (4.2%)	14,935 (4.3%)	15,213 (4.4%)	1.10

障害者手帳等所持者数の推移

(平成31年3月末を1とした場合)



(2) 身体障害者の状況

① 障害部位別の状況

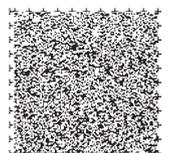
令和5年3月末現在で身体障害者は8,445人おり、このうち視覚障害は745人、聴覚・平衡障害は681人、音声・言語・そしゃく機能障害は125人、肢体不自由は3,912人、内部障害が2,982人となっています。

単位：人

障害部位・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚		235	247	43	48	140	32	745
聴覚・平衡		34	203	92	136	5	211	681
内 訳	聴覚	34	203	91	136	0	211	675
	平衡	0	0	1	0	5	0	6
音声・言語・そしゃく機能		15	10	58	42	0	0	125
肢体不自由		786	770	795	1,026	339	196	3,912
内 訳	上肢	492	477	240	150	75	85	1,519
	下肢	151	149	463	870	216	109	1,958
	体幹	120	137	90	1	45	0	393
	脳原性 移動	6	0	0	1	1	1	9
	脳原性 上肢	17	7	2	4	2	1	33
内部障害		1,871	36	308	767	0	0	2,982
内 訳	呼吸器	28	1	51	21	0	0	101
	ぼうこう・直腸	14	7	31	469	0	0	521
	小腸	0	0	2	5	0	0	7
	腎臓	776	1	3	1	0	0	781
	心臓	1,016	4	199	260	0	0	1,479
	免疫	16	21	22	11	0	0	70
	肝臓	21	2	0	0	0	0	23
計		2,941	1,266	1,296	2,019	484	439	8,445

※令和5年3月末現在

※身体障害者手帳所持者のうち、重複障害（上肢2級・下肢2級等）である場合は、主障害に人数を計上しています。



②等級別の状況

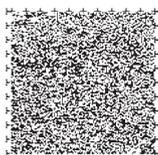
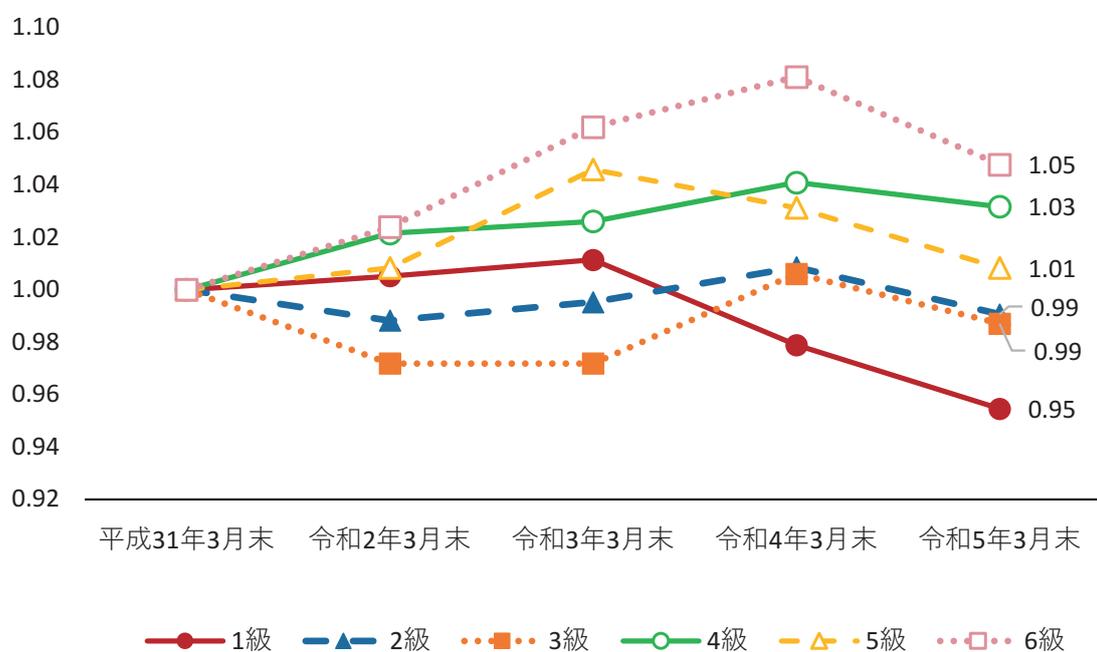
身体障害者について等級別で見ると、令和5年3月末現在で1級が最も多く2,941人、次いで4級が2,019人となっています。ここ5年間の推移では、1級・2級・3級は横ばいからやや減少し、4級・5級・6級はやや増加傾向にあります。

単位：人

等級別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
1級	3,081	3,097	3,116	3,016	2,941	0.95
2級	1,278	1,263	1,272	1,289	1,266	0.99
3級	1,313	1,276	1,276	1,321	1,296	0.99
4級	1,957	1,999	2,008	2,037	2,019	1.03
5級	480	484	502	495	484	1.01
6級	419	429	445	453	439	1.05
身体障害者計	8,528	8,548	8,619	8,611	8,445	0.99

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

(平成31年3月末を1とした場合)



③年齢別の状況

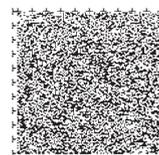
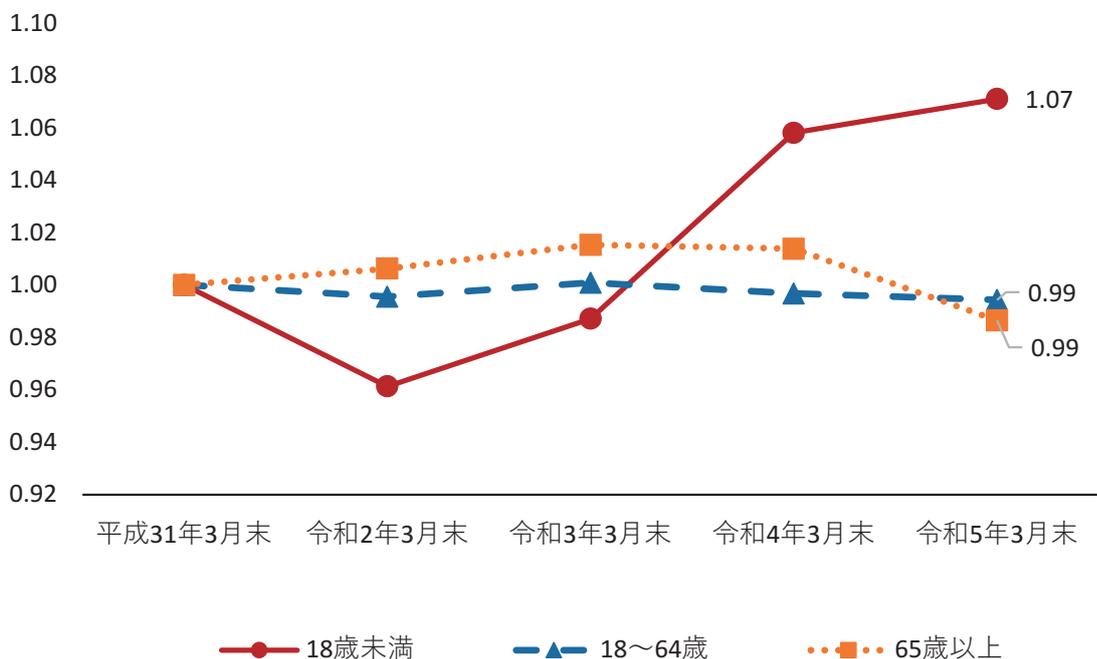
身体障害者について年齢別で見ると、令和5年3月末現在では65歳以上が最も多く5,856人、18～64歳が2,423人、18歳未満が166人となっています。ここ5年間の推移では、18歳未満が増加しており、18～64歳は横ばい、65歳以上はやや減少傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
18歳未満	155	149	153	164	166	1.07
18～64歳	2,437	2,426	2,439	2,429	2,423	0.99
65歳以上	5,936	5,973	6,027	6,018	5,856	0.99
身体障害者計	8,528	8,548	8,619	8,611	8,445	0.99

身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

(平成31年3月末を1とした場合)



(3) 知的障害者の状況

① 等級別の状況

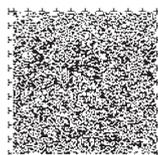
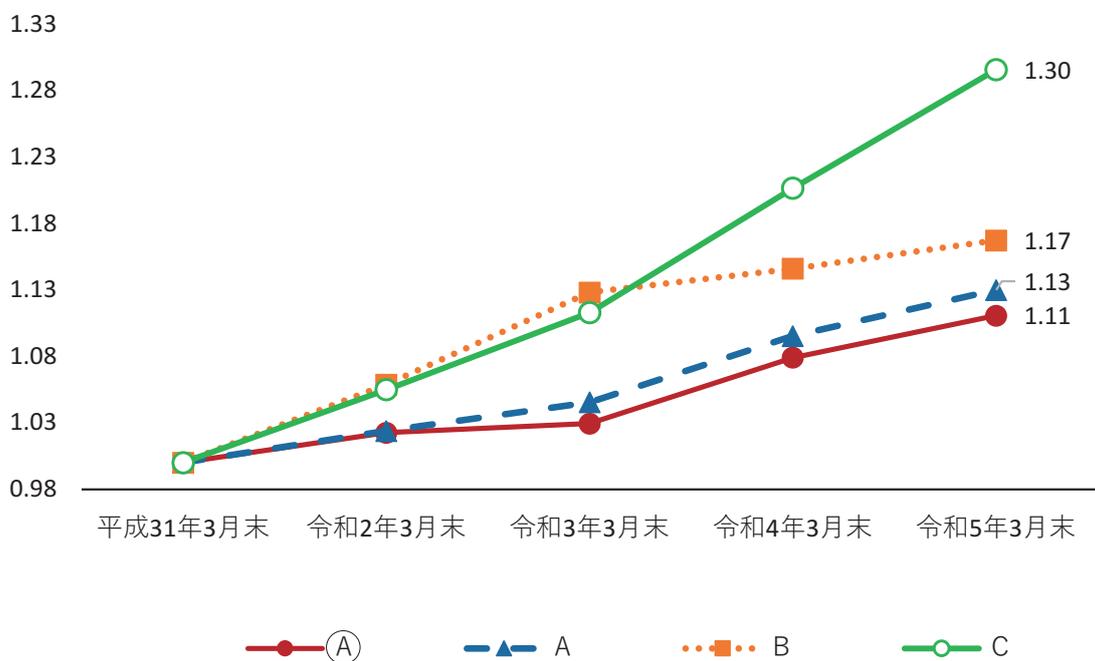
知的障害者について等級別で見ると、令和5年3月末現在ではCが最も多く872人、次いでBが656人、Aが522人、㉠が492人と、障害の程度の軽い人ほど多くなっています。ここ5年間の推移では、どの等級も増加していますが、特にCの伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
㉠	443	453	456	478	492	1.11
A	462	473	483	506	522	1.13
B	562	595	634	644	656	1.17
C	673	710	749	812	872	1.30
知的障害者計	2,140	2,231	2,322	2,440	2,542	1.19

療育手帳所持者数（等級別）の推移

(平成31年3月末を1とした場合)



②年齢別の状況

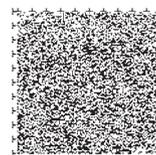
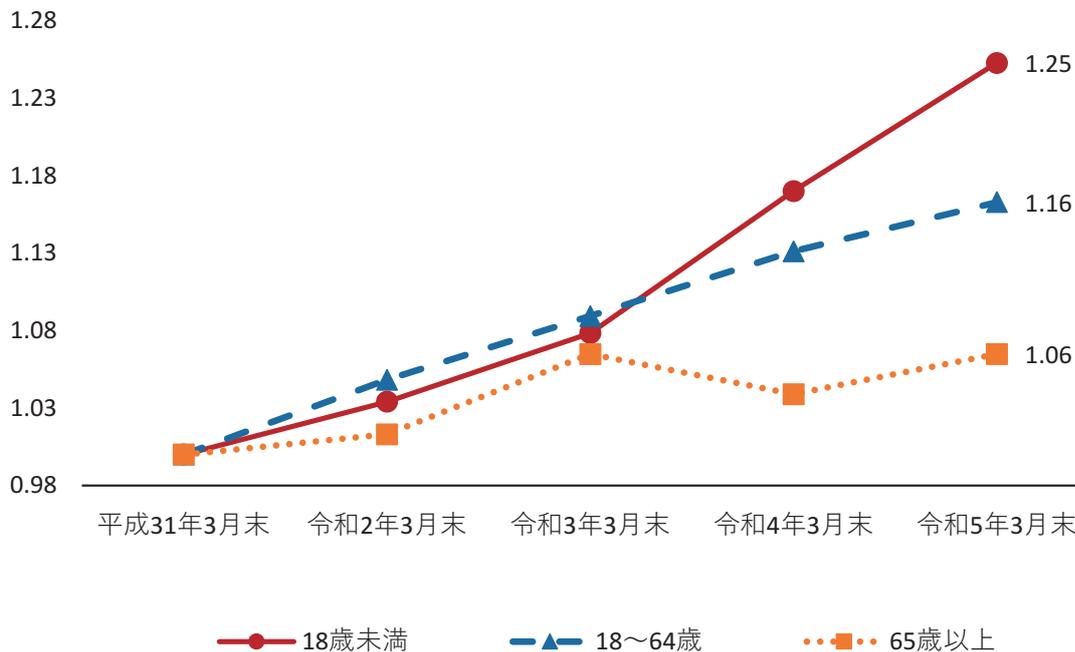
知的障害者について年齢別で見ると、令和5年3月末現在では18～64歳が最も多く1,613人、次いで18歳未満が847人、65歳以上が82人となっています。ここ5年間の推移では、18歳未満と18～64歳の増加が著しく、65歳以上もやや増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
18歳未満	676	699	729	791	847	1.25
18～64歳	1,387	1,454	1,511	1,569	1,613	1.16
65歳以上	77	78	82	80	82	1.06
知的障害者計	2,140	2,231	2,322	2,440	2,542	1.19

療育手帳所持者数（年齢別）の推移

（平成31年3月末を1とした場合）



(4) 精神障害者の状況

① 等級別の状況

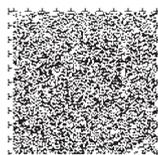
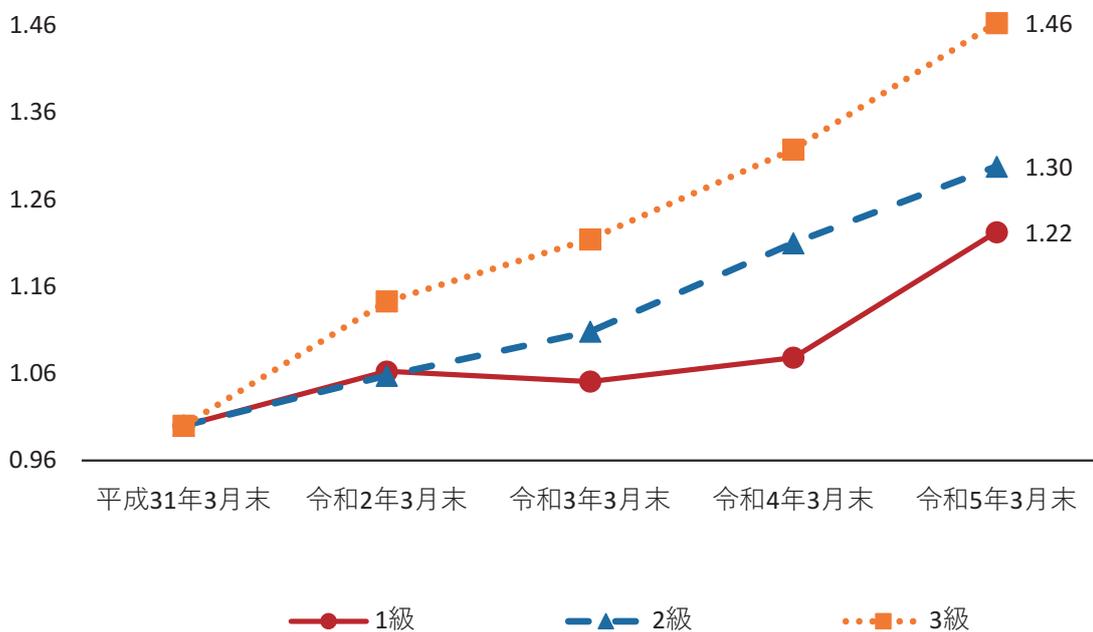
精神障害者について等級別で見ると、令和5年3月末現在では2級が最も多く2,665人、次いで3級が1,248人、1級が313人となっています。ここ5年間の推移では、どの等級も増加していますが、特に3級や2級の増加が著しくなっています。

単位：人

等級別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
1級	256	272	269	276	313	1.22
2級	2,053	2,171	2,275	2,484	2,665	1.30
3級	853	975	1,036	1,124	1,248	1.46
精神障害者計	3,162	3,418	3,580	3,884	4,226	1.34

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

(平成31年3月末を1とした場合)



②年齢別の状況

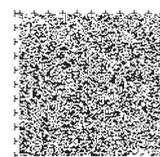
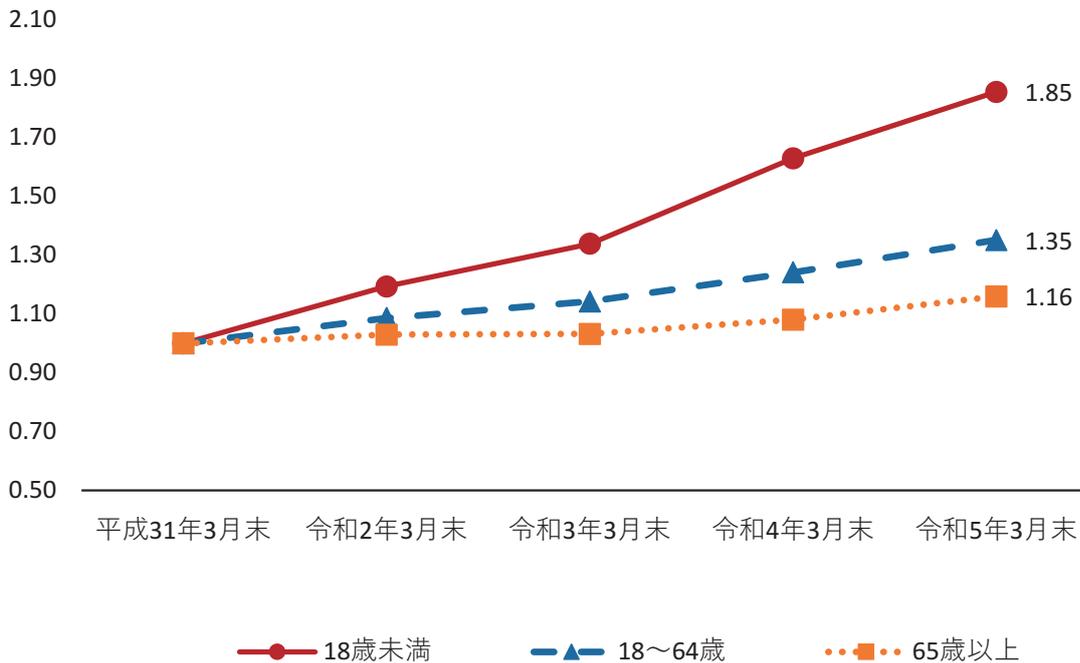
精神障害者について年齢別で見ると、令和5年3月末現在では18～64歳が最も多く3,638人、次いで65歳以上が473人、18歳未満が115人となっています。ここ5年間の推移では、18歳未満の増加が著しく、平成31年3月末から令和5年3月末にかけて2倍近く増えています。

単位：人

年齢別	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
18歳未満	62	74	83	101	115	1.85
18～64歳	2,692	2,924	3,076	3,342	3,638	1.35
65歳以上	408	420	421	441	473	1.16
精神障害者計	3,162	3,418	3,580	3,884	4,226	1.34

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

（平成31年3月末を1とした場合）



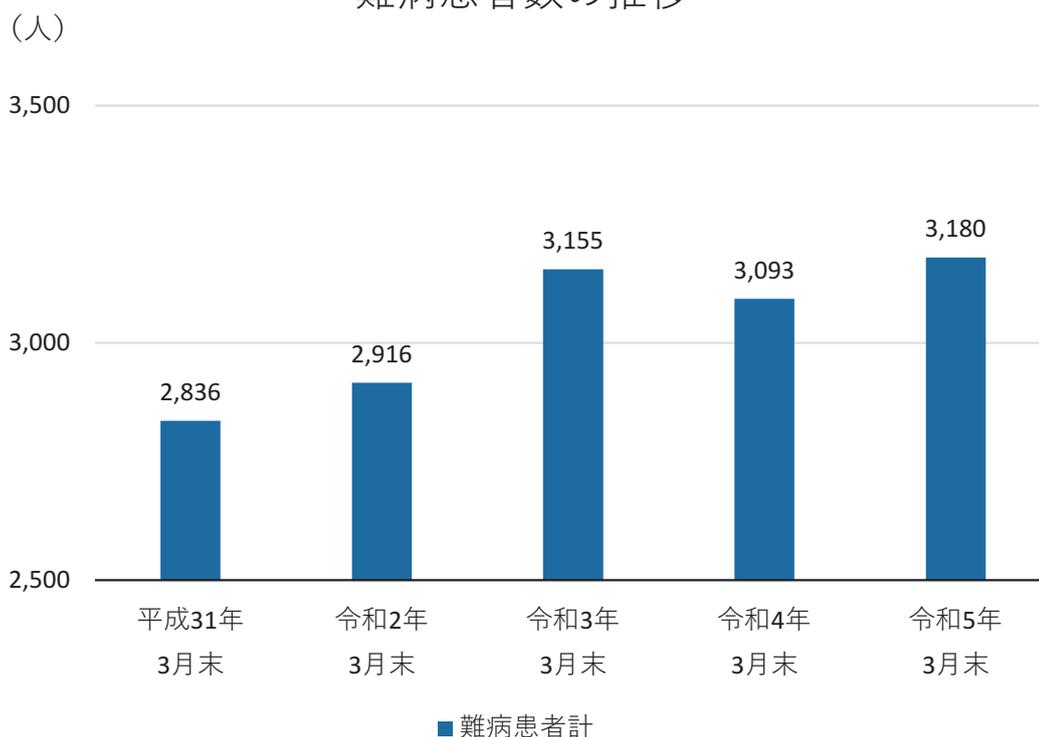
(5) 難病患者の状況

所沢市内の指定難病^{※1}、特定疾患^{※2}、指定疾患^{※3}、小児慢性特定疾病^{※4}の医療受給者証所持者数は、令和5年3月末現在で3,180人となっており、平成31年3月末の2,836人から344人の増加となっています。年度によって医療給付者の件数にばらつきがあるものの、緩やかに増加傾向にあるものと考えられます。

単位：人

区分	平成31年 3月末(a)	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末(b)	変化率 (b)/(a)
指定難病	2,487	2,571	2,804	2,725	2,812	1.13
特定疾患	11	12	14	11	11	1.00
指定疾患	9	9	9	10	10	1.11
小児慢性特定疾病	329	324	328	347	347	1.05
難病患者計	2,836	2,916	3,155	3,093	3,180	1.12

難病患者数の推移

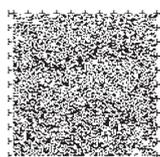


※1 指定難病…診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が強く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発などに困難をきたすおそれのある疾病。

※2 特定疾患…スモン病等、国が指定した4疾患。(本統計値では埼玉県が単独で指定する4疾患を含む。)

※3 指定疾患…先天性血液凝固因子欠乏症等、国が指定した11疾患。

※4 小児慢性特定疾病…治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる疾患で研究事業の対象とされているもの。



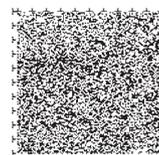
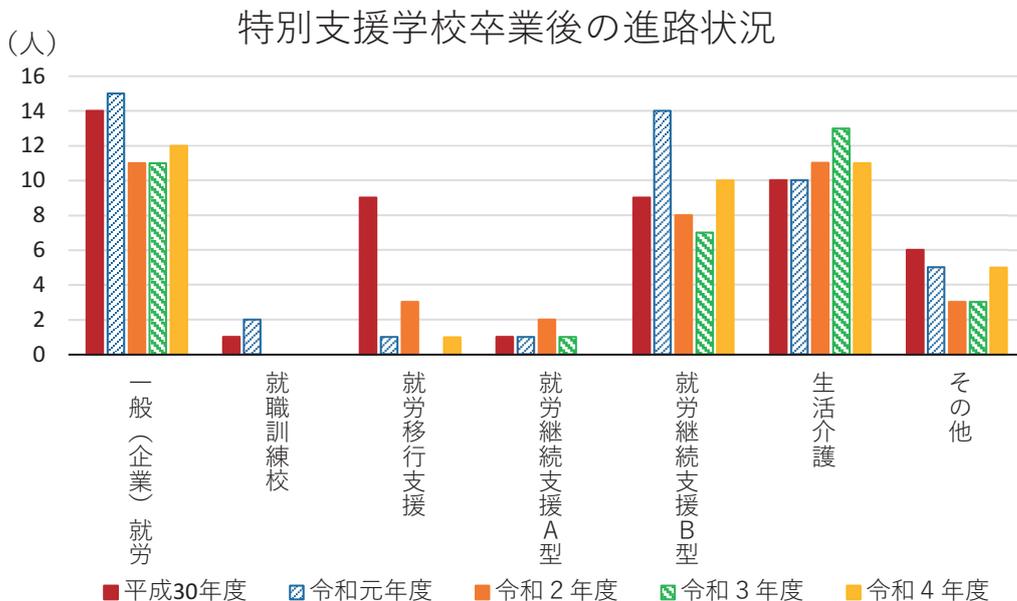
2. 就労等の状況

(1) 特別支援学校（高等部）卒業後の進路状況

所沢おおぞら特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、和光特別支援学校、埼玉県立日高特別支援学校の令和4年度卒業生のうち所沢市民は39人となっており、卒業後には約3割が一般企業へ就職しているほか、就労継続支援B型や生活介護等の通所施設を利用する割合が高くなっています。

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度の割合
一般（企業）就労	14	15	11	11	12	30.8%
就職訓練校	1	2	0	0	0	0.0%
就労移行支援	9	1	3	0	1	2.6%
就労継続支援A型	1	1	2	1	0	0.0%
就労継続支援B型	9	14	8	7	10	25.6%
生活介護	10	10	11	13	11	28.2%
その他	6	5	3	3	5	12.8%
合計	50	48	38	35	39	100%



(2) ところざわ就労支援センター^{※1}の状況

ところざわ就労支援センターでは、就労を希望する障害者を対象に、一般就労に向けた支援（就労に関する相談、職場定着のための支援等）を行っています。令和4年度時点で就職者の合計は760人、年度末の登録者数に対する就職率は62%となっています。

(総合)

単位：人、%、件

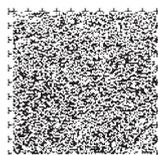
区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録・就労	年度末時点登録者 (a)	951	1,020	1,088	1,163	1,227
	年度中就職者 (b)	121	167	110	106	82
	就職者合計 (c)	567	631	671	714	760
	就職率 (c)/ (a)	60%	62%	62%	61%	62%
支援・実績	就職に向けた相談・支援	3,375	3,384	2,812	2,357	2,388
	就職定着に向けた相談・支援	2,800	5,016	6,932	7,534	8,764
	その他、日常生活・社会生活等に関する相談・支援	612	639	150	377	521

(登録・就労の内訳)

単位：人、%

区分	障害種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末時点登録者 (a)	身体	95	104	112	122	127
	知的	436	448	472	488	501
	精神	328	349	376	414	445
	その他	92	119	128	139	154
年度中就職者 (b)	身体	15	13	9	14	8
	知的	38	50	36	26	26
	精神	53	74	51	50	35
	その他	15	30	14	16	13
就職者合計 (c)	身体	48	55	54	64	67
	知的	281	300	320	331	344
	精神	177	194	214	228	251
	その他	61	82	83	91	98
就職率 (c)/ (a)	身体	50.5%	52.9%	48.2%	52.5%	52.8%
	知的	64.4%	67.0%	67.8%	67.8%	68.7%
	精神	54.0%	55.6%	56.9%	55.1%	56.4%
	その他	66.3%	68.9%	64.8%	65.5%	63.6%

※1 ところざわ就労支援センター…働きたい障害者の方への就労支援や障害者を雇用したい企業への雇用支援を行う施設。主に企業で働くために必要な相談や就職後の雇用継続のための相談を行っている。



(3) ハローワーク所沢^{※1}の状況

ハローワーク所沢では、本市のほか、狭山市、入間市、三芳町を管轄として求人・求職申込者に対し、相談や紹介等の業務を行っています。令和4年度における障害者の就職件数は、管轄地域全体（所沢市以外の市町村を含む）で384件となっています。

(総合)

単位：人、件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込件数	1,126	1,059	964	1,064	1,138
有効求職者数	1,179	1,025	1,152	1,272	1,246
紹介件数	2,588	2,074	2,243	2,438	2,303
就職件数	446	451	331	455	384

(新規求職申込件数内訳)

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	281	275	209	246	245
知的	183	164	136	148	139
精神	518	476	465	538	685
その他	144	144	154	132	69

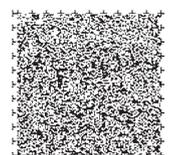
(有効求職者数内訳)

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	317	311	309	370	326
知的	231	112	245	259	205
精神	440	404	401	462	635
その他	191	198	197	181	80

※その他は、障害者手帳を所持していない難病、発達障害、精神障害等の障害者です。

^{※1} ハローワーク所沢…正式名称は所沢公共職業安定所。仕事を探している方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。障害のある求職者の方のための職業相談窓口も設置している。



3. アンケートの概要

(1) 調査の目的

第6次所沢市障害者支援計画の策定に当たり、障害者、障害児、在宅医療的ケア児、市民、事業所に対して、計画改定のための基礎資料を得ることを目的としたアンケートを実施しました。

※回答は、あて名のご本人について記入いただきました。障害児やご本人が記入できない場合は、ご家族や支援者がご本人と相談し、またはご本人の立場に立って回答いただいています。

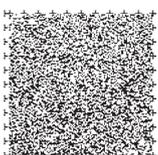
(2) 調査内容と回収状況

①調査内容

区分	18歳以上の障害者	18歳未満の障害児	在宅医療的ケア児	市民	事業所
調査対象	障害者手帳、指定難病医療受給者証等の所持者、自立支援医療受給者のうち、年齢・障害種別ごとに抽出した障害者、障害児、在宅で医療的ケアを受けている障害児			無作為抽出した18歳以上の所沢市民	障害福祉サービス等を提供している事業所
調査目的	生活実態、福祉サービス利用状況、現在抱えている課題、今後の希望、所沢市の施策に対する評価等を把握すること		必要な医療的ケア、現在抱えている課題等を把握すること	障害者との交流の状況、障害理解度などを把握すること	サービスの提供状況や運営課題などを把握すること
調査方法	郵送配付・回収				
調査期間	令和4年10月				

②回収状況

区分	18歳以上の障害者	18歳未満の障害児	在宅医療的ケア児	市民	事業所
調査対象者数(a)	2,200人	670人	30人	400人	200人
有効回答者数(b)	1,215人	356人	21人	195人	134人
有効回答率(b)/(a)	55.2%	53.1%	70.0%	48.8%	67.0%



(3) 主なアンケート項目

① 障害者・障害児を対象としたアンケート

- 差別解消・権利擁護について
- 社会参加について
- 福祉サービスの利用について
- 保健・医療について
- 教育・保育について
- 雇用・就労について
- 情報の利用のしやすさについて
- 安全・安心なまちづくりについて
- 障害者支援施策について 等

② 在宅医療的ケア児を対象としたアンケート

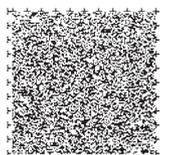
- 本人の病状、病歴、障害の程度について
- 本人の生活状況について
- 家族の生活状況について
- 災害時の対応について 等

③ 市民を対象としたアンケート

- 障害者との交流や援助の経験について
- 条例の認知について
- 障害者に対する差別や偏見について
- 障害に関する法律や制度の認知度について
- 災害時の援助について
- 障害者に対する市民の理解度について 等

④ 事業所を対象としたアンケート

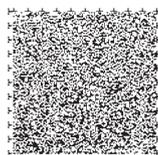
- サービス提供の状況について
- 事業所運営で苦慮している点について
- 所沢市の障害者支援への評価について
- サービスの質の向上への取組について
- 介護人材の確保について
- 今後のサービス提供の見込について
- 利用者の親亡き後の支援について
- 所沢市に不足している社会資源について 等



(4) 調査の結果判明した実態と課題のまとめ

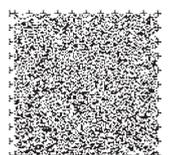
調査結果から明らかになった実態と課題について、施策分野別にとりまとめた結果は以下のとおりです。

施策分野別	調査で明らかになった実態と課題
差別解消・ 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の権利を擁護するための法律、制度等についての障害者自身の認知度が低い。 ● 障害児、障害者とも、一定数の方が幅広い場面で差別を受けたり嫌な思いをした経験を持ち、その割合は障害の種別や年齢により異なる傾向が見られる。 ● 半数を超える事業所は、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の内容を知っていると回答している。 ● 事業所が利用者から条例に基づく「差別」の解消を求められた際に可能な対応は職員への研修の実施や職員体制の整備などソフト面が中心で、ハード面での対応は30%弱である。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害理解について、理解されていないと感じる障害者が多数存在している。特に大切だと思うこととして、障害や障害のある人に対する理解を深めることであると考えている。 ● 市民にとって、障害のある人は身近な存在となっているが、半数の方は手助けをした経験がなく、うち20%の方は何をすればよいかわからないと回答している。
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児では、就労関係や相談支援などについて、今後の利用希望が多くなっている。障害者の今後の利用希望は、障害等の種別により異なっている。 ● 医療的ケア児は「訪問看護」と「訪問リハビリテーション」の必要性が多く、実際に利用もされている。 ● 30%を超える医療的ケア児が「訪問診療」、「日中一時支援」について、利用できる事業所が少ないと回答している。 ● 医療的ケア児であることを理由に「短期入所」を断られる方が20%弱いる。 ● 福祉サービスの未利用の理由について「利用する必要がない」が、全体の半数程度いるが、「福祉サービスを知らない」「利用の仕方がわからない」という方がそれぞれ10%程度いる。 ● 事業者について、医療的ケアが必要な方や重度の行動障害のある方へのサービス提供ができない理由として、職員体制が不十分であるとの回答が70%を超えている。 ● 30%弱の事業所が、利用者からサービスの質の向上を求められている。



施策分野別	調査で明らかになった実態と課題
自立生活	<ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの障害児、障害者は、現在自宅で暮らしているが、将来はグループホーム等で暮らしたいと考える方が10%前後とやや多くなっている。 ● 親亡き後を心配する障害児、障害者が多数存在している。親亡き後が心配される利用者がある事業所も70%を越えており、家族への意識付けと事前準備が重要視されている。 ● 事業所が特に重要と考える市の地域生活支援拠点の機能は「緊急時の受入れ・対応」であり、市に不足していると思う地域資源でも「緊急対応が可能なショートステイ」が最も多い。
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的治療の受診に困難を抱えた障害児が多く存在している。 ● 交通が不便、移動が大変な障害児、障害者が多く存在する。 ● 医療機関への受診に時間と人手がかかることに困っている医療的ケア児が多数存在している。
教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 卒業後の進路に悩む障害児が多数存在している。 ● 専門知識のある先生が少ないとの指摘がある。 ● 40%強の医療的ケア児が、特別支援学校に通っている。 ● 医療的ケア児の登下校の付き添い、授業中の付き添いは主に家族・保護者が行き、半数の保護者は、1日の付き添い時間が4時間を超えている。
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在就労していない方のうち就労意欲のある方が、発達障害者で60%台半ば、精神障害者で40%超、知的障害者（療育手帳所持者）で30%台半ばなど多数いる。 ● 障害児、障害者の若い世代に、企業等で働きたいという方が多い。 ● 障害児、障害者は、就労に際し、仕事の内容が障害の状態に合っていることや障害に対する周囲の理解、困った時のサポートを求める意見が多い。 ● 50%を越える市民が、障害のある人とない人が同じ職場で働くために必要なこととして、職場の体制整備に関わることを挙げている。
情報の利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児ではわかりやすい表現で作成されたものやフリガナのふられた情報を求める意見が40%程度と最も多く、次いで情報のやりとりのために必要なことは「特にない」が30%台半ばとなっている。一方、障害者では「特にない」が40%程度と最も多く、「メールやチャット※1が利用できる」が続いており、障害種別によって必要なことは異なるため、回答数が少ない項目についても注視する必要がある。

※1 チャット…コンピュータネットワーク上で、リアルタイムに複数の人が文字を入力して会話を交わすこと。

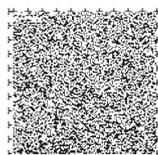


施策分野別	調査で明らかになった実態と課題
安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児、障害者の外出時の困りごとには、道路の狭さなどのハード面と移動費用の経済面がある。 ● 障害児、障害者では、自力で避難できないことや避難所生活への懸念がもたれている。 ● 医療的ケア児について、災害時に備えて予備動力を保有している方は60%弱である。 ● 50%から60%の市民が、災害時に障害のある方に対し「避難の手助け」や「避難所での手助け」、「災害や避難についての情報伝達」ができると思うと回答している。 ● 80%近くの事業所が災害に備えて「防災訓練」を実施し、50%の事業所が「備蓄」と「職員との連絡体制確保」を行っている。 ● 災害発生時のBCP^{※1}を作成している事業所は半数に届いていない。
介護者	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児の主な介護者は母であり、年齢は40歳代が半数を占めている。また、5時間以上の睡眠がとれている方が半数を超えているが、まとまった睡眠がとれている方は20%台に留まっている。 ● 心身の疲れを訴える介護者が多数存在している。
障害者支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 満足度が高い施策として、「健康づくりや病気の予防の促進」、「虐待の防止や障害者の権利を守るための支援」、「福祉サービスの充実」が共通してあげられている。また、満足度が低く、必要性の高い施策として、「障害者の雇用・就労の促進」、「わかりやすい情報の提供」が共通してあげられている。

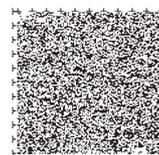
■ その他、調査対象者による特性や課題

医療的ケア児	<ul style="list-style-type: none"> ● 低年齢児が多く、小学校3年生までで80%弱を占めている。 ● 必要な医療的ケアでは、「たんの吸引」と「経管栄養」が80%を越えている。 ● 80%台半ばの方は身体障害者手帳を持ち、その90%は1級、療育手帳を持つ方は70%で、その90%はAである。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営主体では株式会社等が40%を超えて最も多くなっている。 ● 40%の事業所が、専門的職員の確保や職員の定着に苦労している。 ● ほとんどの事業所が職員の資質向上のために内部研修を行っている。

※1 BCP…正式名称は事業継続計画。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態を想定して、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



第 2 章 施策展開



第1節 施策体系

基本理念

施策分野

施策分野の方向性

ふれあい

1. 差別解消と権利擁護の推進 (p. 32)

- (1) 差別解消の推進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

寄り添い

2. 社会参加の促進と協働の推進 (p. 36)

- (1) 社会参加の促進
- (2) 市民協働(相互理解)の推進

支え合い

3. 情報アクセシビリティの向上 (p. 40)

- (1) 一人ひとりに応じた丁寧な情報提供
- (2) 意思疎通支援の充実

共に生きるまち

4. 安全・安心なまちづくり (p. 44)

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯体制の整備

ところざわ

5. 育ちと学びの充実 (p. 48)

- (1) 幼児期における教育・保育の充実
- (2) インクルーシブ教育システムの推進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

6. 雇用・就労の促進 (p. 52)

- (1) 雇用の場の創出
- (2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

7. 保健医療の充実 (p. 56)

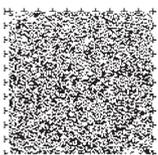
- (1) 予防・治療の充実
- (2) 保健事業の推進
- (3) 地域の保健医療体制の充実

8. 支援体制の充実 (p. 60)

- (1) 相談支援の充実
- (2) 地域の支援体制の充実

9. 福祉サービス等の充実 (p. 64)

- (1) 自立した生活に向けた支援の充実
- (2) 重度障害者支援の充実
- (3) 福祉サービス等の充実



取組内容

①差別解消に向けた周知啓発活動の充実

①権利擁護の推進 ②虐待の防止

①社会活動への参加支援 ②障害者団体や地域活動支援センターへの活動支援

①啓発・広報活動の充実 ②ボランティア活動の促進 ③地域交流活動の促進

①行政情報のアクセシビリティ向上 ②情報提供の充実

①コミュニケーション支援体制の充実 ②障害に関する理解の啓発

①福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③移動しやすい環境の整備

①情報提供の充実 ②防災体制の整備 ③災害時の応急体制の整備 ④防犯体制の充実

①教育・保育環境の整備

①教育体制の整備 ②教育環境の整備

①学習機会・内容の充実

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

①就労に向けた支援 ②福祉的就労の充実 ③訓練の機会の充実

①障害の予防・早期発見体制の充実 ②障害の治療・軽減・補完施策の充実

①健康づくりの推進 ②保健事業の充実

①地域医療の充実 ②精神保健体制の充実

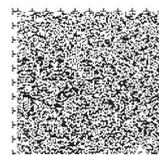
①総合的な相談体制の確立 ②ケアマネジメントの充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ②地域生活支援拠点の整備 ③サービスの質の向上

①生活環境の整備 ②意思決定支援の推進 ③経済的自立の促進

①医療的ケア児等への支援 ②重度障害者への支援 ③施設入所支援

①障害者・障害児向けサービスの充実





「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障害に関する理解の浸透を図っていますが、障害に対するハード面・ソフト面共に様々な社会的障壁は今なお存在しています。このような状況を解消していくためにも、障害者に対する差別解消と権利擁護を推進していく必要があります。

<所沢市のこれまでの主な取組>

障害に関する理解の啓発

障害に関する理解の浸透を図るために、公的機関・民間事業者等を対象とした出前講座、発達障害に関する講演会やパネル展示、精神障害について理解を深める講座等を開催するとともに、障害理解を進める市民活動を支援しました。

社会的障壁の除去

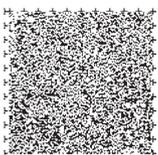
出前講座の中で、障害の理解や社会側にある障壁について説明しています。また、筆談ボードやスロープの設置等による社会的障壁の除去を目的とした物品購入等に対し補助金を交付し支援を行いました。

虐待や差別に対する適切な対応

障害者虐待防止法の趣旨・通報義務を周知し、所沢市基幹相談支援センター※¹を中心とする委託相談支援事業所※²等と連携し、虐待発生時の対応および体制整備に取り組みました。また、差別の相談があった際は、事実確認等を行い障害者差別解消法や所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づいて対応を行っています。

権利擁護に関する相談

所沢市こどもと福祉の未来館内の所沢市成年後見センターや委託相談支援事業所で権利擁護に関する相談支援を行いました。



※¹ 所沢市基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な機関。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援等を行う。

※² 委託相談支援事業所…市から委託を受け、日常生活の不安や施設の紹介など、障害者やその家族からの多種多様な相談を受け付ける事業所。

< 主要な課題 >

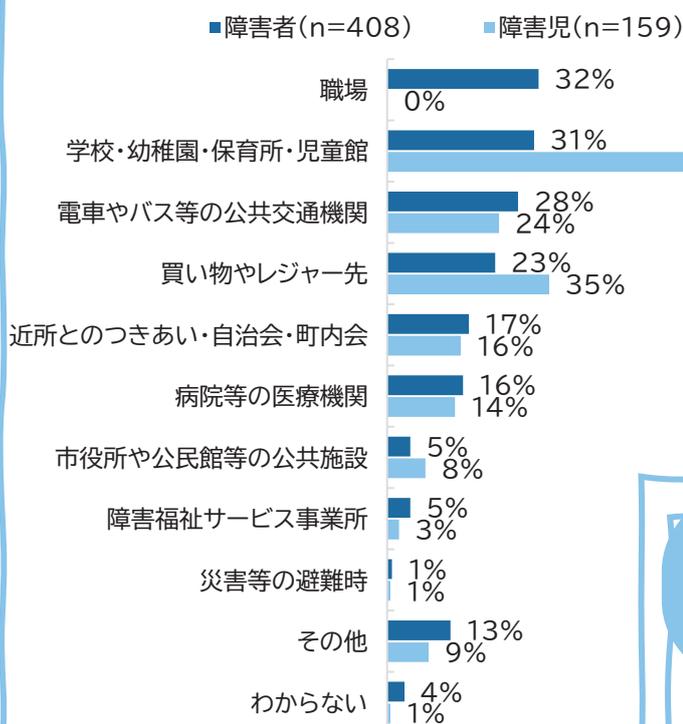
課題① 障害者差別の解消

- ・現在生じている差別解消(身近な地域における障害理解の浸透)
- ・将来にかけての差別解消(幼少期からの障害理解の必要性)
- ・民間企業や所沢市職員における適切な合理的配慮の提供

課題② 権利擁護・虐待防止

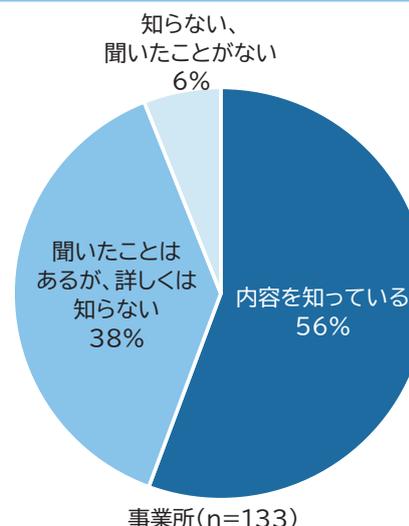
- ・判断能力が十分ではない方に対する適切な支援
- ・市民、事業者等の障害者虐待に対する正しい認識
- ・虐待対応の適切かつ迅速な確認調査と継続的な対応の実施

◇差別を受けたり嫌な思いをした場面【障害者・障害児】

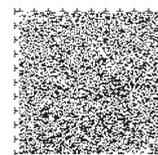


差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人にどのような場面だったかを尋ねたところ、障害児では70%が「学校・幼稚園・保育所・児童館」と答えています。こうした場所での出前講座や小中学校での障害理解教育などの取組が引き続き求められています。

◇所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の認知度【障害サービス提供事業所】



障害サービス提供事業所に所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を知っているか尋ねたところ、「内容を知っている」が56%、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が38%となっており、条例を知っている事業所が94%を占め、前回調査時に比べ着実に認知度があがっています。今後も事業者向けの条例周知や出前講座による啓発活動に引き続き取り組むことが求められています。



<今後の方向性>

(1) 差別解消の推進

①差別解消に向けた周知啓発活動の充実

障害者差別の解消を図っていくために、市民や事業者に対して、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を周知するとともに、出前講座等の啓発活動を実施します。さらに、所沢市における障害理解の浸透と合理的配慮の提供へとつなげていくために、市職員に対しても周知啓発の徹底を図ります。また、将来にかけて差別のない社会を作るために、市内の公立小中学校において、障害理解教育を推進します。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

①権利擁護の推進

判断能力が十分ではない方を支援するため、所沢市こどもと福祉の未来館内の所沢市成年後見センターや委託相談支援事業所による適切な情報提供や相談支援を通じて、成年後見制度^{※1}の周知啓発及び利用促進を図ります。

②虐待の防止

障害者虐待防止法に関する趣旨や通報義務などの周知に努めるとともに、障害者虐待防止・対応マニュアルに基づき、所沢市基幹相談支援センターを中心とする市内の委託相談支援事業所と連携して対応することで、障害者の権利擁護を図ります。

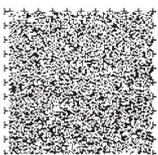
<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数（累計）	1,229人	1,830人

説明：所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の周知啓発に向けた職員研修の受講者数です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数	197人	220人

説明：成年後見制度の周知啓発及び利用促進のために行う、障害者やその家族及び関係者に向けた出前講座の受講者数です。



※1 成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度。

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例とは

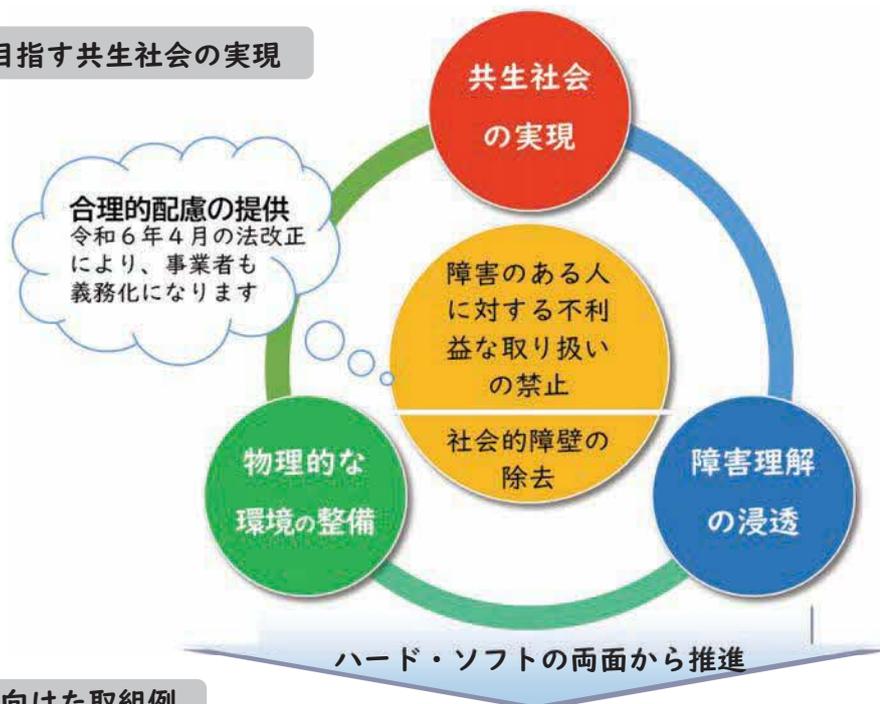
条例の趣旨

平成30年3月制定。同年7月施行。障害のある人もない人も共に支え合い、認め合い、人と人との絆を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指す。

条例の特徴

- ①市・市民・事業者の責務に加え、障害のある人の役割を定める。
- ②手話、非音声言語等が言語であることを基本理念とする。
- ③障害者への配慮に向けた取組ができるよう市が必要な支援を行う。
- ④社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会の設置

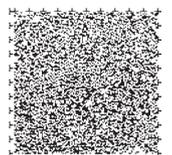
条例の目指す共生社会の実現



実現に向けた取組例

- ・市民、事業者の障害理解の拡散及び浸透による社会的障壁の除去（出前講座の実施、パンフレットの配布、広報等での周知及び啓発等）
- ・市職員の障害理解の浸透による合理的配慮の提供（職員研修の実施等）
- ・障害のある人もない人も関わる交流の機会の提供による障害理解の拡散（障害者週間記念事業、障害のある人もない人も誰でもできるワークショップ等）
- ・事業者の社会的障壁の除去補助金の活用による、物理的な環境の整備（車いす等の物品の購入、手すりやスロープ等の設置や工事等）
- ・筆談ボードの購入及び配布による、社会的障壁の除去（大型店舗への筆談ボードの設置）

共生社会の実現～障害のある人もない人も共に生きるまち～





障害者が地域でいきいきと暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の活動機会を創出し、地域との交流などを通じて、市民の障害に対する理解の浸透を推進していく必要があります。

<所沢市のこれまでの主な取組>

社会活動への参加支援

障害もある人もない人も共に参加できる書道やダンス等のワークショップを開催することで文化芸術、レクリエーションの機会を創出しました。

また、障害者団体への活動支援や、当事者のつどいの機会の提供、障害者の社会参加の促進と地域社会への啓発の推進を目的とする事業へ、後援・協賛の許可を行っています。

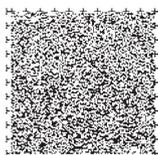
全ての投票所入場整理券に点字と音声コード(uni-voice)を導入し、選挙会場のバリアフリー化を推進しました。

活動内容・成果を発表する機会の創出

所沢市立障害者施設・地域活動支援センターの参加による障害者作品展や、こころの美術展等を開催しました。また、障害者週間記念事業として障害者による作品や福祉機器展示、市内障害者施設の販売コーナー等のイベントを開催しました。

地域活動支援センターへの支援

障害者手帳や障害福祉サービス受給者証の有無に関わらず、障害のある方が利用できる「地域活動支援センター」へ補助金を交付し支援を行いました。障害者等の地域生活支援の促進を目的とし、創作的活動や生産活動、社会との交流などの活動を主に行っています。



<主要な課題>

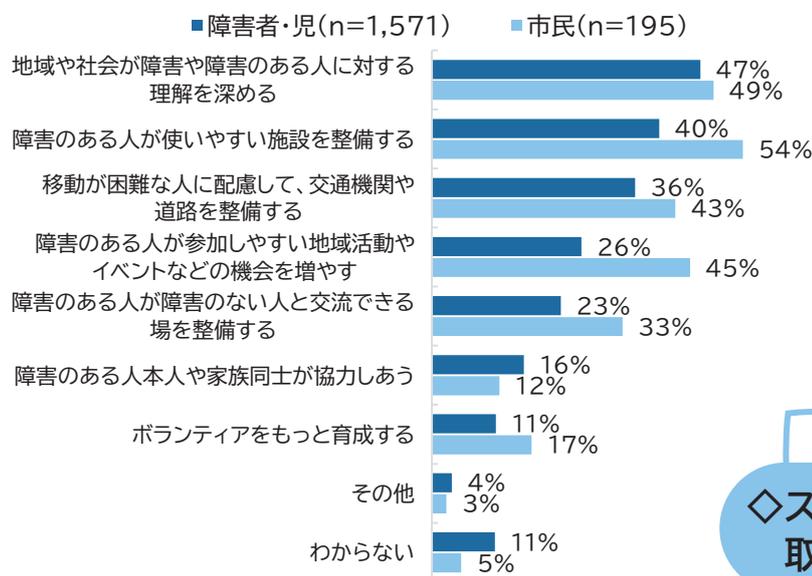
課題① 障害者の社会参加の促進

- ・スポーツ・文化芸術活動等の機会の創出及び参加支援
- ・障害者の社会参加に必要な配慮
- ・障害者やその家族同士が協力して活動するための支援

課題② 障害者と市民との相互理解

- ・障害者が活躍できる場の創出と市民参加の促進
- ・地域における交流の機会の確保
- ・地域における障害に関する理解促進

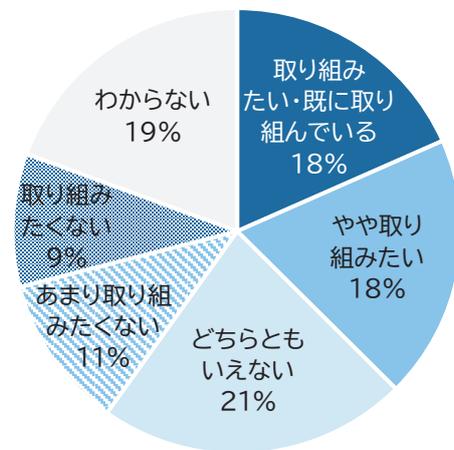
◇障害者の社会参加のために、特に大切に思うこと【障害者・児・市民】



障害者の社会参加について大切なこととして、障害当事者と市民どちらも「障害や障害者に対する理解を深める」が上位に挙がっているほか、市民からは障害当事者が「使いやすい施設」なども挙がっています。市では、障害者が文化・スポーツ活動を楽しめる所沢サン・アビリティーズ^{※1}などの活動の場を整備し支援しています。

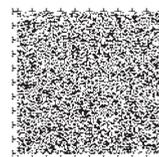
◇スポーツ・文化芸術活動に組みたいか【障害者・児】

障害者・児(n=1,571)



障害当事者にスポーツや文化芸術活動に組みたいかを尋ねたところ、「取り組みたい・すでに取り組んでいる」と「やや取り組みたい」がともに 18%、合計 36% が取り組みたい意向であるのに対し、「取り組みたくない」「あまり取り組みたくない」は合計で 20% となっています。コロナ禍もあり前回調査より取り組みたい人がやや減っていますが、参加したくなる企画や使いやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

※1 所沢サン・アビリティーズ…障害者の文化、教養、体力の向上を図ることを目的とした施設。館内には、体育室をはじめ、学習・会議に使える研修室、お茶・お花などに利用できる教養文化室、楽器やコーラスの練習ができる音楽室などの設備が整えられている。



<今後の方向性>

(1) 社会参加の促進

①社会活動への参加支援

文化芸術活動等の発表、参加の機会の提供や投票所のバリアフリー化の推進等を通じて、障害者の社会参加を支援します。

②障害者団体や地域活動支援センターへの活動支援

障害者団体の活動を促進するため、団体の運営費の補助や活動に対する支援を行います。また、地域活動支援センターへ補助金を交付することで、運営の支援を行います。

(2) 市民協働（相互理解）の推進

①啓発・広報活動の充実

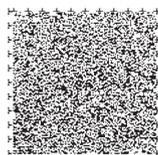
障害者週間記念事業として実施するイベントをはじめ、障害者が活躍できる場を創出し、多くの市民の参加を促すことで地域における障害理解の促進を図ります。

②ボランティア活動の促進

ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、ボランティアセンター等と連携し、地域ボランティアの活動を支援します。

③地域交流活動の促進

所沢市民フェスティバル等の広く市民が集まるイベントや地域の行事、学校の活動等において障害者の参加を促し、障害者施設・団体の活動紹介や体験活動を行うことで、障害や福祉活動への理解を深める取組を進めます。



<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館を利用した障害者数	12,452人	15,500人

説明：所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館を利用した障害者数

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
障害者作品展及び障害者週間記念事業来場者数	4,467人	4,700人

説明：障害者施設作品展及び障害者週間記念事業として行う、障害者作品展等のイベント来場者数の合計です

コラム
COLUMN

障害のある人もない人も誰でもできる
ワークショップ

障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的とした、「障害者の芸術文化活動の推進に関する取組」として、令和5年度は3つの障害のある人もない人も誰でもできるワークショップを実施しました。今後もワークショップを開催することで、芸術文化活動への参加の機会を創出していきます。



筆遊び
ワークショップ



ドライフラワーで
クリスマスケーキを
作ろう！



和太鼓演奏会&ワークショップ

障害者週間記念事業



市では毎年12月の障害者週間に合わせ、障害者作品展と障害者週間記念イベントを開催しています。

令和5年12月1日から8日の障害者作品展には、約 2,000 人が来場し作品をお楽しみいただきました。また、展示された 252 点の作品の中から「ところん賞」を選出しました。(選出された作品は P68~P69 に掲載)

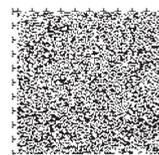
障害者週間記念イベントは所沢市こどもと福祉の未来館において、市内障害福祉事業所による歌や踊り等の活動発表会、雑貨や菓子等の販売コーナー、所沢市観光大使 JAY'S GARDEN によるリズム遊びとライブを開催しました。約 400 名の方に来場いただき「障害のある人と触れあえてよかった」、「歌や踊り等、一生懸命さに感動した」など好評いただいています。

計画期間中のスポーツの祭典

2024年 パラリンピック夏季大会
(フランス・パリ)

2025年 デフリンピック夏季大会
(日本・東京都)

2026年 アジアパラ競技大会
(愛知県)





障害者が必要な時に適切な情報にアクセスするため、情報アクセシビリティ^{※1}の向上を推進していく必要があります。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保が必要です。

<所沢市のこれまでの主な取組>

手話通訳・要約筆記

必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣と養成を行いました。

点訳・音訳^{※2}

必要な情報を取得するコミュニケーション支援として、点訳・音訳ボランティア講習会を開催し、支援者の養成を図りました。

代読支援

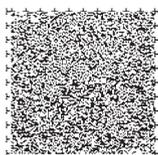
所沢図書館において、書籍等の対面朗読のサービスを行いました。

多様な広報媒体の活用

多様な広報媒体を活用し、視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮、市公式動画の字幕表示等、わかりやすい情報の発信に努めました。

※1 情報アクセシビリティ…情報の取得や意思疎通に関係する、機器やサービスを円滑に利用できること。

※2 点訳・音訳…点訳とは言葉や文字を点字（紙面にとび出した六つの点を組み合わせて判読する文字の符号）に訳すこと。音訳とは文字を音声に訳すことをいい、録音図書を製作すること全体を含めて音訳（音声訳）と言う。



<主要な課題>

課題① 障害特性に配慮した適切な情報発信

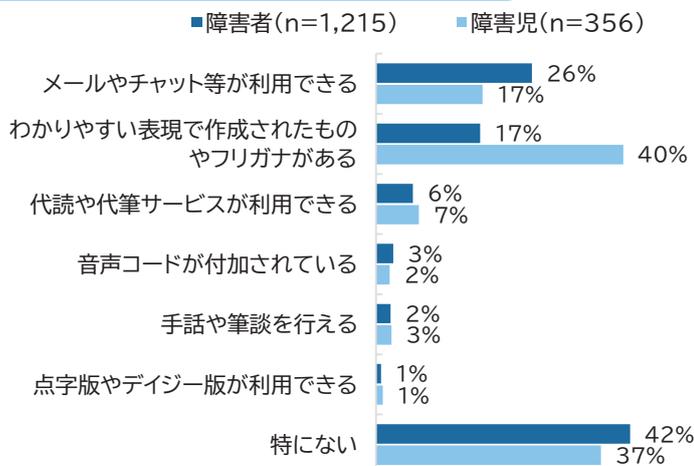
- ・多様な情報取得手段の選択肢の増加
- ・質の高い情報提供

課題② 必要な意思疎通支援者の確保

- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成
- ・点訳・音訳ボランティアの養成

◇情報のやり取りをするために必要なこと【障害者・障害児】

情報のやり取りをするために必要なことを尋ねたところ、障害児では「わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある」が多くなっています。「特にない」という回答を除けば、障害者・障害児ともに「メールやチャット等が利用できる」も多くなっています。情報のやり取りのために、障害特性に適した手段の利用とともに、新しいツールの活用も求められています。



◇情報のやり取りをするために必要なこと【身体障害者／障害部位別】

障害の部位によって情報のやり取りのために必要なことは異なります。例えば視覚障害では「代読や代筆サービス」、聴覚障害では「手話や筆談」など。一方、「わかりやすい表現」や「メールやチャット」は誰にでも共通に必要な手段であり、今後も充実が求められます。

視覚

- 第1位 代読や代筆サービスが利用できる
- 第2位 わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある
- 第3位 特にない

聴覚

- 第1位 メールやチャット等が利用できる
- 第2位 手話や筆談を行える
- 第3位 特にない

平衡機能

- 第1位 特にない
- 第2位 メールやチャット等が利用できる
- 第3位 わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある

音声・言語・そしゃく機能

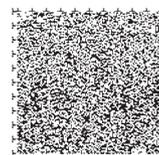
- 第1位 メールやチャット等が利用できる
- 第2位 代読や代筆サービスが利用できる
- 第3位 特にない

肢体不自由

- 第1位 特にない
- 第2位 メールやチャット等が利用できる
- 第3位 わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある

内部障害

- 第1位 特にない
- 第2位 メールやチャット等が利用できる
- 第3位 わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある



<今後の方向性>

(1) 一人ひとりに応じた丁寧な情報提供

①行政情報のアクセシビリティ向上

視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮、市公式動画の手話及び字幕表示等、行政が発信する情報のアクセシビリティの向上に取り組めます。

また、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、障害者が自ら選択する意思疎通手段を用いるための相談への対応や支援を行います。

②情報提供の充実

広報紙や市ホームページ、市公式動画等の多様な広報媒体を活用して、情報提供を行います。また、様々な障害特性に配慮した対象者に伝わりやすい適切な情報の発信に努め、必要な情報取得の選択をしていただくとともに、ICT^{※1}の活用・導入について、国・県の動向を注視しつつ研究を進めてまいります。

(2) 意思疎通支援の充実

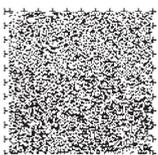
①コミュニケーション支援体制の充実

聴覚障害者の社会参加や意思疎通を支援するため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、市内の支援体制の充実を図ります。

また、視覚障害者に対するコミュニケーション支援として、点訳や音訳ボランティアの育成を支援します。

②障害に関する理解の啓発

障害に関する理解の浸透を図るために、公的機関・民間事業者等を対象とした出前講座を開催しています。講座では障害特性に応じた情報発信等を伝えており、今後もその取組を継続していきます。



※1 ICT…「情報通信技術」を意味する言葉。メールやチャット、ネット検索などの通信技術を使って人とインターネット、または人と人がつながることを表す。

<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
ウェブアクセシビリティ※1 向上のためホームページ操作研修の受講者数（累計）	151人	325人

説明：所沢市職員のウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数の累計です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,423件	2,440件

説明：聴覚障害者への手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、電話通訳、来所相談の合計件数です。

コラム COLUMN

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年に施行され、全ての障害者が、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するために、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることやコミュニケーションの手段を充実させることが求められています。

本市では、意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上の取り組みとして、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び確保、点訳・音訳ボランティア講習会を開催し、支援者の養成を図りました。

あなたも簡単！手話トーク

障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実などの一環として、手話の普及啓発を目的に「あなたも簡単！手話トーク」を広報とろざわに掲載するとともに、所沢市公式YouTubeチャンネルにて動画を公開し、手話での会話や単語の紹介を行いました。令和5年度までに21回掲載し、読者アンケートでも、たくさんの好評の声をいただいています。所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例においても、「手話が言語である」ことを明記しており、手話の普及啓発に大きな効果をもたらしています。

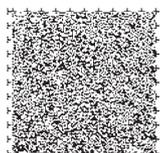


簡単な季節の会話から始まった「手話トーク」ですが、回を重ねるごとに市内の様々な場所に赴いて撮影を行うようになり、今では市の魅力発信や障害に関するトピックスの紹介などの役割も担っています。これは、情報アクセシビリティ推進法が推し進める、様々な手段による情報の取得にも寄与しています。

右記より市ホームページにアクセス出来ますので、ぜひご覧ください！ →→→



※1 ウェブアクセシビリティ…利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイト上で提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度のこと。





障害のある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、ハード面の整備を進めるとともに、災害に対応できる地域の体制づくりや防犯対策を推進していく必要があります。

<所沢市のこれまでの主な取組>

福祉のまちづくりの推進

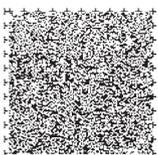
埼玉県福祉のまちづくり条例や所沢市都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを進めました。

災害等に備えた体制整備

障害者支援担当部署の業務を含む市のBCPの策定、障害者へ配慮した福祉避難所の整備を進めました。

安全な生活の推進

障害者をはじめ市民の安全な暮らしを守るため、地域住民による自主防災組織や自主防犯団体への支援を行いました。



<主要な課題>

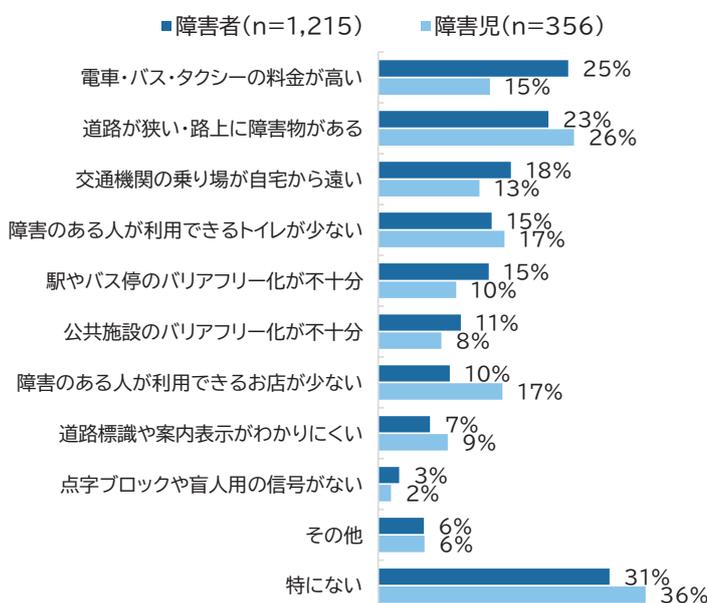
課題① バリアフリーのまちづくり

- ・公共交通機関の利便性向上
- ・障害者も安心して通れる道路の確保(歩車分離)

課題② 災害時の不安軽減

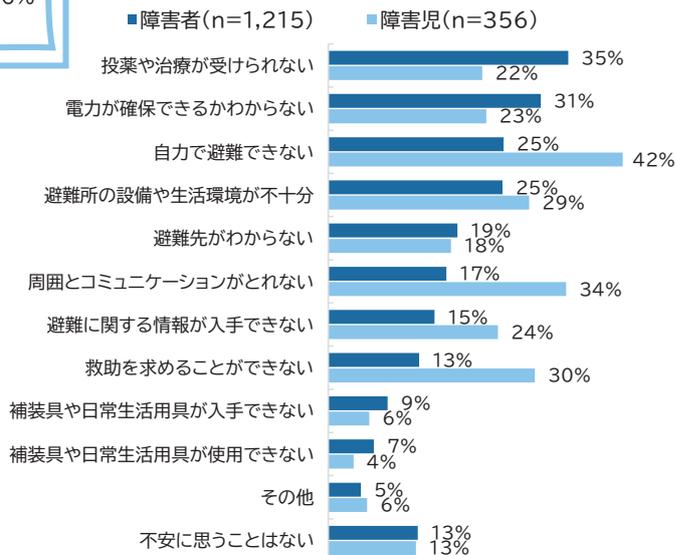
- ・災害や避難に関する適切な情報発信
- ・防災体制の整備

◇外出の時に困ったり、不便に感じること [障害者・障害児]

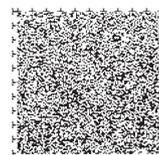


外出時に困ったり、不便に感じることを尋ねたところ、「特になし」という回答を除けば、障害者では「電車・バス・タクシーの料金が低い」という回答が多く、「道路が狭い・路上に障害物がある」という回答も障害者・障害児ともに多くなっています。今後も安全な道路づくりなどを進めていく必要があります。

◇災害時に不安に思うこと [障害者・障害児]



災害時に不安に思うことを尋ねたところ、障害児では「自力で避難できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」など避難以前の課題が、障害者では「投薬や治療が受けられない」「電力が確保できるかわからない」など避難後の課題が挙がっており、災害時の避難のあり方などを含めた防災対策が求められています。



<今後の方向性>

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

埼玉県福祉のまちづくり条例、所沢市都市計画マスタープランに基づき、建物等のバリアフリー化を促進するとともに、整備・改修に当たってはユニバーサルデザイン^{※1}を取り入れ、誰もが生活しやすい環境整備に努めます。

②住宅環境の整備

入居を希望する障害者に対して市営住宅における抽選倍率の優遇措置を実施するとともに、障害者や高齢者に配慮した整備・改善に努めます。また、賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

③移動しやすい環境の整備

鉄道事業者やバス事業者に対してバリアフリー推進の働きかけを行うとともに、ところバスの路線・ダイヤの見直しやところワゴンの運行により、移動しやすい環境の整備に努めます。

また、狭あい道路の拡幅や歩道の整備において、誰もが安全・安心に利用できる歩行者空間の確保に努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

①情報提供の充実

防災情報を防災行政無線やところざわほっとメール、市ホームページ、新たに導入した「臨時災害 FM 放送 (77.1MHz)」など様々な手段で情報を得ることが可能です。

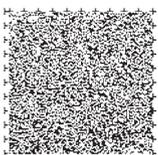
また、「防災ガイド・避難所マップ」のデジタル化により、読み上げ機能やポップアップ機能が利用できるようになりましたが、引き続き障害がある方でも容易に情報を得ることができるよう検討を進めます。

②防災体制の整備

障害がある要支援者の避難先として二次避難所となる「予備福祉避難所^{※2}」及び直接福祉施設への避難を可能とする「指定福祉避難所^{※2}」の整備に向けて、市内に障害者施設を持つ社会福祉法人等との協定締結を進めます。

※1 ユニバーサルデザイン…基本的人権の尊重を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、全ての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかうとする考え方。

※2 予備福祉避難所、指定福祉避難所…避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認められた障害者や高齢者等の要配慮者を受け入れるための避難所。指定避難所に避難した要配慮者の二次避難所となる予備福祉避難所と、直接避難を可能とする指定福祉避難所がある。



③災害時の応急体制の整備

避難行動要支援者の災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするために「個別避難計画」を作成します。
 また、被災した障害者に対する各事業所での緊急対応や相談など、支援体制の整備を推進します。

④防犯体制の充実

街頭キャンペーンや広報活動を通じて地域安全活動への啓発を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援します。

<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
災害時における福祉避難所施設利用等に関する協定締結件数	19件	24件

説明：指定避難所での避難生活に支障がある障害者等、要配慮者に対応できる福祉避難所としての施設利用や運営支援等に関する協定締結件数です。

コラム COLUMN

自助・共助・公助：障害のある人もない人も、みんなで災害に備えよう

自助 まずは、在宅避難の環境を整える

- ✓家具の転倒予防など、自宅内の安全確保
- ✓水・食料の備蓄（3日以上、できれば7日以上）
- ✓電源など、障害特性に応じ生活に必要な備えも
- ✓災害時の家族との連絡手段や集合場所・避難場所をハザードマップ確認の上で決めておく など

公助 個人や地域で備えきれないところを支える

- ✓指定避難所（一次避難所）・福祉避難所（二次避難所）等の整備
- ✓情報発信（防災無線・ところざわほっとメール）
- ✓生活物資の備蓄や防災資器材の整備
- ✓災害時応援協定 など

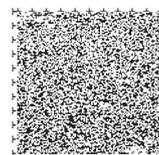
共助 孤立を防ぎ、いざというときに、助け合える地域をつくる

- ✓避難行動要支援者（障害者や、介護を必要とする高齢者など）の把握
- ✓安否確認の方法を地域で共有
- ✓防災訓練の実施 など

災害への備えに、埼玉県HP「イツモ防災」が役立ちます↓



アプリ「カタログポケット」にて各ハザードマップの他、防災ガイド・避難所マップ等をご覧いただけます↓





障害児等が、就学の前後を問わず、適切な保育・教育を受けられるよう、環境の整備を進めていく必要があります。また、学校外の活動においても、教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむことができるよう、施策を推進していく必要があります。

<所沢市のこれまでの主な取組>

保育園での障害児等の受入

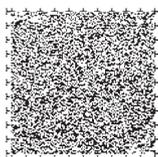
混合保育※¹として保育園で障害児の受入れや、医療的ケア児の受入れを行うとともに、巡回指導等により保育者の知識・技量の向上に努めています。

教育環境の整備

児童生徒へのICT端末の配備を進めたほか、通常学級、特別支援学級、通級指導教室※²、特別支援学校間の連携を深めるとともに、各種支援員等を配置しています。

放課後児童クラブ

放課後の時間帯における適切な遊びや生活の場の提供として、障害児等が放課後児童クラブに通えるよう配慮しました。



※¹ 混合保育…発達に配慮が必要な児童が、保育園等において、他の児童と共に生活することで、相互の健全な成長発達を促すことを目的とした制度。

※² 通級指導教室…小中学校の通常学級に在籍している心身に軽度の障害がある児童生徒へ、心身の障害に応じた特別の指導を特別な場で行うもの。

< 主要な課題 >

課題① 幼児期における環境整備

- ・保育者の知識・技量の向上のための取組
- ・障害児の受入れが可能な人員配置

課題② 学校の教育体制・教育環境

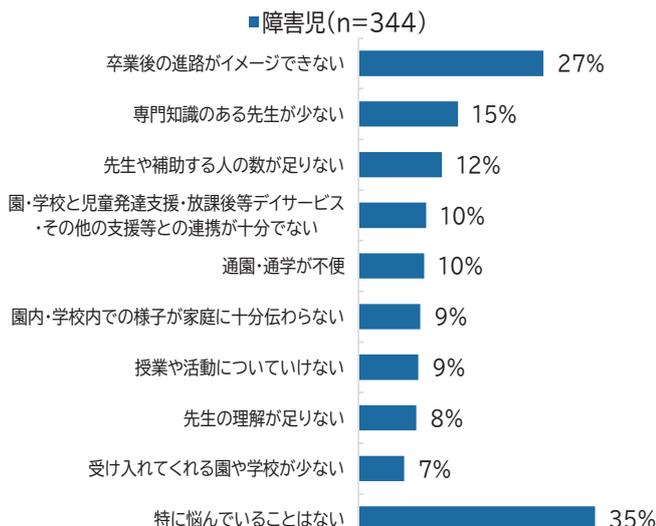
- ・特別支援教育に関する研修の充実
- ・学び方の異なる児童生徒への多様な支援方法の工夫と共有
- ・学校における児童生徒の障害に応じた教育環境の確保

課題③ 学習活動の充実

- ・障害児と同世代のこどもとの交流等による多様な学習活動への支援

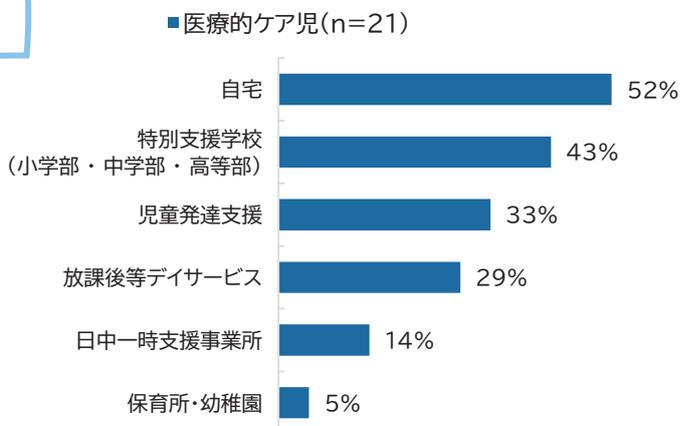
◇ 保育所、幼稚園、学校等で過ごすに当たっての悩み [障害児]

※上位 10 項目まで



保育所、幼稚園、学校等で過ごすに当たっての悩みを尋ねたところ、「特にない」という回答を除けば、「卒業後の進路」や「専門知識のある先生が少ない」など多様な悩みが挙がっています。一人ひとりの幼児期から学童期への育ちと学びに寄り添う支援が求められています。

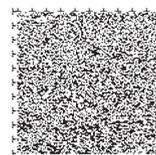
◇ 平日の日中を過ごしているところ [医療的ケア児]



医療的ケア児^{※1}に平日の日中を過ごしているところを尋ねたところ、「自宅」が半数以上となっているほか、特別支援学校などに通っている人も一定割合みられます。今後もインクルーシブ教育システム^{※2}の推進により、特別な配慮を要する児童生徒もともに学べる環境づくりが求められます。

※1 医療的ケア児…人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

※2 インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。



<今後の方向性>

(1) 幼児期における教育・保育の充実

①教育・保育環境の整備

巡回指導や研修により、保育者の知識・技量の向上を図るとともに、保育園、幼稚園と通所支援事業所等の連携に努めていきます。

また、民間の保育園、幼稚園等が障害児を受け入れるために職員を雇用する場合の経費の一部を補助します。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

①教育体制の整備

通常の学級において特別な配慮を要する児童生徒に対しては、特別支援教育支援員^{※1}を配置し、支援を行います。

連続性のある「多様な学びの場」の充実に向け、通級指導教室、特別支援学級の計画的な設置を検討していきます。また、特別支援学校との連携を深め、支援籍学習^{※2}を拡充するとともに、交流や共同学習を推進します。

また、研修等を通じて教職員に対する特別支援教育への理解促進を図るとともに、福祉関係機関や地域のボランティアとの連携により、総合的な学習の時間の体験活動等を通して福祉教育の充実を図ります。

②教育環境の整備

ICT技術を活用した多様な特性へ対応した教育の提供を進めます。

小中学校からの要望に対して、児童生徒の障害に応じた必要な改修を行うとともに、校舎等の増築・改築工事や大規模改修工事に併せて、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー改修を行います。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

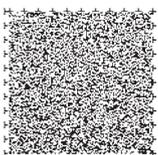
①学習機会・内容の充実

放課後児童クラブで障害児等の受入れを行うほか、障害児通所支援^{※3}事業所と市内保育園の交流を行い、子どもたちが共に成長する機会を設けます。また、生涯学習推進センターや公民館では、学習講座の受入れ体制等の環境整備や各ライフステージにおける多様な学習活動への支援を推進していきます。

※1 特別支援教育支援員…通常の学級において、特別の配慮を必要とする児童生徒のために、学習活動上のサポートや日常生活の介助を行う支援員。

※2 支援籍学習…障害のある児童生徒が、在籍する学校または学級以外にも学籍（支援籍）を置くことで必要な学習活動を行う、埼玉県独自の仕組み。

※3 障害児通所支援…心身の発達に何らかの心配や障害のある子どもが、遊びや運動など小集団（又は個別）の活動を通じて成長していけるよう支援する、児童福祉法上のサービス。



<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,592件	1,610件

説明：障害児を受け入れている保育園・幼稚園を巡回し、保育士等職員への指導・助言を行った件数です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組を行った学校の割合	93.6%	100%

説明：市内の公立小中学校において、児童生徒や保護者を対象として、特別支援教育や障害者に対する理解促進に向けた取組を行った学校の割合です。

コラム COLUMN

家庭・教育・福祉：それぞれの役割を果たしながら手を取り合う

障害児が自立し、本人の希望を尊重した社会生活を獲得し、本人も家族も幸福であるためには、障害児それぞれの様々な特性に合わせた育ちと学びの環境整備に向けて、家庭・教育・福祉の連携が大切です。

家庭

家庭生活の中で、整った生活リズムの獲得や、家事能力、金銭感覚、身だしなみを整えるなど、社会に出ていくための基礎となるライフスキルを身に着ける。

教育

個別の支援計画に基づき、特別支援学級や通級指導教室の利用やICT機器の活用などにより個々の特性に配慮した教育環境を提供。

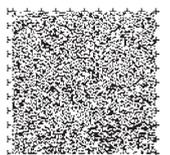
連携・
情報共有

福祉

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの制度により、社会性を育む、できることを増やす、安心できる居場所となるなど、子どもの育ちを支援。

あわせて、社会全体としても、こども基本法（令和5年4月1日施行）の基本理念※にのっとり、子どもたちの育ちと学びを温かく支えていく役割が求められています。

※①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。④すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。





働く意欲のある障害者がある特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就職及び就職後の職場定着に対する支援や就業機会の確保、福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援を推進していく必要があります。

〈株式会社きぼうファクトリー きぼう工房〉

＜所沢市のこれまでの主な取組＞

事業者への助成・表彰

障害者雇用を行う事業者に助成するとともに、障害者雇用を理解のある優良な事業者の表彰を行いました。

審議会等の委員委嘱

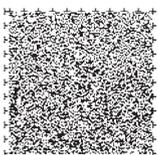
雇用・労働分野の機関の職員に審議会等の委員を委嘱し、障害者の就労に向けた連携強化を図りました。

様々な就労形態の支援

障害福祉サービス事業所等にて、福祉的就労や、就労に向けた移行支援の機会を提供するとともに、一般就労については、ところざわ就労支援センターにおいて、障害者の就職への支援や、職場定着に向けた支援などを実施するなど、障害特性やその時々々の心身の状況に応じた就労支援を行いました。

農業と福祉の連携

体験農場の優先利用など、関係課と協力・情報共有を行い、市内障害者施設の農業体験の場の提供に努めました。また、障害者施設の施設外就労の機会を増やすため、市内農業者の農作業について、農業者と施設との橋渡しを行いました。



< 主要な課題 >

課題① 障害者雇用促進に向けた土台づくり

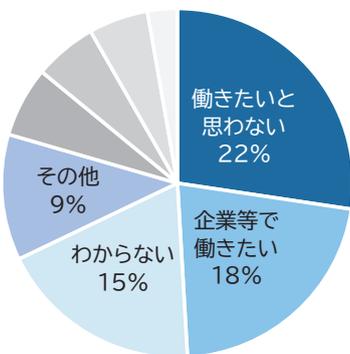
- ・困った時にサポートが受けられるような職場環境
- ・事業者の障害に対する理解

課題② 就労及び職場定着に向けた支援

- ・職業準備性の向上
- ・障害者本人の意向や障害の状態を踏まえた適切な就労先・活動形態の選定
- ・一般就労後の職場定着支援(障害者及び事業者、それぞれへの支援)
- ・福祉的就労の機会の確保

◇将来的にしていきたい活動 [障害児・障害者]

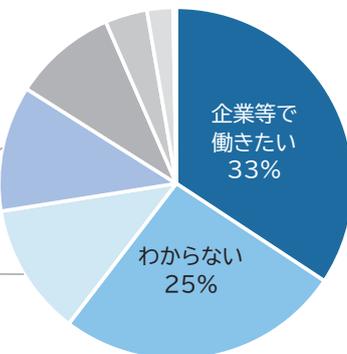
※上位4項目まで



障害者(n=1,215)

企業等への就職につながらなくてもよいが、作業が中心の施設に通いたい 11%

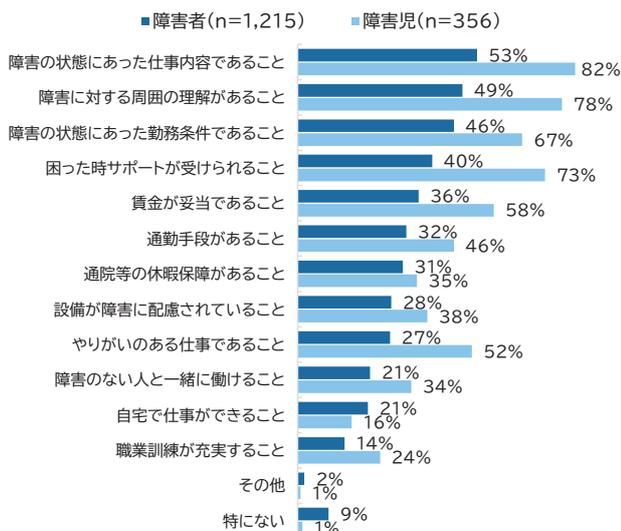
企業等への就職につながる就労訓練や作業中心の施設に通いたい 12%



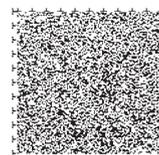
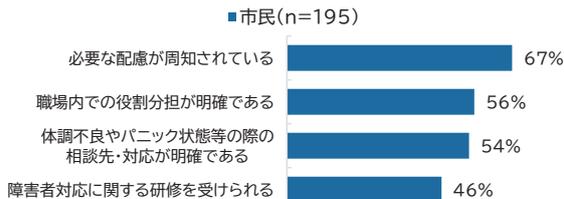
障害児(n=356)

将来的にしていきたい活動を尋ねたところ、障害児の33%が「企業等で働きたい」と答え、福祉的就労を含め就労意欲のある人が半数を超えています。障害者では就労を望まない人も多いものの「企業等で働きたい」人も次いで多く、雇用の場と就労をつなげる支援が求められます。

◇障害のある人が働くうえで、重要と思うこと [障害者・障害児] [市民]



障害のある人が働くうえで、重要と思うことを尋ねたところ、障害当事者では「障害の状態にあった仕事内容」「障害に対する周囲の理解」「困った時のサポート」など、市民からは「必要な配慮の周知」「明確な役割分担」「緊急時の相談先・対応」などが挙がっており、就労継続のための環境づくりが求められています。



(1) 雇用の場の創出

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

障害者を雇用するための職場環境の整備等を行う事業者に対する助成や障害者雇用促進法に基づく特例子会社^{※1}の設立に対する奨励金の交付を行い、障害者雇用の場の確保を図ります。

また、障害者雇用に理解のある優良な事業者を表彰する等、障害者雇用の促進を図ります。そのほか、就労の機会を増やすため、農業と福祉の連携の研究を進めるとともに、農業者・福祉事業所の相談対応を行います。

(2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

①就労に向けた支援

ところざわ就労支援センターにおいて、企業とのマッチングや就労先、関係機関との連絡及び調整、職場定着等について対応し、障害者の就労を支援します。

また、ハローワークや就労支援移行事業所等と情報共有を行うとともに、ところざわ就労支援センターが開催する連絡会議等を通じて、地域の障害者雇用・就労に向けた他機関との連携体制の充実を図ります。

さらに、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、事業者に対して障害者が働きやすい環境の整備の必要性に関する啓発や情報提供を行い、職場の理解促進に努めます。そのほか、多様な就労形態の一つとして、在宅就労のサポートを行います。

②福祉的就労の充実

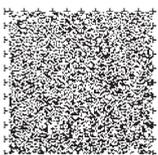
民間企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターでの生産活動等の福祉的就労の機会を確保するために、市内の環境の充実を図ります。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、市内事業所と連携し、障害者施設での受注や工賃の向上に向けた取組を進めます。

③訓練の機会の充実

将来的に就労先の選択肢を広げることを目指す障害者に対し、障害福祉サービス事業所で日常生活能力や職業準備性の獲得のための訓練機会の充実を図ります。

^{※1}特例子会社…事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度。



<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	760人	850人

説明：ところざわ就労支援センター登録者のうち、民間企業等に就職した人の人数です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
障害者就労施設等からの調達実績額	13,566,143円	14,000,000円

説明：障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から調達する物品等の実績額です。

コラム
COLUMN

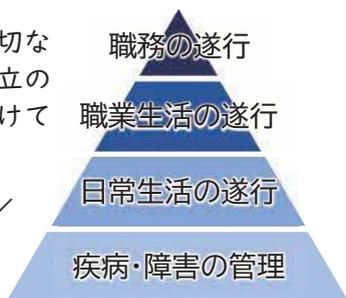
障害者の「はたらく」様々なかたち

障害者それぞれの希望や特性、その時々々の心身の状況に応じ、様々なしくみを活用して、その人らしく働くことを目指していきます。

雇用・就労の準備

働くための土台として大切な健康管理や日常生活の自立の上に、職業能力を身に付けていきます。

特別支援学校等での実習／自立訓練／就労移行支援など



前原和明（2020）『改定版・就労移行支援事業所による就労アセスメントマニュアル』令和2年度厚生労働科学研究費補助金報告書

雇用・就労



働く場からのサポートの手厚さ

障害者雇用の事例：障害者チャレンジオフィス「わくわく」

所沢市では、平成29年10月より、障害者が会計年度任用職員として働く障害者チャレンジオフィス『わくわく』を開設し、様々な障害やその特性を理解し、個々の能力が発揮できる職場環境づくりを進めています。

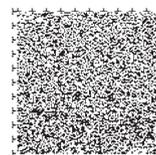
『わくわく』という名前は、「作業」や「働く」を意味する“work”と、就労によって自身の成長や挑戦に対しわくわくする気持ちを表しており、全



職員から親しまれるよう願いを込めてつけたものです。

現在では、障害種別・程度様々な計 17名の障害者が、各所属の定型的業務を担い、活躍しています。

丁寧・正確、かつ迅速な仕事ぶりを評価され、『わくわく』は市役所に不可欠な存在となっています。





保健・医療人材の育成・確保、難病に関する施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進し、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制を充実させていく必要があります。

<所沢市のこれまでの主な取組>

アウトリーチ^{※1}支援事業

精神科医や看護師、精神保健福祉士等の医療と福祉の専門職で構成されたチームによるアウトリーチ支援事業を実施しました。

障害の早期発見

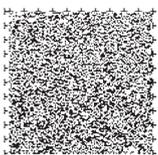
母子保健対策や乳幼児健康診査等による、障害の早期発見・早期対応に向けた取組を実施しました。

精神障害者緊急一時宿泊事業

本人または家族のストレス軽減やレスパイト^{※2}を目的として、市内の支援施設に短期間宿泊することができる取組を実施しました。

リハビリテーション事業

身体機能の維持回復と社会復帰や社会参加を目的とした機能訓練やリハビリ相談などを実施しました。



※1 アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し支援につながるよう積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかける取組のこと。

※2 レスパイト…「休息」「小休止」「息抜き」を意味する言葉。在宅で介護をしている家族が休息を取れるようサポートすること。

<主要な課題>

課題① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- ・障害の早期発見や、家族に対する早期支援

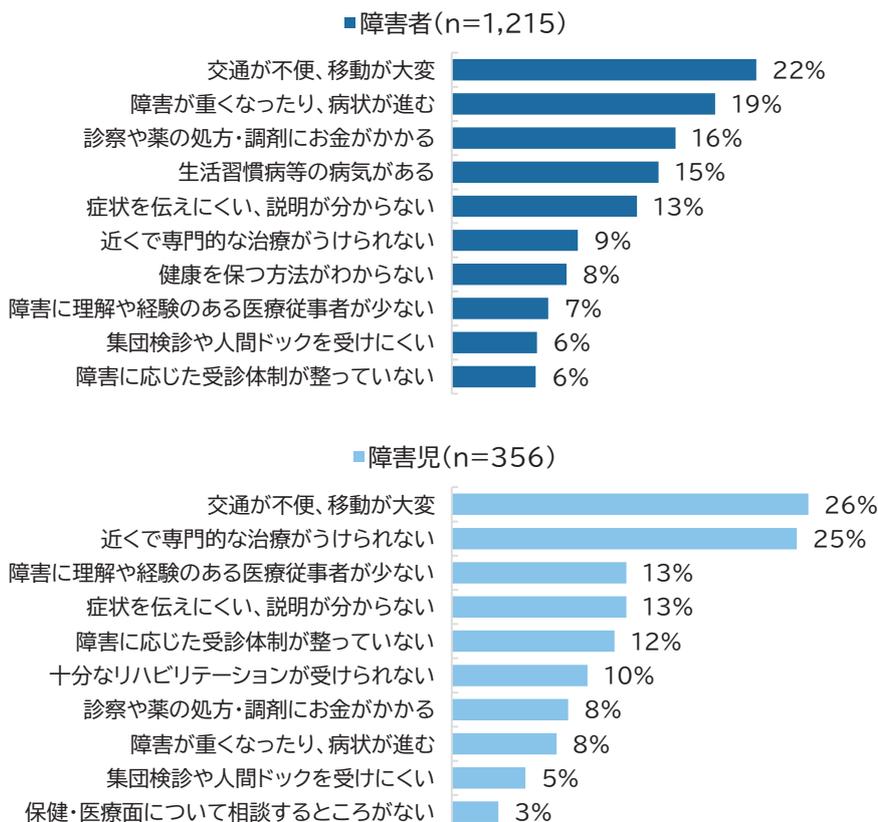
課題② 保健事業

- ・健康に対する正しい理解の促進等による健康づくりの推進
- ・在宅療養者への健康指導

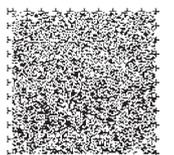
課題③ 保健医療体制

- ・訪問診療・往診に対応可能な医療体制の整備
- ・重度精神障害者に対する適切な支援

◇医療の面で困っていること【障害者・障害児】



医療の面で困っていることを尋ねたところ、障害者では「交通が不便、移動が大変」「障害が重くなったり、病状が進む」「診察やくすりの処方・調剤にお金がかかる」などが多くなっています。障害児では「交通が不便、移動が大変」「近くで専門的な治療が受けられない」が多くなっています。必要な医療を受診はもとより、心身の状態が安定して過ごせるよう、地域の保健医療体制や保健事業などの連携した支援を勧めていくことが求められています。



<今後の方向性>

(1) 予防・治療の充実

①障害の予防・早期発見体制の充実

訪問指導、健康診査、健康相談を実施するとともに、妊娠期からの健康管理の支援や乳幼児期の保健指導、定期健康診査の充実を図ります。また、所沢市こども支援センター（発達支援）において、発達障害に関する相談や支援を行います。

②障害の治療・軽減・補完施策の充実

身体機能の維持・回復と社会復帰や社会参加を目的とした専門職による相談や教育などを実施します。また、心身の障害の除去と軽減を図るために、自立支援医療の適切な利用を促進します。

(2) 保健事業の推進

①健康づくりの推進

生活習慣病の予防や疾病に関する正しい理解の促進を図るため、所沢市保健センター等で健康相談や健康教育、また、歩きを中心とした健康づくりを実施します。そのほか、人間ドックや特定健診、各種がん検診について、利用しやすい環境を整備するための研究を進めます。

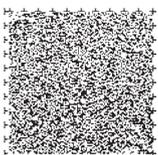
②保健事業の充実

同じ障害や病気を抱える当事者や家族同士の交流機会の充実に努めます。また、在宅で療養中の人や生活習慣病予防が必要な人に対して、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が訪問による保健指導を行います。

(3) 地域の保健医療体制の充実

①地域医療の充実

医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。さらに、適切な医療を安定的に提供できるよう、休日や夜間における医療提供体制の充実に努めます。また、歯科診療所あおぞらでは障害の特性を踏まえ、一般の歯科診療所での診療が困難な方が安心して歯科診療を受けられる体制を継続的に実施します。



②精神保健体制の充実

精神障害者に関する正しい知識や理解の向上のため、こころの健康に関する講座を開催します。また、医師や看護師、精神保健福祉士等の専門職チームが、重篤な精神障害者を対象に訪問型の支援を行うとともに、将来的には各分野の関係者が連携し精神障害者を支える包括的な地域生活支援の構築を目指します。そのほか、精神障害者が地域生活を送る上で必要な場合に、本人または家族等が市内の精神障害者支援施設等に一時的に宿泊することができる精神障害者等一時宿泊事業を実施します。

<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
乳幼児健康診査受診率	96.4%	99%

説明：市が実施する4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の乳幼児健康診査を受診している乳幼児の割合です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
理学療法士による相談（予約制）及び訪問リハビリの相談者数	51人	70人

説明：疾患などにより身体機能に支障を来し、社会活動を制限されている方などに対し、理学療法士が個別に対応する相談者数です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数	160人	200人

説明：訪問チームによる精神科未受診者などへの早期支援や、退院後の再入院を防ぐ支援を継続して行う所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数です。

コラム COLUMN

精神障害 にも 対応した地域 包括 ケアシステム

目指しているのは

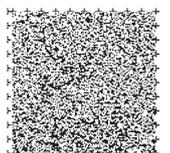
精神障害の有無や程度に関わらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる医療、障害福祉、介護などによる地域共生社会

「にも包括」と呼ばれています

精神的不調や精神障害を抱える人を別扱いしないことが大切なので、「精神障害にも」とされています。

所沢市の取組

所沢市では「にも包括」を推進していくため、自立支援協議会こころ部会の委員会を「にも包括」の協議体に位置づけ、月に1回委員を務める関係機関の代表者や、オブザーバーとしてアウトリーチ支援チームのメンバーなどが参加して、地域の精神障害者支援について意見交換を行っています。





障害者が身近な場所で気軽に相談できるよう、地域の支援体制の整備を進めていく必要があります。整備に当たっては、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{※1}」などを取り入れながら、他分野多機関との連携を進めていくことが重要です。

<所沢市のこれまでの主な取組>

発達障害の理解促進と支援

発達障害に関する相談支援のほか、研修や啓発事業等の地域支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施しました。

精神障害支援体制の強化

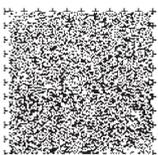
精神障害者が地域で安心して暮らすために、自立支援協議会の活動を通して医療や福祉などによる包括的な支援を検討しています。

地域生活支援拠点事業

所沢市基幹相談支援センターにおいて、障害者の緊急対応ができるよう、24時間365日問い合わせ可能な連絡先を設置しました。また、市内の障害者支援施設において、障害者の緊急時における、緊急的な受入れ・対応ができる体制を整えました。

相談支援体制の強化

相談支援事業所の新規開拓、新任相談支援専門員へフォローアップ研修会の実施、1人事業所の意見交換場所の提供等を行なっています。また、所沢市自立支援協議会の活動を通して多問題や緊急対応が必要な事例などへの連携強化を進めました。



※1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム…精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

<主要な課題>

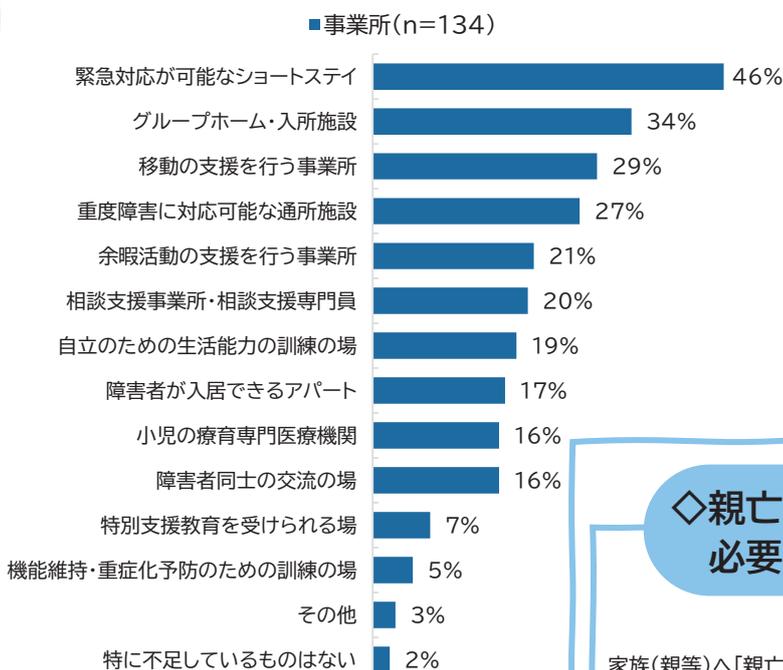
課題① 相談支援

- ・相談支援事業所・相談支援専門員の不足や負担の増大
- ・相談支援事業所・相談支援専門員の地域への定着

課題② 地域の支援体制

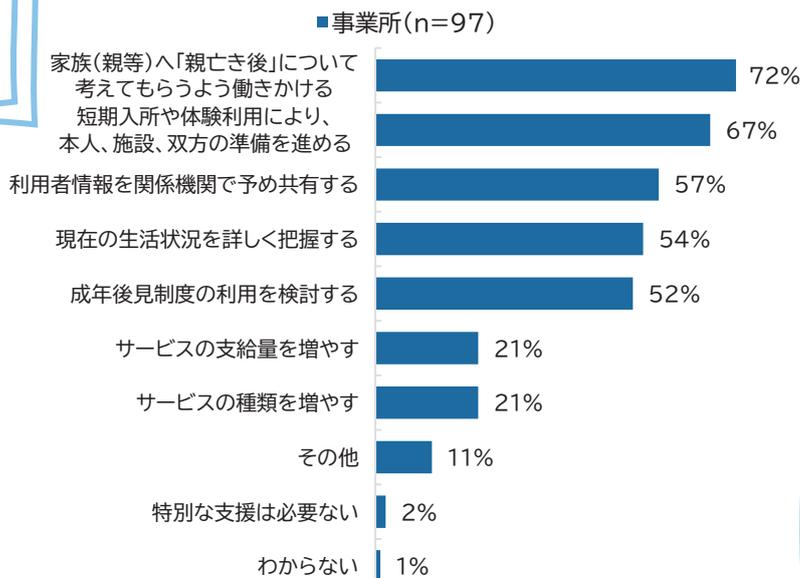
- ・安定した支援体制構築に向けた他分野多機関連携のための取組
- ・事業者向けのスキルアップ研修会の実施
- ・福祉人材の確保と育成、地域へ定着

◇不足している社会資源【事業所】

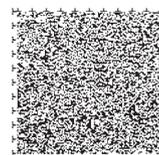


サービス提供事業者には不足している社会資源を尋ねたところ、「緊急対応が可能なショートステイ」「グループホーム・入所施設」「移動の支援を行う事業所」などが挙がっており、地域生活支援拠点における緊急時の受入れ・対応などの取組をさらに進めていく必要があります。

◇親亡き後が心配な利用者に対して、必要と思う支援【事業所】



親亡き後が心配な利用者に対して、必要と思う支援を尋ねたところ、「家族（親等）へ『親亡き後』について考えてもらう」「短期入所や体験利用により、本人、施設、双方の準備を進める」などが挙がっており、相談をはじめ、地域生活支援拠点の機能強化が求められています。



<今後の方向性>

(1) 相談支援の充実

①総合的な相談体制の確立

所沢市基幹相談支援センターと委託相談支援事業所において、障害者の身の回りの相談に対応するとともに、発達障害に関する相談、就学・教育相談、就労相談等についても専門的な窓口において対応します。そして、各相談窓口の連携を強化し、ワンストップでの対応を可能にするよう努めます。

また、相談支援事業に興味のある法人等に対する勧誘や情報提供を行うとともに、相談支援事業所・相談支援専門員が地域に定着するための後方支援を行い、市内の相談支援体制の充実を図ります。

②ケアマネジメントの充実

障害者一人ひとりに適切なケアマネジメントを行うため、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を進めます。また、地域生活に移行する障害者に対して、関係者の連絡調整等の支援を適切に実施します。

(2) 地域の支援体制の充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

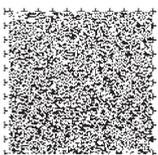
精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を目指します。

②地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、地域生活支援拠点に必要な機能の充実を図ります。

③サービスの質の向上

所沢市自立支援協議会において、生活介護事業所連絡会議・就労継続支援事業所連絡会議・グループホーム等連絡会議・障害児通所支援事業所連絡会議・地域活動支援センター連絡会議を開催しています。今後も関係者のネットワーク強化を図るとともに、市内福祉サービス事業所に対して情報提供やスキルアップにつながる研修を行い、地域における福祉サービスの質の向上に努めます。



指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所数	22か所	23か所

説明：所沢市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の数です。

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
所沢市こども支援センター（発達支援）の利用者満足度	95.9%	100%

説明：所沢市こどもと福祉の未来館2階の所沢市こども支援センター（発達支援）の利用者満足度です。

コラム COLUMN

所沢市自立支援協議会について

令和5年度は
約100回
会議が開催されました

所沢市自立支援協議会とは？

障害者総合支援法に規定されている会議体です。所沢市において障害者の生活を支えるために、障害福祉サービスを適切に提供する体制づくりと、そのための関係機関によるネットワーク作りのための協議を行っています。また自立支援協議会は地域における障害を理由とする差別の解消に向けた協議を行う障害者差別解消支援地域協議会としても活動しています。

こんな活動をしています

定例会、臨時会、実務者会議
事業所連絡会議
部会、プロジェクトチーム

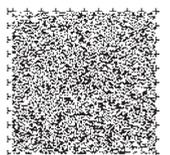
プロジェクトに取り組んでいます

防災訓練参加促進
事業所製品の販路拡大の取組「ぷらっとマーケット」
サービスのミスマッチを減らす取組「プロジェクトR」

5つの部会が活発に活動しています

相談支援部会	事例検討会などを通し、相談支援専門員の資質・技術の向上を図ります
研修部会	様々な障害福祉サービスに従事する方向けの研修を企画・実施します
こころ部会	精神疾患を抱える人が暮らしやすくなるよう、様々な分野の支援者のネットワークづくりを進めます
こども部会	教育と福祉の連携推進など、障害児の支援体制の整備に取り組みます
重症心身障害部会	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する方の支援体制の検討に取り組みます

障害者及びその家族が、住み慣れた地域で安心できる生活を支えます





障害者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送るためには、日々の生活の援助や福祉サービス等の充実が必要になります。また、適切な福祉サービスの提供のため、日頃からの関係機関との連携も必要です。

〈所沢市立 プロペラ〉

〈所沢市のこれまでの主な取組〉

医療的ケア児等への支援

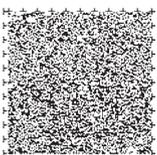
主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所や、医療的ケア児を受入可能な日中一時支援事業所の整備を進めるとともに、医療的ケア児支援の情報交換会の開催等を通じて、保健、医療、福祉その他関係機関とともに、情報共有や支援体制整備を進めました。

生活環境の整備

自立した生活を希望する障害者の居住の整備を支援するとともに、必要な入所支援に努めました。

福祉手当・医療費助成等

重度障害者に福祉手当の支給や医療費の助成、福祉タクシー使用料金・ガソリン費の補助を行うとともに、補装具^{※1}や日常生活用具^{※2}の適切な利用に関する周知を行いました。



- ※1 補装具…身体の失われた部分や障害のある部分を補い、日常生活や働くことを補助する用具。盲人安全つえ、補聴器、義肢（義手・義足）、車いす、歩行器など。
- ※2 日常生活用具…特殊寝台、入浴補助用具、ポータブルレコーダー、ファックス、ストマ用装具など、在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために用いられる用具。

<主要な課題>

課題① 地域で自立した生活を送る上での不安の軽減

- ・本人の希望する居住形態(自宅、グループホーム等)の実現に向けた支援
- ・「親亡き後」の生活に向けた本人、家族、支援者等の準備
- ・障害者への経済的支援の継続的な実施

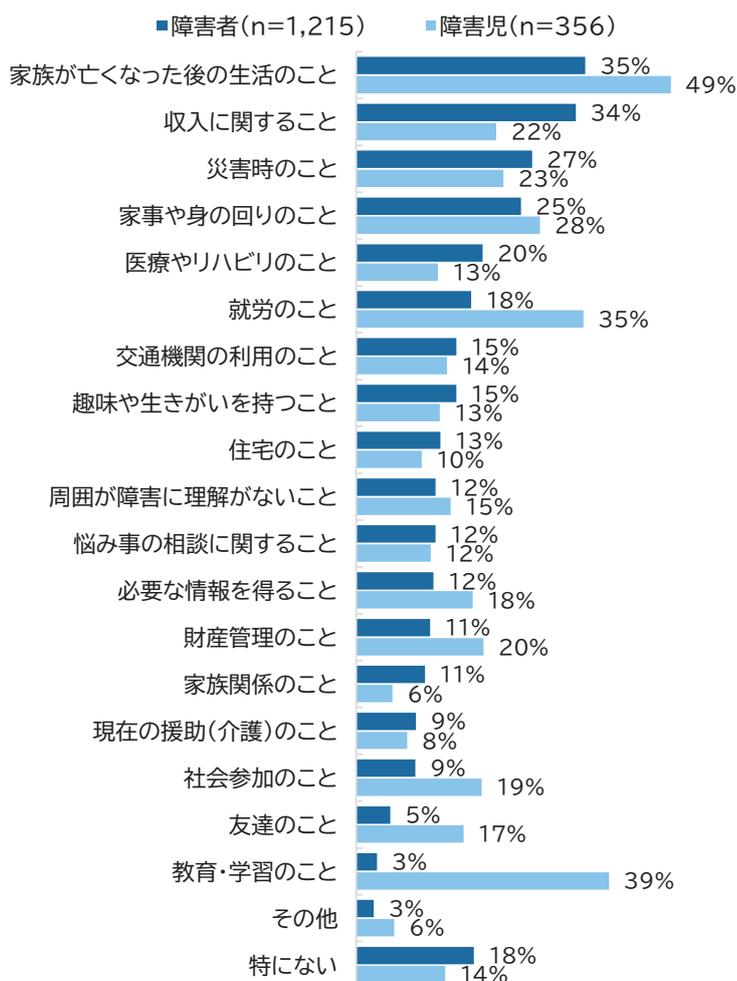
課題② 重度障害者支援の充実

- ・医療的ケア児支援のための取組

課題③ 福祉サービス等の充実と制度の持続可能性の確保

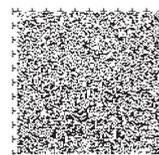
- ・在宅サービスや通所サービスの適切な利用支援
- ・社会情勢に対応した福祉サービスの提供
- ・障害特性の多様化とニーズの専門性向上

◇本人が困っていること【障害者・障害児】



本人が困っていることを尋ねたところ、障害者・障害児ともに「家族が亡くなった後」のことを挙げており、障害者では次いで「収入」「災害時」「家事や身の回り」など、障害児では「教育・学習」「就労」などが多くなっています。

障害児への育ちと学びの支援や就労支援から、障害者への自立した生活に向けた支援へ、ライフステージに応じた切れ目のない福祉サービスや様々な支援が求められています。



(1) 自立した生活に向けた支援の充実

①生活環境の整備

重度障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、事業者に対して、重度障害者を受け入れることができるグループホームの整備の働きかけを行い、その整備に対して支援をするとともに、新規の事業所が地域に根ざしていくことができるよう、関係機関との連携の促進を図ります。また、障害者の自立した活動に必要な補装具や日常生活用具を適切に給付します。

さらに、「親亡き後」の障害者の生活の準備を進めるため、短期入所や体験利用による本人・施設双方の準備や、家族へ親亡き後について考えてもらうための働きかけを行います。

②意思決定支援の推進

知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに沿った対応について検討を進めるとともに、障害福祉サービス事業者等に対して周知啓発を図ります。

また、成年後見制度の利用の検討や、現在の生活状況に合わせた福祉サービスの種類・支給量の見直し等を行い、高齢化が進む障害者や家族への支援の充実を図ります。

③経済的自立の促進

障害者が生計を維持し、経済的に自立した生活を送れるよう、移動に関する費用の補助、重度障害者に対する福祉手当の支給や医療費の助成を行います。

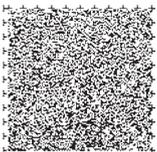
(2) 重度障害者支援の充実

①医療的ケア児等への支援

医療的ケア児とその家族が身近な地域で継続して必要な支援を受けられるよう、利用できる施設・サービスの確保に努めながら、「医療的ケア児支援の情報交換会」において、保健、医療、福祉その他の関係機関が医療的ケア児に関する情報共有や意見交換を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターが、当事者や支援者からの相談に応じ、支援に必要な機関等につなぎます。

②重度障害者への支援

市内の障害者施設等において、重度障害者への適切な支援や、重度障害者の日中活動や居住の場の確保を前進させるために、障害福祉サービス事業所間の情報共有や意見交換の充実に努めます。また、施設整備に当たっては、可能な限り、重度障害者を受け入れることができる環境となるよう、事業者への働きかけを行います。



③施設入所支援

障害者の地域移行を推進する一方で、地域において施設入所支援を真に必要とする障害者が一定数いる状況であることを踏まえるとともに、障害者の親亡き後を見据え、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備計画に対して、施設整備に関する調整等について協力し、必要な施設入所支援の提供につながるよう努めます。

(3) 福祉サービス等の充実

①障害者・障害児向けサービスの充実

重度障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要な在宅サービスや通所サービスを提供する事業所に対し、重度障害者を受入れ可能なサービス提供体制の整備を働きかけていきます。また、在宅生活が困難な障害者のニーズに応じ、安定した地域生活を送るための支援や、適切に入所につなげるための支援に努めます。

<目標・指標>

指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
グループホームの整備数（定員数）	362人分	400人分

説明：市内において共同生活援助（グループホーム）の指定を受けている事業所の定員数の合計です。

コラム COLUMN

本市では、障害のある人の地域移行を進めると共に、障害者の重度化・高齢化や親亡き後に備え、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、その生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点整備」事業を進めています。

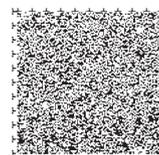
本事業の一つには、介護者（親族等）の急な疾病や事故、ご本人の状態悪化等の緊急時に、緊急的に施設等で受入れる体制を確保する「障害者等緊急短期入所」事業があり、令和5年に開所した市内4つ目の入所施設である「指定障害者支援施設 ぶらす」では、その一端を担っています。

重度化・高齢化や親亡き後に備える施設というだけでなく、新型コロナウイルス感染症のような感染症が流行した際に、感染（疑い）者と他の入所者の動線が交わらないように部屋分けする、ゾーニング対応が可能なつくりとなっており、施設内での感染拡大を防止する対策のひとつとなっています。

市内には6か所の市立障害福祉サービス事業所があり、市内社会福祉法人が指定管理者となって、利用者のニーズや地域課題の変化に合わせ、住み慣れた地域の中で自分らしく、より豊かに生活できるような適切な支援のもと運営をしています。



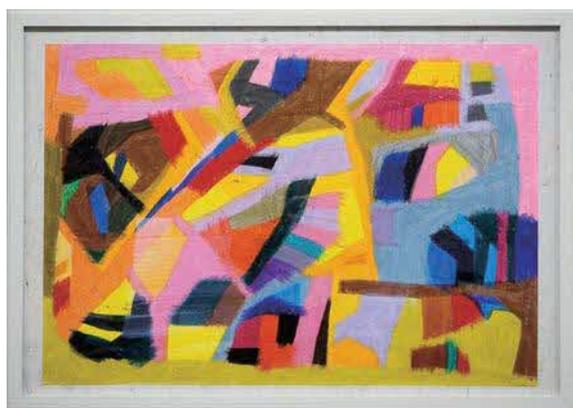
〈社会福祉法人 藤の実会〉



障害者作品展の受賞作品の紹介

令和5年12月1日から8日まで、所沢市役所1階市民ホールにて障害者作品展が開催されました。会場内には、市内の障害者施設の利用者等が作成した絵画や陶芸、工作などの作品が展示され、多くの方にお越しいただきました。

このページでは、計252点の作品の中から選出されたところん賞受賞作品10作品のうち8作品を紹介します。



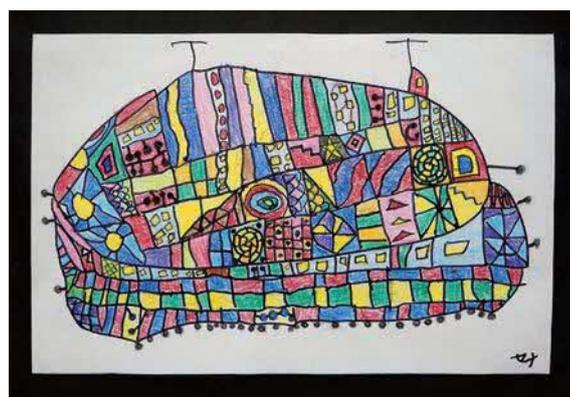
▲「ぼくのすきないろ2」早川 敦裕さん



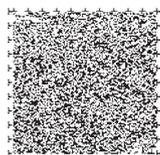
▲「ところんピニャータ」たっちのこどもたちさん



▲「雨の日だってワクワク！」村上 絢音さん

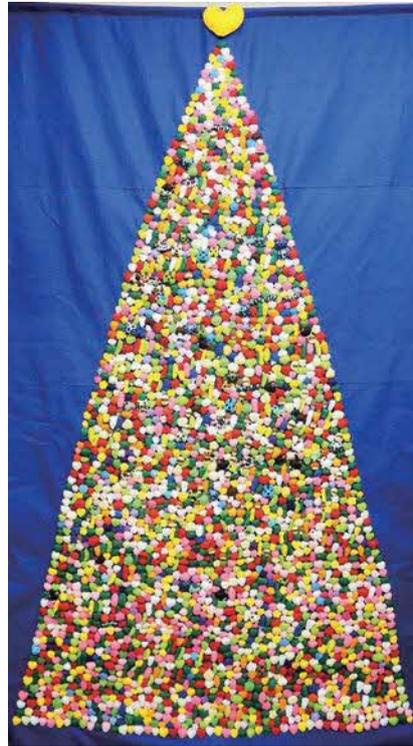


▲「車ひこうき」セナさん





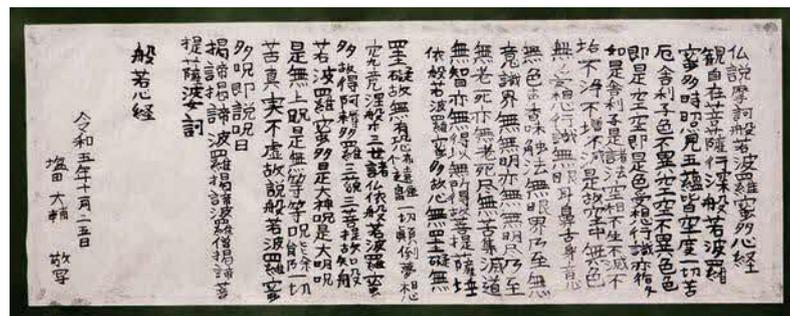
▲「ドラゴン」小達 一刀(KAZ)さん



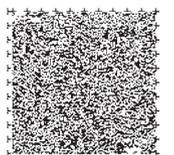
▲「クリスマスツリー」小池 勇太さん



▲「仕事畑」並木 一真さん



▲「般若心経」塩田 大輔さん



第2節 ライフステージを通じた支援

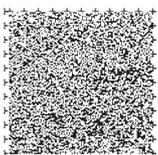
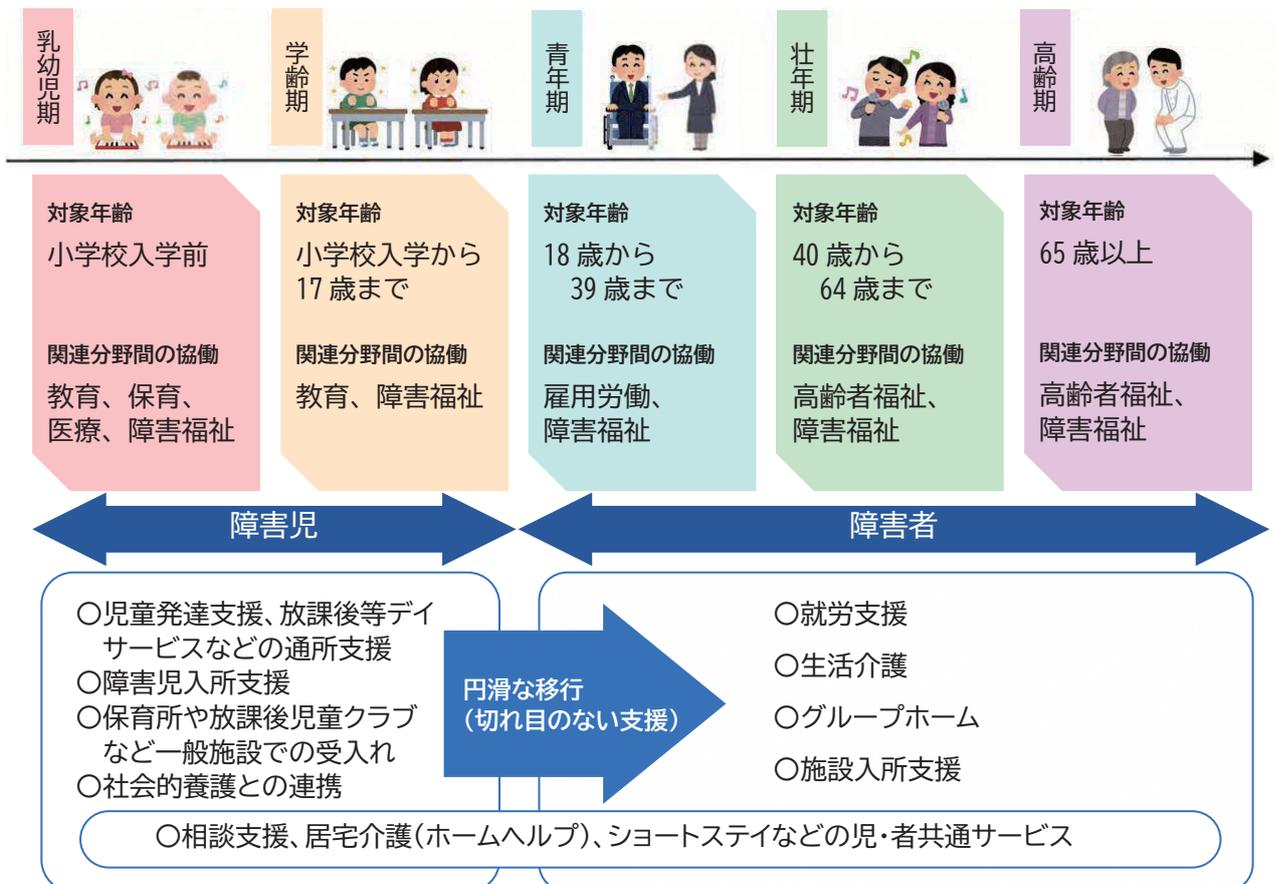
1. ライフステージの設定

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、分野ごとの施策展開に加え、障害者一人ひとりのライフステージに応じた支援を行っていくことが必要です。このため、「乳幼児期（小学校入学前）」、「学齢期（小学校入学～17歳）」、「青年期（18歳～39歳）」、「壮年期（40歳～64歳）」、「高齢期（65歳以上）」の5つのライフステージを設定し、それぞれの年代で必要とされる支援を横断的・重点的に取り組んでいきます。

年代ごとの特徴を踏まえ、各ライフステージにおいて、特に求められている支援や重点施策を記載するとともに、ニーズの高い施策に関する、障害福祉、教育、保育、医療、雇用労働、高齢者福祉等、分野間の連携についても記載します。

なお、令和5年4月1日からこども家庭庁が創設されたことにより、障害児に関する支援の大部分が厚生労働省からこども家庭庁の所管となりました。制度のはざまへの配慮、特に学齢期から青年期への円滑な移行に向けた切れ目のない支援を重視して取り組みます。

<ライフステージを通じた支援のイメージ>



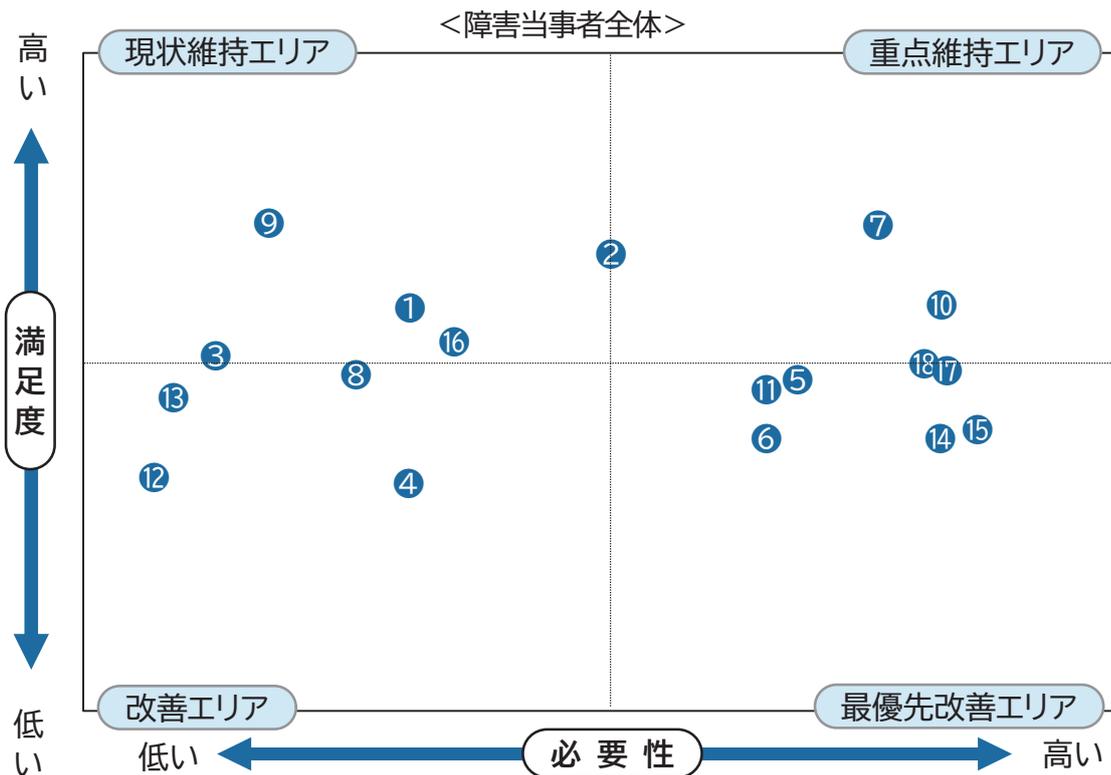
2. 求められている支援の考え方

それぞれの年代でどのような支援が求められているかを分析するため、市内の障害者に対して実施したアンケートから、市の施策の満足度と必要性の評価を集計し、ライフステージ別に分析しました。

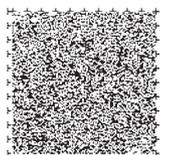
具体的には、第5次所沢市障害者支援計画に掲げた18項目の障害者施策について、満足度と必要性を5段階で評価していただき、満足度と必要性のそれぞれの平均を交点として、4つのエリアに分類しました。

- 1) 最優先改善エリア（必要性が高いが、満足度は低い）
- 2) 改善エリア（必要性が低く、満足度も低い）
- 3) 重点維持エリア（必要性が高く、満足度も高い）
- 4) 現状維持エリア（必要性は低いが、満足度が高い）

各ライフステージ固有の課題を抱える分野について、最優先改善エリアや改善エリアの施策を中心に重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



3. 乳幼児期（小学校入学前）の支援

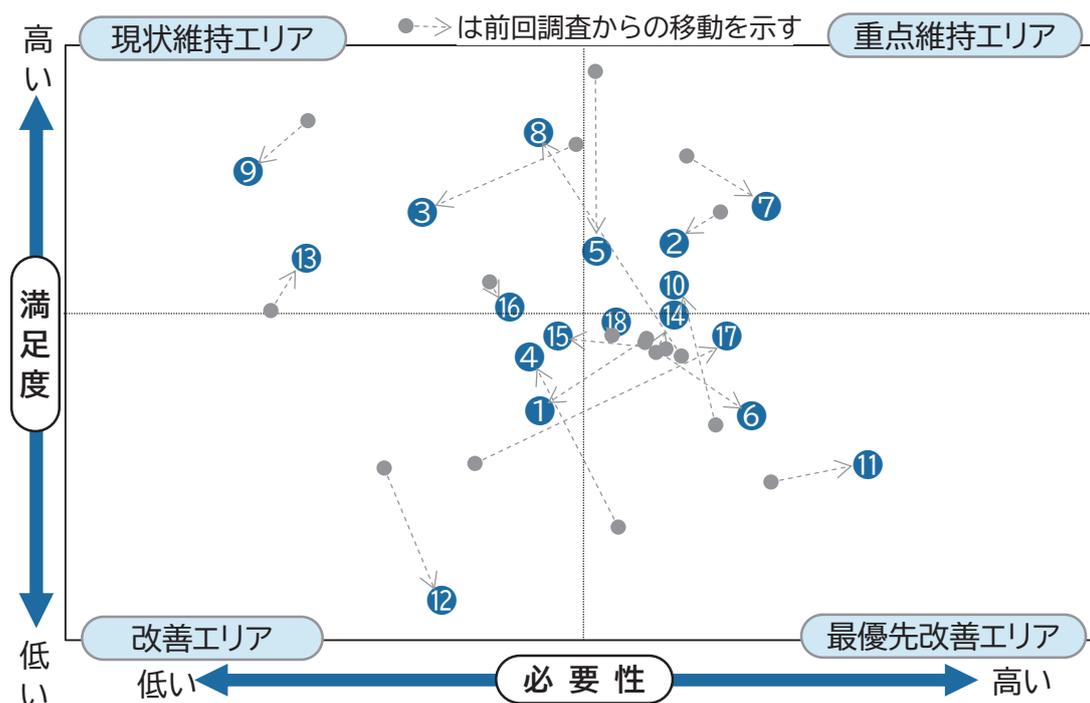
（1）この年代の特徴

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期の支援は、将来の本人にとって、充実した生活を送る上で非常に重要です。また、このような時期においては、保護者についても、子どもの障害の受容が難しい、育児に関する悩みがあるといった、様々な問題を抱えています。

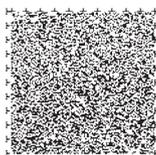
このため、障害児本人に対してはもちろん、保護者の心理的・身体的な負担を軽減するためにも、家族全体に対する支援を行う必要があります。

（2）求められている支援（アンケート結果から）

前回調査と比較すると、「④市民の障害者理解促進」「⑧障害の早期発見や対応の促進」、「⑩地域の医療体制の充実」で満足度が上がっていますが、「⑪障害児のための教育・保育の促進」「⑥生活環境の整備や経済的自立の支援」「⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進」等は引き続き最優先の改善が求められています。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



(3) 重点的な取組・支援

障害を早期に発見し、支援を開始するため、必要な情報の提供や健康診査等の機会の提供を行います。

また、障害児と保護者が安心して暮らせるよう、保護者支援の充実や相談支援、障害児保育の適切な実施等に取り組みます。

主な事業

母子保健事業	妊娠期からの健康管理の支援に努め、訪問指導、乳幼児健康診査、健康相談等を通じて、保護者を支援し、乳幼児の健全な発育・発達を図ります。
発達支援事業	所沢市こども支援センター(発達支援)において、発達障害に関する相談支援や通所支援を行います。また、専門性を生かした巡回支援や啓発活動等の地域支援に取り組みます。
障害児保育の実施	保育園等での混合保育を通じて、お互いの成長・発達を促すことで、個性を伸長する保育を充実します。

(4) 関連分野間の協働

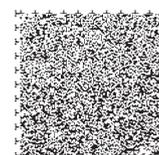
乳幼児期では、保護者は、わからないことだらけの中で育児に臨まなければならず、心身両面の負担がとて大きいものと思われれます。

そこで、教育・医療・福祉の各分野が協働で、保護者に対して、困った時に適切に対処するための情報提供を行うことでその負担の軽減を図ります。

また、各分野が他分野への理解を深めることで、保護者からの相談に応じて、分野間を横断した適切な支援へとつなげることができるよう、関連分野間の連携のための取組を推進します。

主な事業

障害児の保護者に対する情報提供	教育・医療・福祉等の分野が連携し、保護者に対して、何かあったときの相談窓口や相談方法、困った時の対処法等の情報を提供するための手法について、調査研究を行います。
-----------------	--



4. 学齢期（小学校入学～17歳）の支援

（1）この年代の特徴

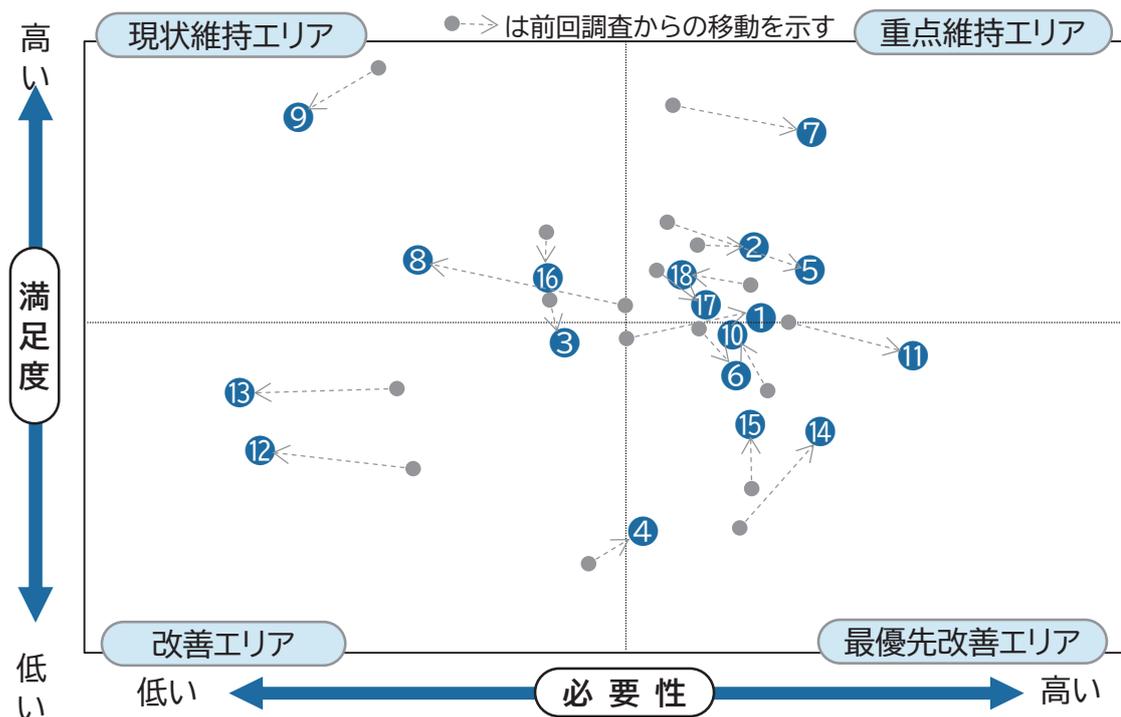
学齢期は、集団生活等を通じて知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向けて人格を形成していく、学びと成長の時期です。

このため、障害児や保護者のニーズや状況に応じた適切な教育の実施や地域での活動の充実等、社会参加をするための取組が大切となります。

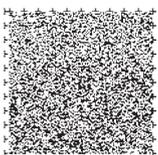
また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、各関係機関の連携・接続に関するきめ細かな取組も重要です。さらに、学校卒業後は、進路の決定など、本人の希望を実現するための支援を行う必要があります。

（2）求められている支援（アンケート結果から）

前回調査と比較すると、「⑩地域の医療体制の充実」「⑭障害者の雇用・就労の促進」「⑮わかりやすい情報の提供」は満足度が上がっていますが、同じく最優先改善エリア内の「⑪障害児のための教育・保育の促進」「⑥生活環境の整備や経済的自立の支援」「④市民の障害者理解促進」等とともに引き続き改善が求められます。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



(3) 重点的な取組・支援

本人が社会に出ていく準備をするために、教育や進路等の心配事に関する相談支援を行うとともに、乳幼児期から引き続き保護者も含めた総合的な支援を行います。

また、障害の程度や状態に応じた教育環境・医療環境を整備するとともに、卒業後の進路の選定についても支援していきます。

主な事業

一人ひとりに応じた 進路選択	特別支援学校等におけるアセスメントを通し、障害児それぞれの希望や特性に適した就労先や福祉サービス等の卒業後の進路選択を支援します。
就学相談・教育相談の 実施	学習面や生活面等、子どもの状況をつぶさに見取るとともに、本人や保護者と教育相談をしたり、支援者間でケース会議を開催したり、必要に応じて就学相談や関係機関につなげるなど、適切な支援に努めます。
医療体制の整備	医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。

(4) 関連分野間の協働

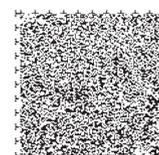
学齢期では、日中の時間を学校で過ごし、放課後には放課後等デイサービス^{※1}事業所を利用される方が増えています。

こうした状況を踏まえ、障害児支援の関係機関が同じ方向を向いて支援を行うために、学校、放課後等デイサービス事業所、障害児支援をプランニングする指定障害児相談支援事業所と家庭の連携強化を図っていきます。

主な事業

学校・放課後等デイサービス事業所・指定障害児相談支援事業所、 家庭の連携強化	学校と放課後等デイサービス事業所との連携強化を図るため、先進自治体の取組等を参考に、情報共有・関係構築の手法について調査研究を行います。
---	--

※1 放課後等デイサービス…学校通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。



5. 青年期（18歳～39歳）の支援

（1）この年代の特徴

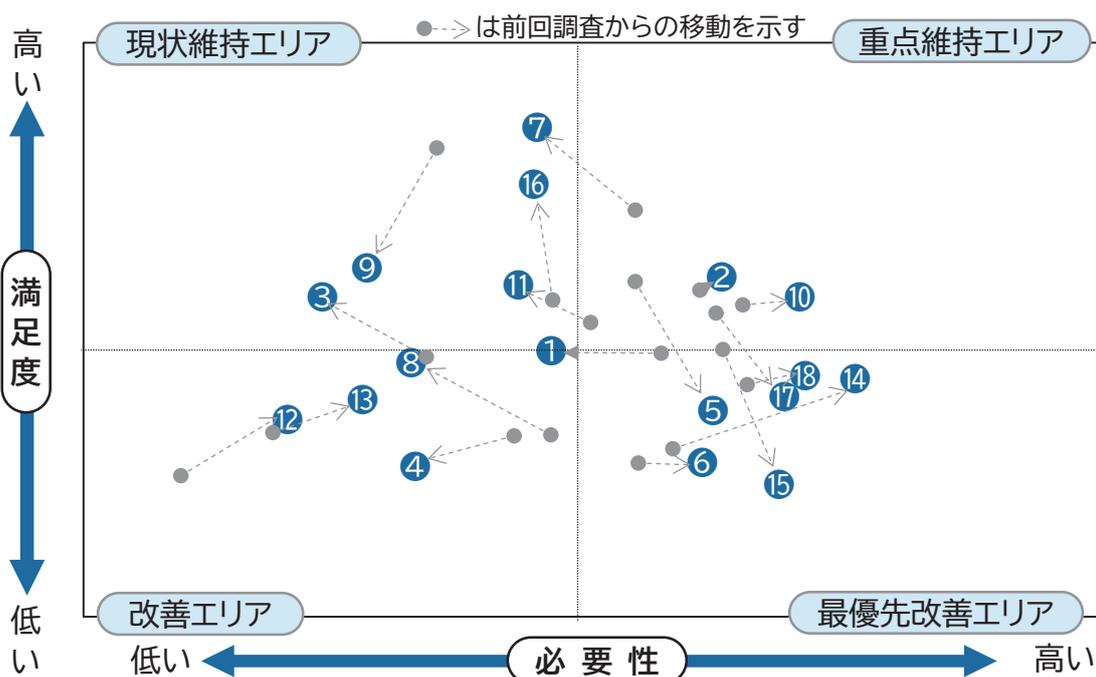
青年期は、社会的・経済的な自立を目指し、広く社会と関わりながら自己実現に向けて人生を歩んでいく時期です。

この時期には、不慮の事故や病気によって障害者となる人や社会に出てから障害に気づく人がいます。突然、障害と向き合うという状況になったとき、今までの生活とのギャップや障害の受容について悩む人も少なくありません。

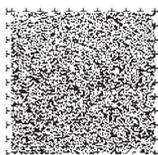
このように、障害者が自立した地域生活を送るためには、家庭、就労等の様々な場面で、障害特性に応じた支援が重要になります。

（2）求められている支援（アンケート結果から）

前回調査と比較すると、「⑦福祉サービスの充実」「③障害者の社会活動への参加の支援」等が現状維持エリアとなるなど改善が見られますが、引き続き「⑭障害者の雇用・就労の促進」「⑮わかりやすい情報の提供」「⑥生活環境の整備や経済的自立の支援」等で最優先の改善が求められています。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



(3) 重点的な取組・支援

障害者の就労を促進していくために、民間企業等に対する障害理解の浸透を図るとともに、本人に対する適切な就労支援を提供していきます。

また、一人暮らしが難しい障害者が、地域で自立して生活することができるよう、グループホームの整備に取り組み、居住の場の確保を進めます。

主な事業

働きたい人が働ける環境づくり	障害者が働ける場の確保を図るため、民間企業等に対し、障害者対応や障害者雇用において必要な対応等の周知啓発を行います。
就労支援事業	就労が困難な障害者の職業能力の向上、企業とのマッチングから就労後の定着支援まで一貫して行い、障害者の就労を総合的に支援します。
グループホームの整備	重度障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、事業者に対して、重度障害者を受け入れることができるグループホームの整備を働きかけるとともに、その整備に対して支援を行います。

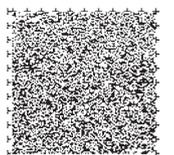
(4) 関連分野間の協働

現在、雇用・労働分野は主に国と埼玉県が所管し、障害者への支援は主に市が所管しており、就労分野においても個別に対応がなされている状況です。

障害者の雇用・就労を効果的に促進するために、これらの機関の連携強化を図っていきます。

主な事業

雇用・労働分野と障害福祉分野の連携	ところざわ就労支援センターが中心となり、ハローワーク等の労働分野と障害福祉分野の連携強化を図ります。
-------------------	--



6. 壮年期（40歳～64歳）の支援

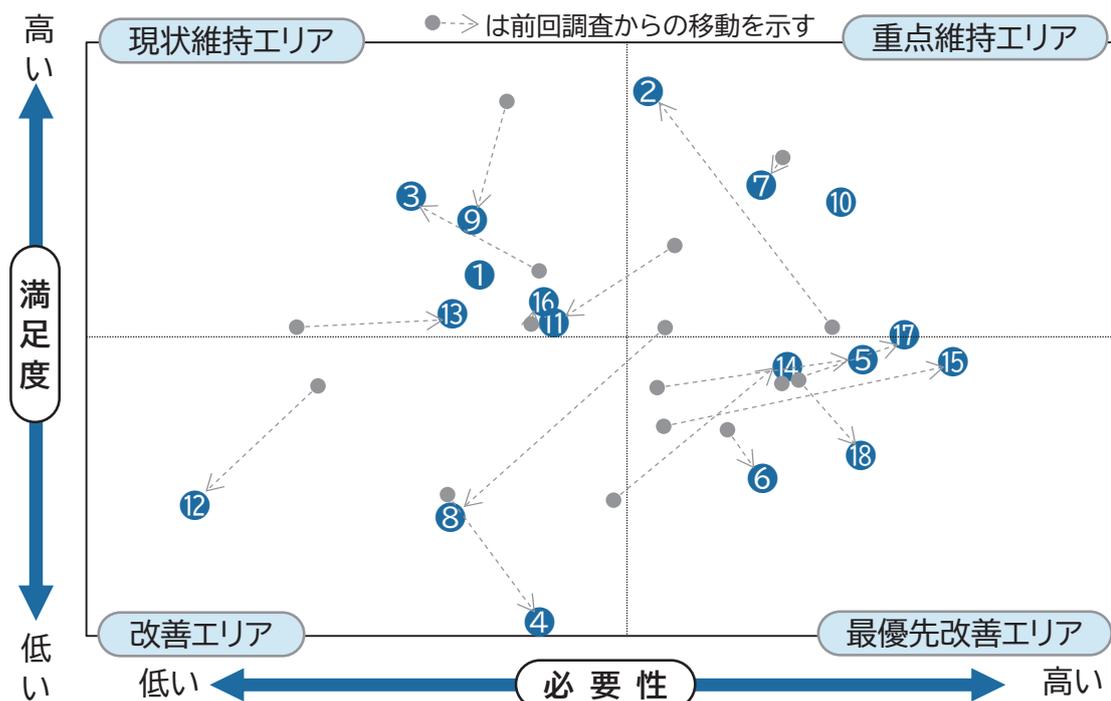
（1）この年代の特徴

壮年期は、社会の中での立ち位置や人間関係が少しずつ変わっていく時期です。また、家族の高齢化により、これまでと同じような生活を継続することが困難な場合が生じてきます。

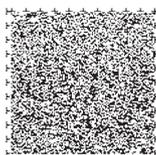
このため、現在の状況に対応していくことに加え、障害者本人やその家族が更に年齢を重ねても地域の中で自立した生活を送ることができるよう、将来を見据えた支援が必要になります。

（2）求められている支援（アンケート結果から）

前回調査と比較すると、「②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援」「⑩地域の医療体制の充実」等で満足度が上がっていますが、引き続き「⑥生活環境の整備や経済的自立の支援」「⑮わかりやすい情報の提供」「⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進」等で最優先の改善が求められています。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



(3) 重点的な取組・支援

家族の高齢化による、家庭環境の変化に対応するため、家族支援を行うとともに、家族が亡くなった後も、本人が自立した生活を送れるよう、親亡き後の準備や居住支援に取り組みます。

さらに、障害者の親亡き後を見据え、地域のセーフティネットとしての役割を持つ障害者支援施設において、緊急的な受入れに関する調整や受入体制の整備を進めます。また、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備に関する調整について協力します。

主な事業

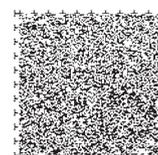
高齢の家族に対する支援	障害者が家族とともに安心して暮らせるように、障害福祉分野と介護保険分野等が連携し、必要に応じて高齢の家族に対しても支援を行います。
親亡き後の準備	家族が亡くなった後の生活の準備として、グループホームの体験利用や成年後見制度の利用等の支援を行うほか、支援者間の情報共有を図ります。
相談支援事業所による居住支援	賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

(4) 関連分野間の協働

高齢期に移行し、公的な支援が障害福祉サービスから介護保険サービスに代わることにより本人に不都合が生じないよう、分野間における情報共有や必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な事業

障害福祉と介護保険との分野間の連携	障害福祉サービスと介護保険サービスの受給資格を重複して有する障害者に対して、必要に応じて各分野の担当者が連携して対応します。また、所沢市自立支援協議会等を通じて分野間の情報共有に努めます。
-------------------	--



7. 高齢期（65歳以上）の支援

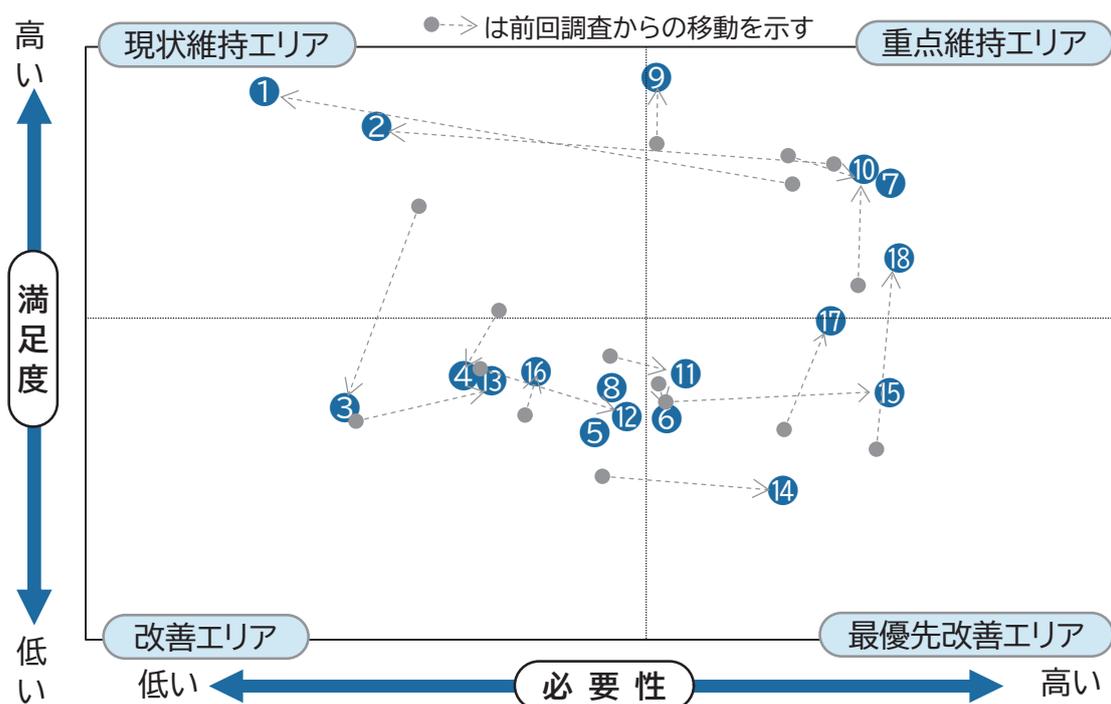
（1）この年代の特徴

高齢期は、障害者本人の心や身体に変化が現れる時期です。また、家族が亡くなったり、公的な支援制度が障害福祉サービスから介護保険サービスに移行したりすることで、障害者本人を取り巻く環境が大きく変化します。

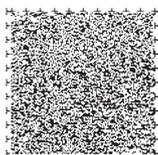
このため、環境の変化により生じる不安を取り除くため、関連分野間における連携により、総合的な支援を行うことが重要です。

（2）求められている支援（アンケート結果から）

前回調査と比較すると、「①障害者差別解消の推進」「②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援」が重点維持から現状維持エリアに移動し取組の成果が見られますが、必要性が高まった「⑮わかりやすい情報の提供」「⑭障害者の雇用・就労の促進」等の優先的な改善が求められます。



①障害者差別解消の推進 / ②虐待の防止や障害者の権利を守るための支援 / ③障害者の社会活動への参加の支援 / ④市民の障害者理解促進 / ⑤気軽に悩みを相談できる体制の充実 / ⑥生活環境の整備や経済的自立の支援 / ⑦福祉サービスの充実 / ⑧障害の早期発見や対応の促進 / ⑨健康づくりや病気の予防の促進 / ⑩地域の医療体制の充実 / ⑪障害児のための教育・保育の促進 / ⑫障害児と障害のない児童と一緒に学ぶための取組 / ⑬生涯を通じた学びの機会の提供 / ⑭障害者の雇用・就労の促進 / ⑮わかりやすい情報の提供 / ⑯手話や点字等、コミュニケーションの支援 / ⑰誰もが利用しやすいまちづくりの推進 / ⑱災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進



(3) 重点的な取組・支援

障害者の高齢期における地域生活においては、環境変化による様々な問題が生じていくことが考えられるため、相談支援体制の整備を進め、多様なケースに対応できるよう努めます。

また、災害や犯罪による被害を最小限に留めるために、災害時の避難対応や防犯体制の充実など、地域を挙げて取り組みます。

主な事業

総合的な相談窓口による対応	所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口において、生活困窮、成年後見等生活全般に関する多種多様な相談に応じます。
災害時における要配慮者支援体制の整備	災害時に障害者や高齢者等の要配慮者の安否確認が地域の中で迅速に行われるための体制整備を、自治会・町内会等地域の協力を得ながら進めます。
障害者の権利を守る支援	判断能力が不十分な方などの権利擁護を支援するため、成年後見制度の周知と利用促進を進めます。

(4) 関連分野間の協働

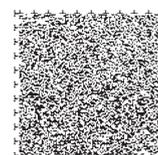
高齢期では、主に高齢者福祉の分野において支援することになりますが、支援者が変わったことで本人が不利益を受けることとならないよう、必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な事業

高齢障害者への支援	高齢期を見据えた障害福祉サービスの提供や、高齢障害者が家庭内で虐待を受けた場合など、必要に応じて高齢者福祉分野と障害福祉分野が連携して対応します。
-----------	---

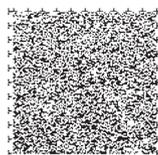
65歳以上の障害福祉サービスと介護保険サービスの利用関係

65歳以上の障害者については、介護保険サービスにより支援をしていくこととなります。しかし、65歳到達以前に障害福祉サービスを利用していた障害者については、介護保険サービスへの移行が本人の不都合とならないよう、障害福祉サービスを併用することができます。

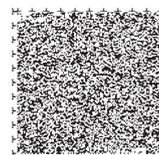


■第6次所沢市障害者支援計画 目標・指標一覧(再掲)

施策分野	指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
1. 差別解消と 権利擁護の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり 条例に関する職員研修の受講者数(累計)	1,229人	1,830人
	障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する 出前講座の受講者数	197人	220人
2. 社会参加の促進と 協働の推進	所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の 未来館を利用した障害者数	12,452人	15,500人
	障害者作品展及び障害者週間記念事業来場者数	4,467人	4,700人
3. 情報 アクセシビリティ の向上	ウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作 研修の受講者数(累計)	151人	325人
	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,423件	2,440件
4. 安全・安心な まちづくり	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結 件数	19件	24件
5. 育ちと学びの充実	保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,592件	1,610件
	特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組 を行った学校の割合	93.6%	100%
6. 雇用・就労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	760人	850人
	障害者就労施設等からの調達実績額	13,566,143円	14,000,000円
7. 保健医療の充実	乳幼児健康診査受診率	96.4%	99%
	理学療法士による相談(予約制)及び訪問リハビリの 相談者数	51人	70人
	所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者 数	160人	200人
8. 支援体制の充実	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業 所数	22か所	23か所
	所沢市こども支援センター(発達支援)の利用者満足度	95.9%	100%
9. 福祉サービス等の 充実	グループホームの整備数(定員数)	362人分	400人分



第 3 章 障害福祉サービス等の目標値・見込量

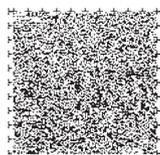
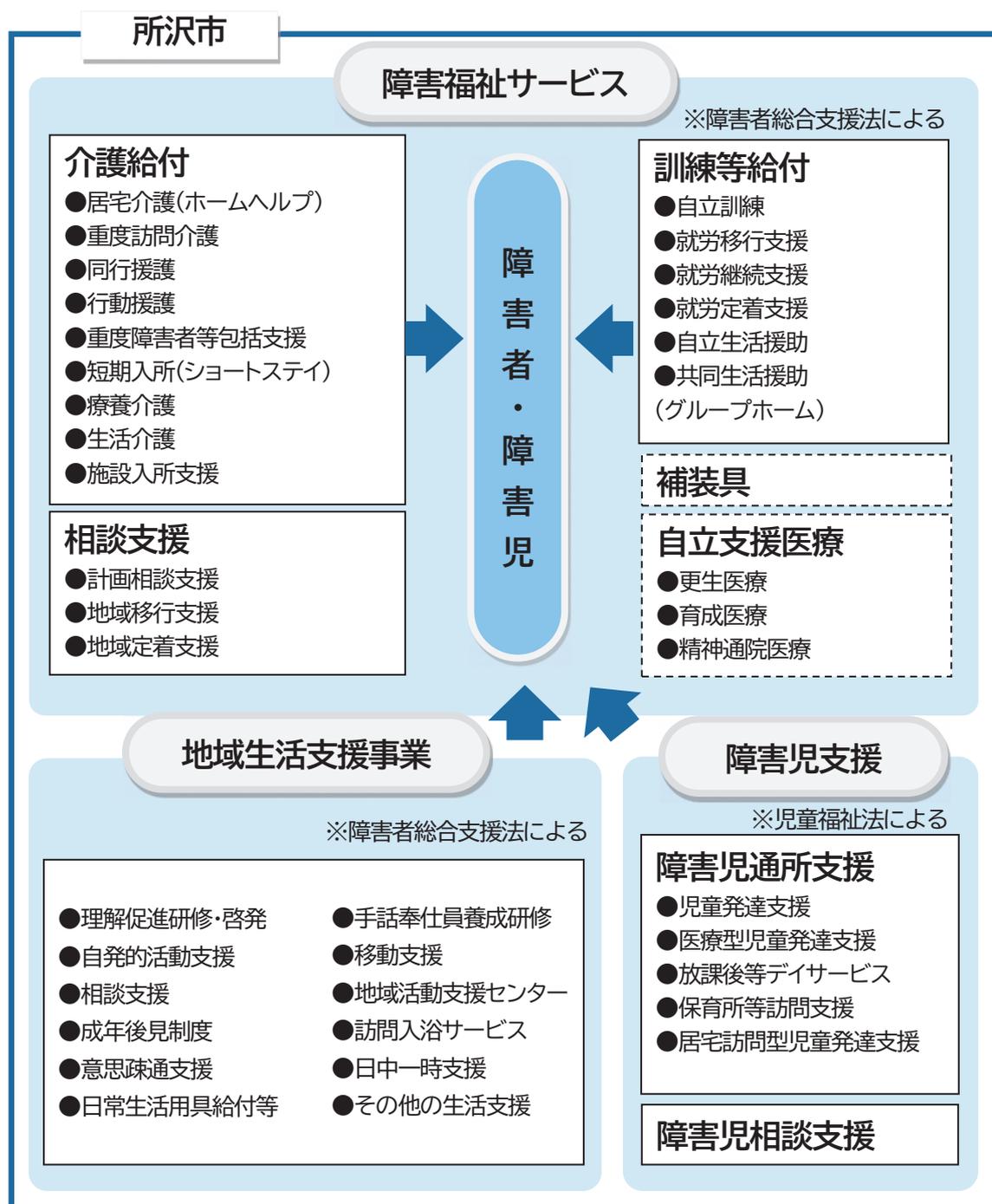


障害福祉サービス等の全体像

障害福祉サービス等の全体像

障害福祉計画と障害児福祉計画には、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する目標値や障害福祉サービス等の見込量等を設定しています。

令和6年度から令和8年度までを期間とする障害福祉計画・障害児福祉計画で記載する法定事業（障害者総合支援法、児童福祉法）は以下のとおりです。



1. 計画の目標値

ここでは、障害福祉サービス等の提供体制を確保する上で必要な取組について、国及び県の方針に従い、目標を設定しています。

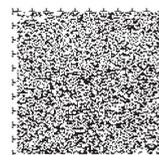
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、施設入所者数につきましては、国の基本方針として、施設入所者数を令和4年度末時点の5%以上削減することを基本とするよう示されておりますが、埼玉県は県の状況を鑑み設定しないこととしております。

本市においても、入所を希望する待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちしている状況であることから、施設入所者の削減は現状とそぐわない面もあるため、目標は設定しておりません。引き続き、地域の施設と連携し個別支援を行うとともに、居住の場の確保等の課題について、自立支援協議会等で協議を進めることといたします。

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	12人	令和4年度末時点の施設入所者数(189人)のうち6%以上が地域生活へ移行
令和8年度末における施設入所者数	—	—

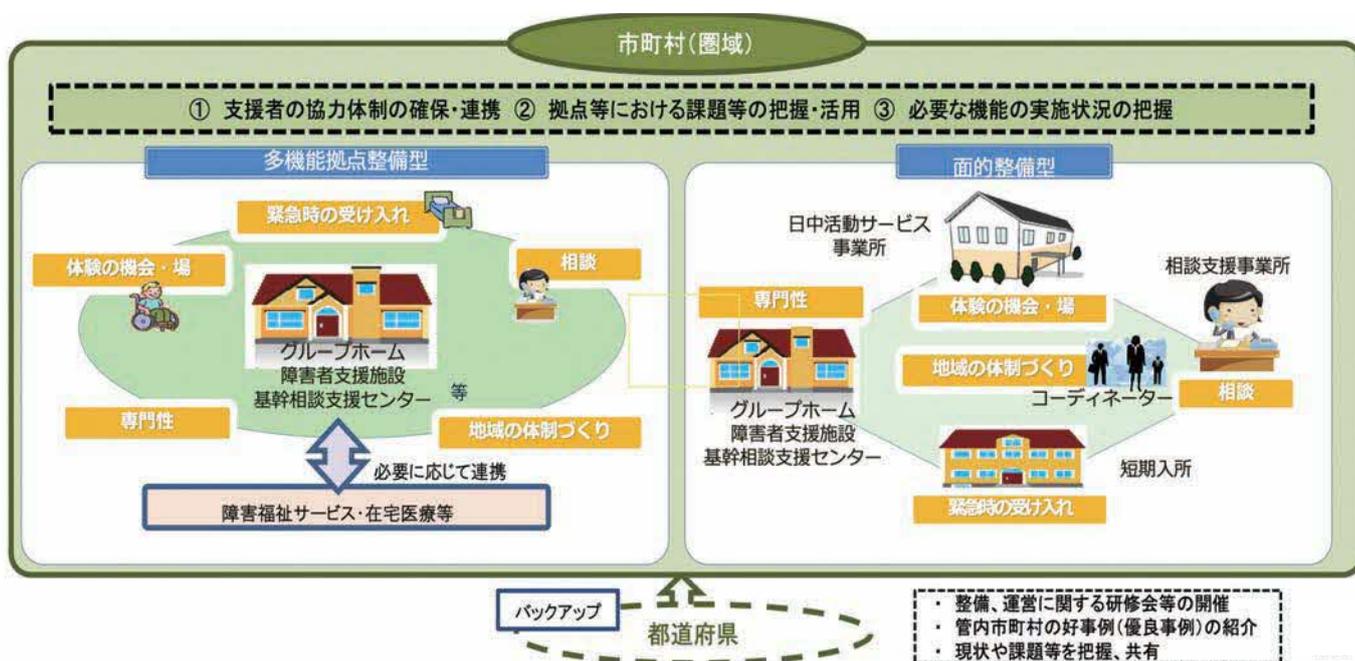


(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

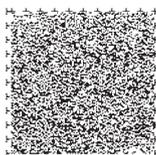
地域生活支援拠点に関する目標値を設定します。障害者の安全・安心な生活を継続して確保するため、地域生活支援拠点を通じた支援体制の充実に努めます。

項目	目標値	目標値の考え方
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	令和8年度末まで継続して確保
運用状況及び機能の検証・検討実施回数	年1回以上	機能充実のため、年1回以上検証及び検討を実施
地域生活支援拠点等の設置数	4か所	令和8年度末まで継続して確保
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	令和8年度末まで継続して確保

<地域生活支援拠点のイメージ図>



画像出典:厚生労働省「地域生活支援拠点等について ～地域生活支援体制の推進～」



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等により、福祉施設から一般就労へ移行した障害者数やその割合等について目標値を設定します。

①一般就労移行者数

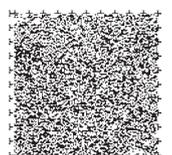
項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度の一般就労移行者数①	68人	令和3年度の一般就労移行者数(49人)の1.28倍以上
①のうち、就労移行支援事業利用者数	55人	令和3年度就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数(38人)の1.31倍以上
①のうち、就労継続支援A型事業利用者数	5人	令和3年度就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数(4人)の1.29倍以上
①のうち、就労継続支援B型事業利用者数	8人	令和3年度就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数(7人)の1.28倍以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	令和8年度就労移行支援事業所全体の5割以上

②就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度就労定着支援事業の利用者数	100人	令和3年度就労定着支援事業利用者(71人)の1.41倍以上

③就労定着支援事業の就労定着率

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	令和8年度末時点の就労定着支援事業所の2.5割以上



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域社会への参加・包容の推進や、地域において適切な支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備に関して目標値を設定します。

① 児童発達支援センター※¹の設置

項目	目標値
児童発達支援センターの設置数	令和8年度末まで1か所確保

② 保育所等訪問支援の設置数

項目	目標値
保育所等訪問支援の設置数	令和8年度末までに1か所以上

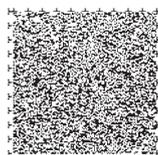
③ 重症心身障害児を支援する事業所の設置

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末まで継続して確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末まで継続して確保

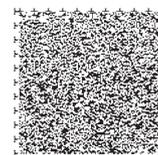
※¹ 児童発達支援センター…児童福祉法に基づく児童発達支援を行うほか、地域で暮らす障害児やその家族からの相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が希望する地域生活を実現していくために、相談支援体制の充実・強化等に関する取組について目標値を設定します。

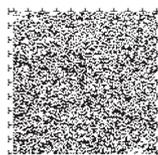
項目	目標値	目標値の考え方
基幹相談支援センターによる総合的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化		
基幹相談支援センターの設置数	1 か所	令和 8 年度末まで継続して確保
相談支援事業所に対する指導・助言件数	48 件/年	市内相談支援事業所から相談を受け、同行や訪問、面談を行う回数
人材育成の支援件数	8 件/年	基幹相談支援センター主催のフォローアップ研修及び出前講座等の実施回数
連携強化の取組の実施回数	15 回/年	基幹相談支援センターが主催する自立支援協議会部会の開催回数
個別事例の検討回数	11 回/年	グループスーパービジョン研修及びひとり事業所相談会の開催件数
主任相談支援専門員の配置数	1 人	令和 8 年度末まで継続して確保
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
相談支援事業所参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	9 回/年 23 事業者	委託相談支援事業所によるミーティングの実施回数 市内の全相談支援事業者数
専門部会の設置数、実施回数	5 部会 54 回/年	5 つの専門部会の合計実施回数



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員の障害者総合支援法の理解を深め、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めること等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する目標値を設定します。

項目	目標値	目標値の考え方
県が実施する研修への参加人数	10人/年	埼玉県が実施する研修等への市町村職員の参加人数（延べ人数）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	令和8年度末まで体制の維持	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務を令和8年度末まで継続実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回/年	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務



2. 福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス等

ここでは、令和3年度と令和4年度の実績を基に算出した各サービスの利用見込量について記載しています。なお、「～人分」とは実利用者数を、「～人日分」「～時間」とはそれぞれ延べ利用日数及び延べ利用時間数を示しています。

①訪問系サービス

在宅で生活する障害者に対し、ヘルパーを派遣し身の回りの支援を行うサービスです。

実績

(月間)

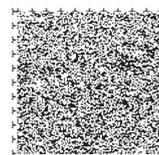
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
居宅介護	6,054 時間 662 人	6,527 時間 634 人	6,647 時間 672 人
重度訪問介護	3,591 時間 31 人	3,318 時間 26 人	3,908 時間 22 人
同行援護	1,311 時間 116 人	1,428 時間 125 人	1,620 時間 135 人
行動援護	608 時間 45 人	768 時間 51 人	828 時間 58 人
重度障害者等包括支援	—	—	—

見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	7,164 時間 711 人	7,725 時間 752 人	8,331 時間 796 人
重度訪問介護	3,908 時間 22 人	3,908 時間 22 人	3,908 時間 22 人
同行援護	1,765 時間 145 人	1,922 時間 156 人	2,094 時間 169 人
行動援護	927 時間 67 人	1,125 時間 76 人	1,367 時間 87 人
重度障害者等包括支援	—※	—※	—※

※重度障害者等包括支援とは、常時介護を必要とする方へ、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。現状、包括でなく各サービスで対応できておりますので、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。



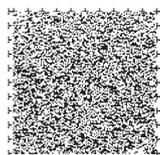
②日中活動系サービス

就労、訓練、芸術活動等、日中の時間における社会活動や余暇活動等を施設への通所などを通じて支援するサービスです。

実績

(月間)

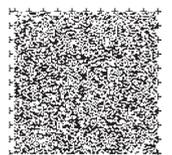
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
生活介護 (うち重度障害者利用者数)	10,923 人日分 628 人 (238 人)	11,229 人日分 617 人 (239 人)	11,491 人日分 638 人 (240 人)
自立訓練 (機能訓練)	15 人日分 5 人	39 人日分 3 人	56 人日分 3 人
自立訓練 (生活訓練)	268 人日分 21 人	528 人日分 38 人	657 人日分 69 人
就労移行支援	2,290 人日分 128 人	2,365 人日分 133 人	2,232 人日分 151 人
就労継続支援A型	1,360 人日分 81 人	1,488 人日分 95 人	1,604 人日分 103 人
就労継続支援B型	9,802 人日分 686 人	10,010 人日分 700 人	10,453 人日分 712 人
就労定着支援	42 人	43 人	47 人
療養介護	27 人	26 人	25 人
短期入所 (福祉型) (うち重度障害者利用者数)	508 人日分 341 人 (7 人)	618 人日分 339 人 (7 人)	800 人日分 330 人 (6 人)
短期入所 (医療型) (うち重度障害者利用者数)	94 人日分 34 人 (34 人)	81 人日分 33 人 (33 人)	91 人日分 36 人 (36 人)



見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (うち重度障害者利用者数)	11,785 人日分 660 人 (241 人)	12,171 人日分 681 人 (242 人)	12,562 人日分 703 人 (243 人)
自立訓練(機能訓練)	56 人日分 3 人	56 人日分 3 人	56 人日分 3 人
自立訓練(生活訓練)	968 人日分 80 人	1,111 人日分 92 人	1,261 人日分 105 人
就労移行支援	2,569 人日分 153 人	2,751 人日分 163 人	2,946 人日分 175 人
就労継続支援A型	1,920 人日分 120 人	2,124 人日分 132 人	2,334 人日分 146 人
就労継続支援B型	10,500 人日分 728 人	10,702 人日分 742 人	10,904 人日分 756 人
就労定着支援	51 人	56 人	60 人
療養介護	25 人	25 人	25 人
短期入所(福祉型) (うち重度障害者利用者数)	922 人日分 332 人 (7 人)	1,053 人日分 335 人 (8 人)	1,204 人日分 338 人 (9 人)
短期入所(医療型) (うち重度障害者利用者数)	91 人日分 36 人 (36 人)	91 人日分 36 人 (36 人)	91 人日分 36 人 (36 人)



③居住支援系・施設系サービス

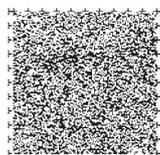
障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成や障害者が地域生活を送る上で必要な連絡調整、助言等の支援を行うサービスです。

実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
自立生活援助	0人/月	0人/月	1人/月
共同生活援助 (うち重度障害者利用者数)	258人/月 (34人/月)	247人/月 (36人/月)	269人/月 (36人/月)
施設入所支援	185人/月	190人/月	190人/月
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	3か所	3か所	4か所
地域生活支援拠点等の コーディネーター配置 人数	1人	1人	1人

見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
共同生活援助 (うち重度障害者利用者数)	291人/月 (37人/月)	313人/月 (38人/月)	335人/月 (39人/月)
施設入所支援	190人/月	190人/月	190人/月
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	4か所	4か所	4か所
地域生活支援拠点等の コーディネーター配置 人数	1人	1人	1人



④相談支援

障害特性に応じた居住の場や適切な支援の提供、自立した日常生活を営むために必要な支援を提供するサービスです。

実績

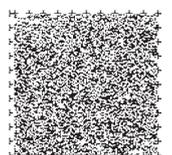
(月間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
計画相談支援	466人	500人	533人
地域移行支援	0人	0人	1人
地域定着支援	0人	1人	0人

見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	571人	611人	654人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人



⑤障害児通所支援等

心身に障害または発達の遅れがある児童を対象とした障害児通所支援や障害児相談支援等を行う児童福祉法のサービスです。

実績

(月間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
児童発達支援	2,972 人日分 421 人	3,256 人日分 457 人	3,567 人日分 493 人
放課後等デイサービス	7,592 人日分 725 人	7,885 人日分 778 人	8,189 人日分 831 人
保育所等訪問支援 ^{※1}	52 人日分 39 人	110 人日分 71 人	233 人日分 103 人
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—
障害児相談支援	705 人	748 人	794 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	4 人	5 人	7 人

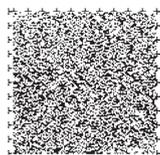
見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	3,916 人日分 543 人	4,232 人日分 585 人	4,556 人日分 627 人
放課後等デイサービス	8,575 人日分 893 人	8,712 人日分 929 人	8,812 人日分 960 人
保育所等訪問支援	227 人日分 134 人	281 人日分 164 人	332 人日分 191 人
居宅訪問型児童発達支援	— [※]	— [※]	— [※]
障害児相談支援	849 人	885 人	919 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8 人	9 人	10 人

※居宅訪問型児童発達支援に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

※1 保育所等訪問支援…保育所などの施設を専門の児童指導員や保育士が訪問することで、障害児が集団生活に適応できるための専門的な支援を行うサービス。



⑥発達障害児者等に対する支援

発達の遅れがある障害児者等の保護者を対象に、情報や相談の機会の提供等を行う取組です。

実績

(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラム等の受講者数	3人	5人	11人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンター※3の人数	—	—	—
ピアサポート※4の活動への参加人数	9人	10人	10人

見込量

(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	11人	11人	11人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	—※	—※	—※
ピアサポートの活動への参加人数	10人	10人	10人

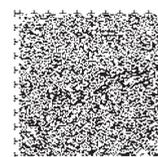
※発達障害支援における家族支援として、ペアレントトレーニングを実施しているため、ペアレントメンターの人数については見込量を算出していません。

※1 ペアレントトレーニング…保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つ。

※2 ペアレントプログラム…子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。

※3 ペアレントメンター…自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

※4 ピアサポート…同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動。

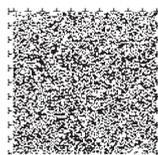


⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する取組です。

実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
協議の場の開催回数	5回/年	10回/年	11回/年
協議の場への関係者の参加者数	12人	14人	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	—
精神障害者の地域移行支援	0人/月	0人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援	1人/月	1人/月	2人/月
精神障害者の共同生活援助	86人/月	63人/月	73人/月
精神障害者の自立生活援助	—	—	—
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	19人/月	30人/月	37人/月

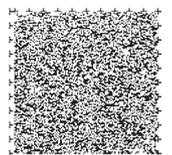


見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	11回/年	11回/年	11回/年
協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—※1	—※1	—※1
精神障害者の地域移行支援	2人/月	3人/月	4人/月
精神障害者の地域定着支援	3人/月	4人/月	5人/月
精神障害者の共同生活援助	83人/月	93人/月	103人/月
精神障害者の自立生活援助	—※2	—※2	—※2
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	44人/月	51人/月	58人/月

※1 協議の場の目標設定及び評価に関しては実施方法について検討を進めます。

※2 精神障害者の自立生活援助に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

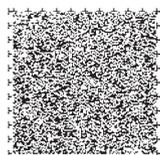


(2) 地域生活支援事業

障害福祉サービスだけでは支援が不十分な分野に関し、地域特性等を考慮し市町村が柔軟にサービスを提供する事業です。

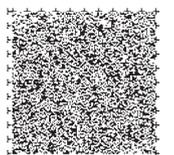
実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	9件/年	11件/年	13件/年
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	863件/年	943件/年	876件/年
	要約筆記者派遣事業	40件/年	96件/年	112件/年
	手話通訳者設置事業(登録者数)	31人	30人	29人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	23件/年	19件/年	26件/年
	自立生活支援用具	43件/年	47件/年	50件/年
	在宅療養等支援用具	39件/年	23件/年	40件/年
	情報・意思疎通支援用具	62件/年	77件/年	80件/年
	排泄管理支援用具	5,656件/年	5,112件/年	5,900件/年
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	7件/年	2件/年	5件/年
	手話奉仕員等研修事業(登録見込み者数)	2人	0人	1人
	手話奉仕員等研修事業(講座開催回数)	135回/年	141回/年	142回/年
	要約筆記者養成研修事業(講座開催回数)	23回/年	21回/年	43回/年
	点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業(受講者数)	16人	21人	22人
	移動支援事業(利用者数)	252人	253人	264人
	移動支援事業(延べ利用時間数)	17,784時間/年	19,235時間/年	20,857時間/年
	地域活動支援センター(実施箇所数)	7か所	7か所	7か所
	地域活動支援センター(延べ利用者数)	3,006人	3,036人	3,040人
	訪問入浴サービス事業(派遣回数)	676回/年	721回/年	832回/年
	点字・声の広報等発行事業(利用者数)	54人	52人	51人
	日中一時支援事業(利用者数)	111人/年	139人/年	144人/年



見込量

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		15件/年	17件/年	19件/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	876件/年	876件/年	876件/年
	要約筆記者派遣事業	115件/年	120件/年	125件/年
	手話通訳者設置事業(登録者数)	30人	31人	32人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	28件/年	30件/年	32件/年
	自立生活支援用具	53件/年	56件/年	59件/年
	在宅療養等支援用具	43件/年	46件/年	49件/年
	情報・意思疎通支援用具	83件/年	86件/年	89件/年
	排泄管理支援用具	6,050件/年	6,300件/年	6,450件/年
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5件/年	5件/年	5件/年
手話奉仕員等研修事業(登録見込み者数)		2人	2人	2人
手話奉仕員等研修事業(講座開催回数)		142回/年	142回/年	142回/年
要約筆記者養成研修事業(講座開催回数)		43回/年	43回/年	43回/年
点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業(受講者数)		22人	22人	22人
移動支援事業(利用者数)		268人	272人	276人
移動支援事業(延べ利用時間数)		20,810時間/年	20,788時間/年	20,782時間/年
地域活動支援センター(実施箇所数)		7か所	7か所	7か所
地域活動支援センター(延べ利用者数)		3,040人	3,040人	3,040人
訪問入浴サービス事業(派遣回数)		850回/年	850回/年	850回/年
点字・声の広報等発行事業(利用者数)		51人	51人	51人
日中一時支援事業(利用者数)		173人/年	192人/年	211人/年



(3) 障害児の子ども・子育て支援等

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、障害児の受入体制の整備を図るものです。

実績

(年間)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
幼稚園	83人	91人	103人
保育所	312人	357人	420人
認定こども園	25人	30人	25人
地域型保育事業所 ^{※1}	0人	2人	1人
認可外(地方単独事業) ^{※2}	—	—	—
放課後児童健全育成事業	117人	120人	120人

※1 小規模保育事業等の小規模な保育を行う施設

※2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。令和3年度、令和4年度、令和5年度は該当する施設なし

見込量

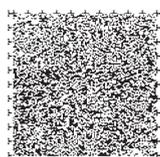
(年間)

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	量の見込 ※3	提供体制 ※4	量の見込 ※3	提供体制 ※4	量の見込 ※3	提供体制 ※4
幼稚園	103人	103人	110人	110人	110人	110人
保育所	430人	430人	440人	440人	445人	455人
認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人	30人
地域型保育事業所	2人	2人	2人	2人	2人	2人
認可外(地方単独事業)	— ^{※5}					
放課後児童健全育成事業	141人	141人	141人	141人	141人	141人

※3 【幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所】混合保育児童数及び集団生活で配慮を要する児童数の見込み、【放課後児童健全育成事業】子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数

※4 施設が受入れ可能な人数

※5 該当する施設予定なし



3. 見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

- ◆ 訪問系サービスの安定的な提供のため、サービス提供事業所の運営状況等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

- ◆ 日中活動系サービスの充実を図るために、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる施設等に補助金を交付し、重度障害者の日中活動の場の確保を進めます。

(3) 居住支援系・施設系サービス

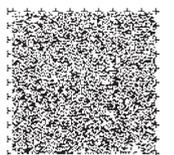
- ◆ 医療的ケアを必要とする重度障害者を受け入れた施設に補助金を交付し、重度障害者の地域生活の場の創出に努めます。
- ◆ 事業者に対して、重度障害者を受け入れることができるグループホームの整備の働きかけを行います。グループホームにおける支援を充実していくため、自立支援協議会等において、グループホームや相談支援事業所の職員による情報共有や意見交換の場を設けます。
- ◆ 施設入所支援に関しては、地域におけるセーフティネットとしての役割などもあることから、障害当事者の家族等からの切実な要望であることも踏まえ、必要なサービスの提供を行います。

(4) 相談支援

- ◆ 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の後方支援を行い、相談支援の充実と事業所の地域定着を図ります。
- ◆ 社会福祉法人等に対する、適切な情報提供や勧誘により、相談支援事業所の新規開拓を進めます。

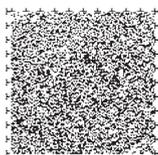
(5) 障害児サービス

- ◆ 障害児のニーズに応じて、保育所、学校、相談支援事業所等との連携を図りながら、発達支援、家族支援、地域支援など総合的な支援を行います。

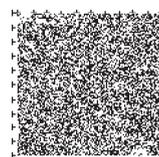


(6) 地域生活支援事業

- ◆ 障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知啓発等に関する取組を行います。
- ◆ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を中心とした相談支援事業の充実を図ります。
- ◆ 成年後見制度の周知及び利用促進を図り、障害者の権利擁護を推進します。
- ◆ 手話通訳・要約筆記者の派遣や、各種講習会の実施、障害に関する理解促進等を通じて、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ◆ 重度障害者等の日常生活を支援するために、適切な日常生活用具の給付を行います。
- ◆ 障害者の社会参加を促進するため、障害の状況に合わせた移動支援の提供に努めます。
- ◆ 障害者の創作的活動、生産活動機会の確保のため、継続して地域活動支援センターの運営を支援します。
- ◆ その他の事業に関しても、障害者の生活実態やニーズを把握しながらサービス提供に努めます。



第4章 計画の推進に向けて



1. 関係機関等との連携

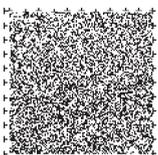
障害者が地域で共に生活し活動できる社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、ユニバーサルデザインやソーシャルインクルージョンの理念に基づいた地域社会の構築に加え、組織や団体、市民の参加と行動が不可欠です。また、障害福祉サービス等の実施にあたっては、市の関係部署が連携して対応することはもちろんのこと、国や県の関係機関、サービス提供事業者などと適切に役割分担し、連携を強化して地域全体での取組を進めます。

2. 障害者等の参画

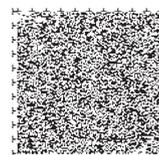
この計画は、障害に起因する社会的障壁の除去を通じて共生社会の実現を推進することを目的としているため、障害者を取りまく社会の変化と障害者のニーズの的確な把握に努めながら、施策の推進を図ることも必要です。このため、市民・障害者団体の代表・関係機関の代表等から構成される所沢市障害者施策推進協議会の機能を十分に発揮させるとともに、障害者や障害者団体及び所沢市自立支援協議会と、計画の推進について積極的に意見交換を行います。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

市民・事業者・市の協働による計画の着実な推進のために、「PDCA サイクル」に基づき、継続的な改善を図ります。



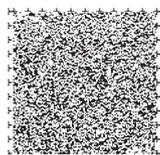
資料編



1 計画の策定経過

1. 検討経過

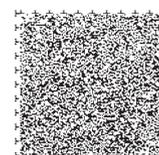
開催日	会議の名称等	内容
令和4年 5月30日	障害者団体に対するヒアリング	・計画の構成に関する意見募集
7月	社会福祉法人に対する書面ヒアリング	・各法人の運営状況 ・所沢市の地域課題等
令和5年 5月25日	第1回所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・策定体制スケジュール等検討 ・計画骨子案検討
6月28日	第1回所沢市障害者施策推進協議会	・策定体制スケジュール等検討 ・計画骨子案検討
7月27日	第2回所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画素案検討
8月28日	第2回所沢市障害者施策推進協議会	・計画素案検討
10月12日	第3回所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画素案検討
10月27日	第2回所沢市自立支援協議会定例会	・計画素案検討
11月14日	第3回所沢市障害者施策推進協議会	・計画素案検討
11月15日	第4回所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画素案検討
12月11日～ 令和6年 1月9日	パブリックコメントの募集	
2月14日	第4回所沢市障害者施策推進協議会	・パブリックコメントの報告 ・計画案検討



2. 所沢市障害者施策推進協議会

(敬称略)

職名	所属	氏名
会長	筑波大学	小澤 温
副会長	国立障害者リハビリテーションセンター	菊池 芳久
委員	所沢市障がい者団体協議会	玉津島 滝子
	所沢市障がい者団体協議会	仲 重夫
	所沢市障がい者団体協議会	木村 栄
	所沢市障がい者団体協議会	粕谷 廣子
	所沢市障がい者団体協議会	久保田 さおり
	所沢・発達障害児者を支援する会 よつばくらぶ	中島 亜希子
	所沢市手をつなぐ親の会	大島 幸子
	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	荻野 亨
	社会福祉法人 皆成会	宮本 英行
	社会福祉法人 藤の実会	荻野 司
	社会福祉法人 所沢しいのき会	熊谷 大
	所沢市医師会	齊藤 秀行
	早稲田大学人間科学学術院	古山 周太郎
	埼玉県立所沢特別支援学校	小野寺 祐樹
	所沢公共職業安定所	石井 健司
	所沢市自立支援協議会	梅本 晶絵
一般公募	雨倉 聡	
一般公募	小川 奈津己	

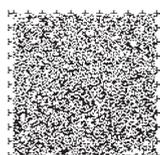


3. 所沢市自立支援協議会

(敬称略)

職名	所属	氏名
会長	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	梅本 晶絵
副会長	埼玉県立所沢特別支援学校	小野寺 祐樹
委員	社会福祉法人 藤の実会 ぱらす	本坂 朗敬
	医療生協さいたま生活協同組合 介護老人福祉施設 さんとめ	野崎 裕子
	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談支援部 総合相談課	水村 慎也
	社会福祉法人 皆成会 光の園	田邊 純子
	社会福祉法人 ゆうき福祉会	豊田 淳一
	社会福祉法人 茶の花福祉会 大樹の郷	田島 誠
	特定非営利活動法人 えがおのたね 放課後等デイサービス きなこ	都 弓美
	特定非営利活動法人 エヌピーオーいずみ 相談支援事業所 いずみ	大門 竜司
	株式会社 Le caldo 訪問看護ステーション トータルケア小手指	吉居 知咲
	医療法人社団 幸悠会 所沢慈光病院 総合支援課	小野 友佳
	埼玉県狭山保健所 保健予防推進担当	後藤 盛聡
	埼玉県所沢児童相談所	岩田 無為
	健康づくり支援課	近藤 真弓
	高齢者支援課	宮武 奈津
	学校教育課(山口小学校)	横須賀 邦子
	所沢市民生委員・児童委員連合会	安田 美代子
	特定非営利活動法人 埼玉県相談支援専門員協会	青木 咲奈枝
所沢市手をつなぐ親の会	鈴木 恭子	

(次のページに続く)



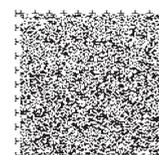
(敬称略)

職名	所属	氏名
委員	所沢市障がい者団体協議会	内海 文江
	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 所沢市基幹相談支援センター	小内 正秋
	社会福祉法人 藤の実会 さぼっと	松本 弘
	社会福祉法人 皆成会 相談支援事業所 こみゅーと	高橋 清子
	社会福祉法人 所沢しいのき会 地域生活支援センター 所沢どんぐり	鈴木 浩司

4. 第6次所沢市障害者支援計画策定検討委員会

(敬称略)

職名	所属	氏名
委員長	福祉部次長	内野 孝雄
委員	危機管理担当参事兼危機管理室長	森田 悟
	経営企画課長	小池 純一
	障害福祉課長	一色 義直
	高齢者支援課長	溝井 光正
	介護保険課長	中澤 宏和
	地域福祉センター担当参事兼地域福祉センター長	菅原 聖二
	こども政策課長	田中 綾子
	こども福祉課長	加賀谷 春恵
	保健医療課長	河西 秀樹
	健康管理課長	松井 優子
	健康づくり支援課長	岩雲 美香
	産業振興課長	奈良 和子
	都市計画課長	増子 雄一
	学校教育担当参事兼学校教育課長	吉川 誠



1. 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 社会的障壁の除去（第4条－第7条）

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援（第8条－第12条）

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等（第13条－第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

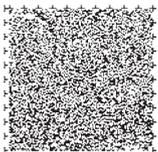
日本国憲法の基本的人権の規定を遵守し、誰もがその人個人として尊重されるとともに、自分の夢や目的の実現を自由に目指すことのできる社会を実現することは、わたしたちの共通した願いです。

しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、交通手段、障害のある人に対する誤解や偏見、あるいは手話等の意思疎通に対する無関心といった様々な社会的障壁により、障害のある人の自立や社会参加が十分に果たされず、障害のある人の権利が侵害されている状況が今なお存在しています。

このため、市民、事業者及び市は、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの意思によって、持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会を創るために、互いに手を取り合い、歩み寄り、助け合いながら社会的障壁を取り除いていかなければなりません。

わたしたちのまち所沢は、国内外の法整備の流れと連動して、所沢市障害者支援計画、所沢市交通バリアフリー基本構想及び所沢市ユニバーサルデザイン推進基本方針を策定し、障害のある人の自立と社会参加を促すための施策を計画的に実施してきました。

また、障害者リハビリテーションの中核機関である国立障害者リハビリテーションセンターがあり、障害のある人と様々な場面で接する機会が多くあるという背景から、障害のある人への理解が深く、埼玉県内で初めてとなる障害者就労支援センターの設置、要約筆記者の養成から派遣までの一貫した事業の実施、市の単独実施としては全国初となる在宅の重度精



神障害者に対する精神障害者アウトリーチ支援事業の実施といった先進的な取組も行ってきました。

わたしたちは、今後そのような取組を発展させ、障害の有無にかかわらず、誰もが生まれながらに持っている権利の主体として、共に支え合い、認め合い、人と人との絆（きずな）を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

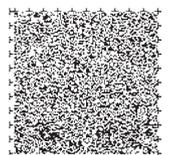
（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も共に助け合い、あらゆる社会的障壁を取り除くことで、障害の有無又は意思疎通の形態、手段及び様式にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、社会に参加し、共に支え合って暮らしていける共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通 言語（手話その他の形態の非音声言語を含む。）、文字の表示、点字、触覚を使う方法、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な方法（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。
- (4) 合理的配慮 障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていると認識できる場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で行う社会的障壁の除去をいう。
- (5) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できる状態をいう。



(6) 市民 障害の有無にかかわらず、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(7) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(8) 支援者 障害のある人の保護者、養護者その他障害のある人を支援するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

(1) 障害のある人が権利の主体であるという認識の下、その権利を尊重すること。

(2) 障害に対する理解を深めること。

(3) 障害のある人が、地域において自立して生活できること。

(4) 手話その他の形態の非音声言語が言語であること。

(5) 障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応を行うこと。

(6) 社会的障壁の除去に当たり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れること。

第2章 社会的障壁の除去

(不利益な取扱いの禁止)

第4条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを正当な理由なく行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる施策を推進しなければならない。

(1) 障害のある人が自立した生活を送るために必要な支援

(2) 障害の理解を促進するための周知及び啓発

(3) 障害のある人同士又は障害のある人とない人が交流するための機会の提供

(4) 市の職員及び所沢市立小・中学校の県費負担教職員に対する障害の理解を促進するための研修等の実施

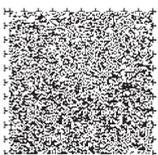
(5) その他必要な取組

2 市は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。

3 市は、市民及び事業者がこの条例に規定する取組を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、共生社会の実現に必要な施策に対し、市と協力して取り組むよう努めるものとする。



- 2 市民は、障害のある人に合理的配慮をするように努めるものとする。
- 3 事業者は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。
- 4 市民及び事業者は、自ら障害に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第7条 障害のある人及び支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障害を理由とする困難又は必要な配慮の内容について、配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする。

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援

(意思疎通)

第8条 何人も、意思の疎通を図ることが困難なことにより障害のある人が不利益を被ることがないように留意するものとする。

- 2 市は、障害のある人が自ら選択する意思疎通の形態、手段及び様式を自由に利用できるよう、その普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談への対応及び支援を行うものとする。
- 3 市及び事業者は、障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報を受け取る場合は、合理的配慮をしなければならない。

(教育)

第9条 市は、障害のある人が適切な教育を受けられるよう、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 合理的配慮をするための適切な教育環境の整備
- (2) 障害のある人及びその保護者に対する合理的配慮
- (3) 障害のある人とない人との交流の機会の創出その他必要な取組

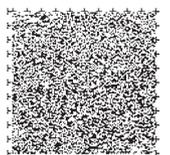
- 2 市民及び事業者は、前項各号の施策に協力するよう努めるものとする。

(就労支援)

第10条 市は、障害のある人の就労を促進するため、関係機関と連携し、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 就労に関する相談その他の支援の実施
- (2) 事業者に対する、障害のある人が働きやすい環境の整備の必要性に関する周知及び啓発

- 2 事業者は、障害のある人の就労を促進するため、障害のある人が働きやすい環境の整備



に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第11条 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設を市が設計し、及び整備する場合は、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするものとする。

2 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設の管理に当たっては、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害のある人がこれらの施設等を利用する場合は、合理的配慮をしなければならない。

(居住場所の確保)

第12条 市は、障害のある人が可能な限り自分の選択した地域で生活できるよう、障害のある人が居住する場所を確保し、居住を継続するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等

(相談)

第13条 何人も、第2章及び前章の規定に関連する事項について、相談機関（市及び市が委託する相談業務を実施する事業所をいう。以下同じ。）に相談することができる。

2 相談機関は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

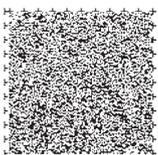
- (1) 前項に規定する相談の関係者間の調整
- (2) あっせんの申立ての支援
- (3) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎ

(あっせんの申立て)

第14条 障害のある人（市民に限る。以下この条において同じ。）又はその支援者は、前条第2項第1号の対応が行われた後も、なお問題が解決されない場合は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、その解決のために必要なあっせんの申立てをすることができる。ただし、障害のある人本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、その支援者は、申立てをすることができない。

2 前項の申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分であるとき。



- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争であるとき。
- (3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
- (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
- (5) その他あっせんの必要がないと認めるとき。

3 市長は、前項第1号又は第2号に該当することにより障害のある人又はその支援者が申立てをすることができない場合は、適切な機関を紹介するものとする。

（あっせんの実施）

第15条 市長は、あっせんの必要があると認める場合は、第18条に定める所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会（以下この条、第18条第2項及び第19条第1項において「委員会」という。）に対し、あっせん案の作成を求めるものとする。

2 委員会は、前項のあっせん案を作成するに当たり、可能な限り当事者双方の意見を聴取しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認める場合は、当事者その他の審議に必要な者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、委員会が作成したあっせん案を基に、あっせんを行うものとする。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、あっせんを受けた者が正当な理由なくそのあっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

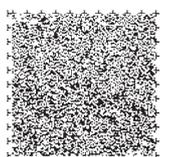
2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第17条 市長は、前条第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会の設置等）

第18条 この条例の規定に関するあっせん案の作成その他あっせんに関する事項の調整を目的として、所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会を置く。



2 前項に定める事項のほか、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条に規定する事務を行う協議会と必要な情報交換を行うものとする。

(組織)

第19条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害のある人及び支援者
- (2) 福祉、法律その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

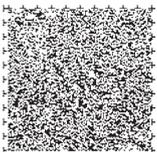
2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者施策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会委員	日額	7,900円
-------------------------	----	--------

附 則(令和5年9月20日条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



2. 所沢市障害者施策推進協議会条例

所沢市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、所沢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第36条第4項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

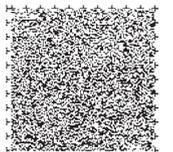
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。



- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

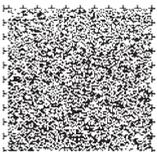
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年6月30日までとする。



本冊子の表紙と裏表紙は、
障害者週間作品展にて「ところん賞」に選出された作品です

【表表紙】鹿島世津子さんの作品「チューリップ」

【裏表紙】千笑里（ちえみのさと）さんの作品「表現の木🌳」



所沢市イメージマスコット

ところん

第6次所沢市障害者支援計画
(第7期障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画)

令和6年3月

発行:所沢市福祉部障害福祉課

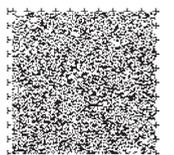
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

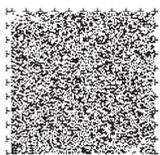
TEL 04-2998-9116

FAX 04-2998-1147

E-Mail a9116@city.tokorozawa.lg.jp

URL <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp>







TOKOROZAWA